

点検・評価報告書

2021（令和3）年度 大学評価用

専修大学

目 次

序章	1
第1章 理念・目的	3
第2章 内部質保証	11
第3章 教育研究組織	21
第4章 教育課程・学習成果	26
第5章 学生の受入れ	53
第6章 教員・教員組織	63
第7章 学生支援	70
第8章 教育研究等環境	82
第9章 社会連携・社会貢献	95
第10章 大学運営・財務	103
〔第1節〕大学運営	103
〔第2節〕財務	114
終章	117

序 章

本学では、2014（平成 26）年度に大学基準協会の大学評価を受審し、審査の結果、「適合」の評価を受けたが、「教育内容・方法・成果」及び「学生の受け入れ」において4点の努力課題が付された。付された努力課題については、自己点検・評価委員会、学部長会、大学院委員会、教授会、法科大学院教授会、常勤役員会等において共有を図ったうえで速やかに改善に向けた取組みを進め、その結果は、2018（平成 30）年 7 月に『改善報告書』として大学基準協会へ提出した。改善結果については、本学が、これらの努力課題を真摯に受け止め、意欲的に改善に取り組んできたことが確認できたと評価された。ただし、収容定員に対する在籍学生数比率に関しては、引き続き改善に努めることとしている。

また、2014（平成 26）年度の大学評価結果の「総評」では、「点検・評価の結果、問題とされた事項について、大学全体としてこれを改善するための組織的な仕組みや体制は明確ではない」という指摘を受けた。これを受け本学では、これまで、学部における教育・研究については学部長会、大学院における教育・研究については大学院委員会が、各々の内部質保証に責任を持つ機関として機能してきたが、内部質保証のさらなる推進のためには、学部と大学院が一体となった全学的な内部質保証の整備が必要であると認識し、本学における適切な内部質保証システムの整備に向けて検討を進め、2019（令和元）年度に新たな内部質保証システムを導入した。

新たな内部質保証システムでは、内部質保証に関する大学の基本的な考え方を「自己点検・評価等を適切に機能させることにより、本学が行う教育研究活動の質の向上を図り、本学の教育研究活動が一定の水準を満たすものであることを恒常的かつ継続的に自らの責任において説明し、及び証明すること」とし、この考え方を内部質保証推進委員会規程に明記することとした。また、内部質保証推進委員会の構成員は、学長、副学長、学部長、研究科長、法科大学院長の他に、自己点検・評価委員会委員長、全学カリキュラム協議会議長、教育開発支援委員会委員長、学務担当常勤理事をメンバーとして加えることで、教学マネジメントを担う全学的な組織としての役割を持たせることとした。また、内部質保証システムの導入に伴い、内部質保証推進委員会と既存の自己点検・評価委員会との関係性についても整理した。自己点検・評価委員会では、内部質保証推進委員会が設定した全学的な目標・計画等の内容を反映させた自己点検・評価項目の設定及び点検・評価活動を行うこととし、内部質保証推進委員会では、自己点検・評価委員会が取りまとめた自己点検・評価の結果（『自己点検・評価報告書』）を活用することとした。これにより、PDCA サイクルに有効性を持たせることとした。

また、内部質保証システムを効果的に運用していくため、本学では、事務組織体制や各所管の事務分掌の見直しを適宜行うことで、業務内容の多様化及び専門化に対応する職員体制の整備に努めている。2018（平成 30）年 5 月には、学生情報の分析・活用のため、教務部教務課内に「IR 担当」を新たに設け、教学組織である教育開発支援委員会と連携した活動を行っている。2019（令和元）年度は、外部アセスメントテストの結果について、教育開発支援委員会と教務課 IR 担当者との協働により分析を行い、その結果は内部質保証推進委員会内に置かれた学部部会において報告された。また、2020（令和 2）年度は、COVID-19 の影響に伴い本学においてもオンライン授業を展開したが、オンライン授業の質向上に

資することを目的とした学生を対象としたアンケート結果や外部アセスメントテストの結果を分析し、ここで得られた知見等は 2020（令和 2）年度後期の授業運営に活かされた。

本学では、21 世紀ビジョン「社会知性の開発」を達成するため、「学生を基本に据えた大学づくり」を大学運営の基本理念に掲げ、社会の屋台骨を支える有為な人材の育成に努めるとともに、骨太の大学改革に取り組んでいる。このことを達成するため、本学では、専修大学創立 140 周年を迎える向こう 5 年間（2016（平成 28）年度から 2020（令和 2）年度）において、「確たる大学基盤の整備」を事業推進の指針（5 か年計画）に据えて、指針の中心となる 7 つの事業領域（「教育」「研究」「学生支援」「グローバル」「入試」「社会連携」「経営・財務」）については、それぞれ中期的な視点で到達目標を設定し、目標達成に向けた年次の事業計画を策定している。本学では、これらの計画に従って、キャンパス整備、学部の改組転換及び新学部設置を進めた結果、2020（令和 2）年度までに完遂することができた。なお、現在は、2021（令和 3）年度からの「次期中期計画」を策定し、公表に向けて準備を進めている。

本学では、新たな内部質保証システム及び 2021（令和 3）年度公表予定の「次期中期計画」に基づき教育研究活動の更なる質向上に取り組むことで、本学の 21 世紀ビジョンである「社会知性の開発」の実現を図っていきたい。

以 上

第1章 理念・目的

【現状説明】

点検・評価項目1：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的との関連性

専修大学は、1880（明治13）年、米国留学から帰国した相馬永胤、田尻稻次郎、目賀田種太郎、駒井重格の4人の先駆者により、日本最初の経済科、私学初の法律科を置く私立専門学校「専修学校」として創立した。創立者達は、明治初期、コロンビア大学、エール大学、ハーバード大学、ラトガース大学に入学。西洋の先進的な学問を摂取し、日本のあり方を構想し、経済学や法律学についての教育を通して新しい時代を担う人的基盤を構築しようとする夢を具体化した。「専修学校」の創立には、国際的視野と先進的な学問を基盤に、日本の将来を見据え、実践的な教育を通して国の発展に寄与する人材を育成する願いを込めていた。

1949（昭和24）年には、商経学部、法学部を擁する新制大学として発足し、専修大学学則（以下、「学則」という。）第1条には「本大学は、社会現象に対する自由でとらわれない研究を基礎とし、古い権威や強力に対してあくまで批判的であることを精神とし、人間の値打ちを尊重する平和的な良心と民主的な訓練を身につけた若い日本人を創りあげることがを目的としている」と規定した。また、学校法人専修大学寄附行為第3条において、「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的とする」としている。（資料1-1、1-2【ウェブ】）

その後、学部の拡充や新設、大学院の充実を図ってきたが、21世紀に至り、大学を取り巻く厳しい社会環境の変化に対応していくため、本学では、大学の基本的な方向性を全学的観点から検討し、その結果、建学の精神である「社会に対する報恩奉仕」を現代的に捉え直し、21世紀ビジョンとして「社会知性の開発」を掲げ、このビジョンのもと教育・研究体制の改革に取り組むとともに、「学生を基本に据えた大学づくり」を念頭に積極的な大学運営を行っている。（資料1-3【ウェブ】）

社会知性とは、「専門的な知識・技術とそれに基づく思考方法を核としながらも、深い人間理解と倫理観を持ち、地球的視野から独創的な発想により主体的に社会の諸課題の解決に取り組んでいける能力」のことである。

21世紀の今日、グローバル化の拡大と異文化交流の進展、情報化の加速、少子高齢化の進行など、我々が取り組まなければならない課題が山積している。これらの社会的課題を解決するためには、地球的視野から諸課題を捉える力、創造的発想力、さらには深い人間理解や倫理観が求められる。本学では、こうした新時代の社会で求められる知性こそ、「社会知性」と考えている。それは、学生一人ひとりが自己実現に生かせる知であると同時に、「専修大学が創り育てる知」でもある。

また、社会知性を開発し、この混迷する21世紀において社会の屋台骨を支える有為な人

材を本学から輩出するということに焦点を当てることは、創立者たちの建学の精神に符合することになる。本学の 21 世紀ビジョンとして「社会知性の開発」を据えたということは、創立の原点に回帰して本学の果たすべき役割を洗い直した結果だといえる。本学がこれからすべきことは、社会知性を備えた人材を輩出するとともに、「社会知性の開発」の成果を専修大学の知として社会に発信していくことにある。本学の開発する社会知性は、社会の進むべき方向を示す羅針盤の役割を果たしうるものである。

本学の 21 世紀ビジョン「社会知性 (Socio-Intelligence) の開発」の具体的な推進に向け、各学部は、学部・学科ごとに学則第 2 条の 2 において、各研究科は、専攻・課程ごとに専修大学大学院学則（以下、「大学院学則」という。）第 5 条の 2 において、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定めている。これらの目的は、高等教育機関の目的として適切である（資料 1-4【ウェブ】）。

人材育成その他教育研究上の目的の適切な設定における各学部の取り組みの具体例として、ネットワーク情報学部では、2019（平成 31）年 4 月に教育研究上の目的を改正した際に、日本学術会議から示された「大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準 情報学分野」を考慮し、大学の理念・目的との関連が明確になる内容としたことで、より適切な内容としている。

法科大学院では、「市民生活に根ざした『社会生活上の医師』ともいえるべき法曹を養成する」ことを教育上の基本理念として掲げた。この理念に基づき、さらには、司法試験・司法修習と連携した基幹的高度専門教育機関として法曹教育に特化した実践的教育を行うという法科大学院の本来の目的を踏まえて、法律基本科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目、法律実務基礎科目の各科目群の履修を通して、法律に関する基本的な理論及び知識を徹底して教育すること、並びにその基礎的理論と知識を基に「議論による問題解決能力」を修得させることを教育上の目標として設定した。この目標は、同時に、法科大学院教育の目的である「多様かつ広範な国民の要請にこたえることのできる高度の専門的な法律知識、幅広い教養、国際的な素養、豊かな人間性及び職業倫理」を備えた法曹を養成することでもある。（資料 1-5【ウェブ】）

以上のことから、各学部・学科、各研究科・専攻・課程及び法科大学院の人材育成その他教育研究上の目的は、本学の 21 世紀ビジョン「社会知性 (Socio-Intelligence) の開発」すなわち「専門的な知識・技術とそれに基づく思考方法を核としながらも、深い人間理解と倫理観を持ち、地球的視野から独創的な発想により主体的に諸課題の解決に取り組んでいける能力」と緊密に関連している。

点検・評価項目 2：大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点 1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示
--

評価の視点 2：教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表

本学の目的は、学則第 1 条、大学院の目的は、大学院学則第 1 条、法科大学院の目的は、専修大学専門職大学院学則（以下、「専門職大学院学則」という。）第 1 条にそれぞれ明記している。また、人材の養成に関する目的その他教育研究上の目的については、上述のとおり、学則第 2 条の 2 及び大学院学則第 5 条の 2 において、適切に明示している。大学の理念・目的、学部・研究科の目的は、それぞれ大学 HP ホームページ（情報公開）において周知、公表している。また、学部・学科の目的は『学修ガイドブック』に、研究科・専攻・課程の目的は『大学院要項』にそれぞれ掲載し、学生及び教職員に対し周知している。（資料 1-1、1-4、1-5、1-14【ウェブ】）

法科大学院における上記の教育の理念及び目標については、専門職大学院学則第 3 条、『法科大学院入学ガイド』及び『法科大学院要項』に示しており、その内容は大学 HP でも広く公表している。また、毎年、新入生に対するガイダンスにおいて法科大学院長が新入学者に対して丁寧な説明を行うとともに、Semesterごとのガイダンスにおいても、教務委員長から履修に当たって踏まえるべき基本的視点として言及している。（資料 1-5、1-6、1-12、1-14【ウェブ】）

ステークホルダーに対する周知の一例として、受験生に対しては、『入学ガイド』『各学部パンフレット』やオープンキャンパス等をとおして、学生のご父母・保護者に対しては、入学式や育友会支部懇談会、『ご父母・保護者のための専修大学ガイドブック』、大学紹介 DVD、学内広報誌等をとおして周知している。また、本学では、「社会知性の開発」に基づく本学の教育・研究活動の理解促進を目的とした小冊子（Si-report）を作成し、本学の理念・目的の理解向上に努めている。（資料 1-13【ウェブ】）

点検・評価項目 3：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点 1：将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定

本学は、21 世紀ビジョン「社会知性の開発」を達成するため、「学生を基本に据えた大学づくり」を大学運営の基本理念に掲げ、社会の屋台骨を支える有為な人材の育成に努めるとともに、骨太の大学改革に取り組んでいる。このことを達成するため、本学は、専修大学創立 140 周年・石巻専修大学創立 30 周年を迎える 2020（令和 2）年度を目標として、2016（平成 28）年度から 2020（令和 2）年度において、「確たる大学基盤の整備」を事業推進の指針（5 か年計画）に据えて、指針の中心となる 7 つの事業領域（「教育」「研究」「学生支援」「グローバル」「入試」「社会連携」「経営・財務」）については、それぞれ中期的な視点で到達目標を設定し、目標達成に向けた年次の事業計画を策定した。（資料 1-15、1-16【ウェブ】）

また、2020（令和 2）年度事業計画から、直近の認証評価（2014（平成 26）年度受審の「専修大学に対する大学評価（認証評価）結果」における努力課題）を踏まえて、同計画を策定した。直近の認証評価結果を踏まえるに際しては、2019（令和元）年 11 月、関係所

管に対して「令和2年度業務計画・報告シート」に改善の方向性を盛り込むことを要請し、その内容を同計画に反映した。(資料 1-17～1-19)

さらに、現在は、常勤役員及び教学理事を中心として、2021（令和3）年度公表予定の「次期中期計画」（正式名称：学校法人専修大学中期計画（2021年度～2025年度））策定に向けて、累次にわたる検討を図り、本計画は2021（令和3）年2月26日開催の理事会・評議員会において承認され公表に向けて準備を進めているところである。

(専修大学創立 140 周年・石巻専修大学創立 30 周年を迎える向こう 5 年間における事業推進の指針 (5 か年計画))

【社会知性の開発】
《21世紀ビジョン》

【学生を基本に据えた大学づくり】		
《21世紀ビジョンを達成するための大学運営の基本理念》		
【確たる大学基盤の整備】		
《専修大学創立140周年・石巻専修大学創立30周年を迎える向こう5年間(平成28年度～令和2年度)における事業推進の指針(5か年計画)》		
事業領域	到達目標	主な施策群
教育	専修大学及び石巻専修大学は、「専門的な知識・技術とそれに基づく思考方法を核としながらも、深い人間理解と倫理観を持ち、地球的視野から独創的な発想により主体的に社会の諸課題の解決に取り組んでいける能力」の育成を目指している。その実現に向け、内部質保証システムの機能を高め、全学的な教学マネジメントサイクルによる教育課程の編成を行う。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 学士課程における体系的な教育課程編成 2. 学士課程におけるキャリア教育の推進 3. 学士課程における教育組織の改革 4. 大学院における教育改革の推進 5. 法科大学院における教育の質向上 6. 内部質保証機能の強化 7. 教育・研究環境の整備
研究	専修大学及び石巻専修大学は、研究活動によって創出された新たな「知」を蓄積し、継承・発展をさせることにより、社会の持続的発展の基盤形成に貢献するとともに本学のプレゼンスを高める。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 競争的研究資金の獲得促進 2. 研究活動の推進及び基盤の整備・充実 3. 産学官連携による研究促進
学生支援	専修大学及び石巻専修大学は、学生一人ひとりの自己実現に向けて、学修及びキャリア形成並びに学生生活のサポート体制を更に充実させる。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 就職支援の強化 2. 資格試験等指導講座の充実 3. 修学支援の強化 4. カレッジスポーツの振興 5. 学生生活及び健康サポートの強化
グローバル	専修大学及び石巻専修大学は、国際交流・異文化理解の相互体験を充実させ、グローバル社会において、社会の要請に応える人材の育成を推進する。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 学生の英語力向上 2. 留学生(派遣)数の増加 3. 東南アジア圏の交流強化
入試	専修大学は、全国から多様かつ質の高い学生を受け入れるとともに、高い選抜性を維持するため、志願者50,000人以上の継続的確保を目指す。 石巻専修大学は、石巻圏域から安定的に学生を確保し、地域人材の育成につなげる。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 志願者数向上への取組み 2. 高大接続改革への対応準備
社会連携	専修大学は、研究領域で創出された「知」を広く社会に発信するとともに、ボランティア活動等の諸活動を通して地域社会の発展に寄与する。 石巻専修大学は、石巻圏域の中核として地域社会と連携し、地域社会の発展に寄与する。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 協定自治体等との連携強化 2. 公開講座等の充実 3. 広報活動等の強化
経営・財務	学校法人専修大学は、大学力強化に向けた改革を推進するために、財政基盤の改善・強化を図るとともに、事業の継続的な発展に向けた取組みを行う。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 経常支出の抑制 2. 外部資金確保の推進 3. 事業の継続的発展に向けた取組み 4. 中期計画策定の検討 5. ICTの効率的な活用

【長所・特色】

○本学では、「5か年計画」及び「年次の事業計画」に従って、キャンパス整備、学部の改組転換及び新学部設置を進めた結果、専修大学創立140周年（2020（令和2）年度）までに完遂したこと。また、常勤役員及び教学理事を中心として、2021（令和3）年度公表予定の「次期中期計画」を策定したこと。

本計画の策定に当たっては、18歳人口の更なる減少が加速する20年後（2040年頃）においても、専修大学及び石巻専修大学が力強く持続的な発展を遂げ、社会の屋台骨を支える有為な人材を輩出している姿を思い描き、その実現に向けた布石を打つための5年間と位置付けて構想した。加えて、「5か年計画」（2016年度～2020年度）により整備した基盤をもとに更に発展させるべき事業や、直近の認証評価結果を含む諸課題を踏まえて策定した。本計画は、「専修大学」「石巻専修大学」「学校法人専修大学」に区分し、それぞれに「計画の柱」とその柱を達成するための「行動計画」に整理した上で、計画の全体像を策定した（全体像は、下図の「中期計画の概要」を参照。）。さらに、「行動計画」については、その進捗状況を適切に評価・検証するため、可能な限り客観的な指標を設定した。この指標に基づき、年次毎の事業計画において具体的な達成目標を設定し、本計画の実質化が図られる見込みである。

なお、本計画の推進にあたっては、常に進捗状況を検証し必要に応じて計画の修正を行うこととするが、計画時の想定を大きく上回る環境変化が起きた場合には、改訂を行うことも視野に入れている。

続いて、本計画の目指す方向性については、専修大学は、教育力・研究力・学生生活動実績の3点を向上させることを目指している。教育力の向上に向けて、研究に裏付けされた確かな教育力で、更なる教育の質向上を推進する。加えて、持続可能な開発目標（SDGs）に貢献する教育活動や社会貢献活動等を積極的に推進することにより、社会の屋台骨を支える有為で多様な人材を輩出する。

研究力の向上に向けては、新たな知を創出・蓄積し、継承・発展させることにより、社会の持続的発展の基盤形成に貢献するとともに、広く社会で活躍する人材の育成を目指す。さらに、競争的研究資金の獲得なども見据えつつ、国際社会に対応し得る学術・文化の幅広い分野における専門的、学際的な研究活動の推進を目指す。

学生生活動実績の向上に向けては、学生の多様な価値観を受け止め、自己実現（目標達成）を強力にサポートする。特に「資格」「就職」「スポーツ」における学生支援については、これまでの実績を基盤としつつ、従来を超える成果の達成を目指す。

学校法人専修大学は、財務基盤と大学運営力の強化を目指している。特に大学運営については、従来型の枠組みを超えた新機軸の発想を大切にし、組織の壁を越えたチーム力を強化するとともに、専修大学及び石巻専修大学の大学事務業務の構造改革を推進する。

(中期計画の概要)



【問題点】

○特になし

【全体のまとめ】

○本学は、1880(明治13)年、米国留学から帰国した4人の先駆者によって、日本最初の経済科、私学初の法律科を置く私立専門学校「専修学校」として創立された。創立者たちは、留学で学んだ先進的な知見や学問を社会に還元し、国の発展に寄与する人材を育成する願いを込めていた。こうした建学時の精神を引き継ぎながら、21世紀を迎えるにあたり、本学では建学時の精神を現代的に捉えなおし、21世紀ビジョン「社会知性(Socio-Intelligence)の開発」を掲げている。そして、このビジョンのもと、「学生を基本に据えた大学づくり」を念頭に置きながら、教育・研究活動を推進し、諸改革に取

り組んでいる。

本学、大学院及び法科大学院の目的は、それぞれ専修大学学則、大学院学則、専門職大学院学則において明示するとともに、各学部、各大学院研究科、法科大学院における人材育成その他の教育研究上の目的についても、上述の3つの学則に明示している。その内容は、学修ガイドブックや各要項に掲載して学生及び教職員に周知するとともに、社会に対しては、様々な刊行物や本学ウェブサイトを通じて公表している。

本学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくための施策として、創立140周年を迎えた2020（令和2）年度までの5年間は、「確たる大学基盤の整備」を事業推進の指針（5か年計画）に据えた。そして、指針の中心となる7つの事業領域（教育、研究、学生支援、グローバル、入試、社会連携、経営・財務）について、中期的な視点で到達目標を設定し、目標達成に向けた各年次の事業計画を策定・推進してきた。

この5か年計画については、各年度において達成度の評価・検証を行ってきた。2020（令和2）年度においては、それまでの5年間の達成度を検証したうえで、本学を取り巻く環境や社会的情勢等もあわせて検討し、2021（令和3）年度からの5か年計画として「学校法人専修大学中期計画（2021年度～2025年度）」が策定された。

上述のとおり、本学は、理念・目的を達成するため、様々な取り組みを行っている。

第2章 内部質保証

【現状説明】

点検・評価項目1：内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点1：下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示

- ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方
- ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織（全学内部質保証推進組織）の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担
- ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCAサイクルの運用プロセスなど）

内部質保証に関する大学の基本的な考え方については、「自己点検・評価等を適切に機能させることにより、本学が行う教育研究活動の質の向上を図り、本学の教育研究活動が一定の水準を満たすものであることを恒常的かつ継続的に自らの責任において説明し、及び証明すること」である。この考え方は、「専修大学内部質保証推進委員会規程（以下、「内部質保証推進委員会規程」という。）」第2条において、本学における「内部質保証」の定義として位置付けている。（資料2-1）

内部質保証推進委員会の役割は、「①内部質保証の推進という目的を達成するための目標・計画等の設定及び推進に関すること」「②目標・計画等の適切性及び有効性の検証に関すること」「③検証の結果に基づく目標・計画等の改善及び向上に関すること」「④委員会が必要と認める事項に関すること」を行うことを内部質保証推進委員会規程第3条において定めている。

一方で、本学の自己点検・評価活動を推進する組織として、本学では、「専修大学自己点検・評価規程（以下、「自己点検・評価規程」という。）」に基づき、「専修大学自己点検・評価委員会（以下、「自己点検・評価委員会」という。）」を置くとともに、学部・研究科その他の自己点検・評価活動を推進するための組織として、自己点検・評価委員会の下に、「機関別自己点検・評価実施委員会（以下、「実施委員会」という。）」を置いている。現在、実施委員会は、機関毎に28委員会設置している。なお、法科大学院の自己点検・評価を行うための組織については、専修大学法科大学院自己点検・評価規程において定めている。（資料2-2、2-3）

内部質保証推進委員会と自己点検・評価を推進する組織との関係性及び本学のPDCAサイクルの運用プロセスについては、次のとおりであり、2年周期で①から⑩のプロセスを経ることにより、PDCAサイクルを機能させている。なお、2020（令和2）年度は、2年周期の2年目にあたっている。

- ①全学的な目標・計画等を設定【内部質保証推進委員会】
- ②目標・計画等を反映させた自己点検・評価項目の大綱を設定【自己点検・評価委員会】
- ③大綱に基づく実施委員会の自己点検・評価項目の原案（細目）の設定【自己点検・評価委員会】
- ④自己点検・評価項目の原案（細目）を総合的に調整し、自己点検・評価項目を決定【自

己点検・評価委員会】

⑤自己点検・評価項目に基づく自己点検・評価の実施【実施委員会】

⑥実施委員会が作成した自己点検・評価の結果を自己点検・評価委員会へ報告【実施委員会】

⑦実施委員会が作成した自己点検・評価の結果の取りまとめ【自己点検・評価委員会】

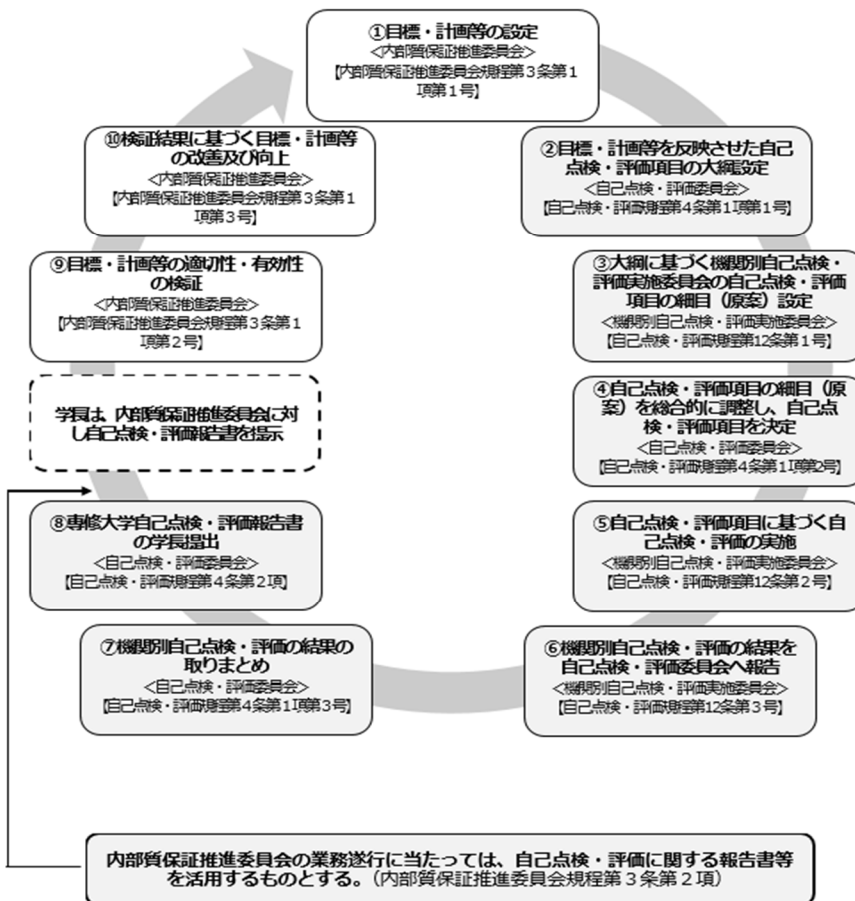
⑧自己点検・評価報告書の作成及び学長への提出【自己点検・評価委員会】

⑨目標・計画等の適切性・有効性の検証【内部質保証推進委員会】

⑩検証結果に基づく目標・計画等の改善及び向上【内部質保証推進委員会】

なお、内部質保証推進委員会が担当する「⑨」及び「⑩」の業務遂行にあたっては、自己点検・評価委員会が取りまとめた「自己点検・評価報告書」を活用することで、PDCAサイクルに有効性を持たせることとしている。(資料2-4)

専修大学の内部質保証プロセス



※ ②～⑧（網掛け部）は、内部質保証に係る自己点検・評価活動

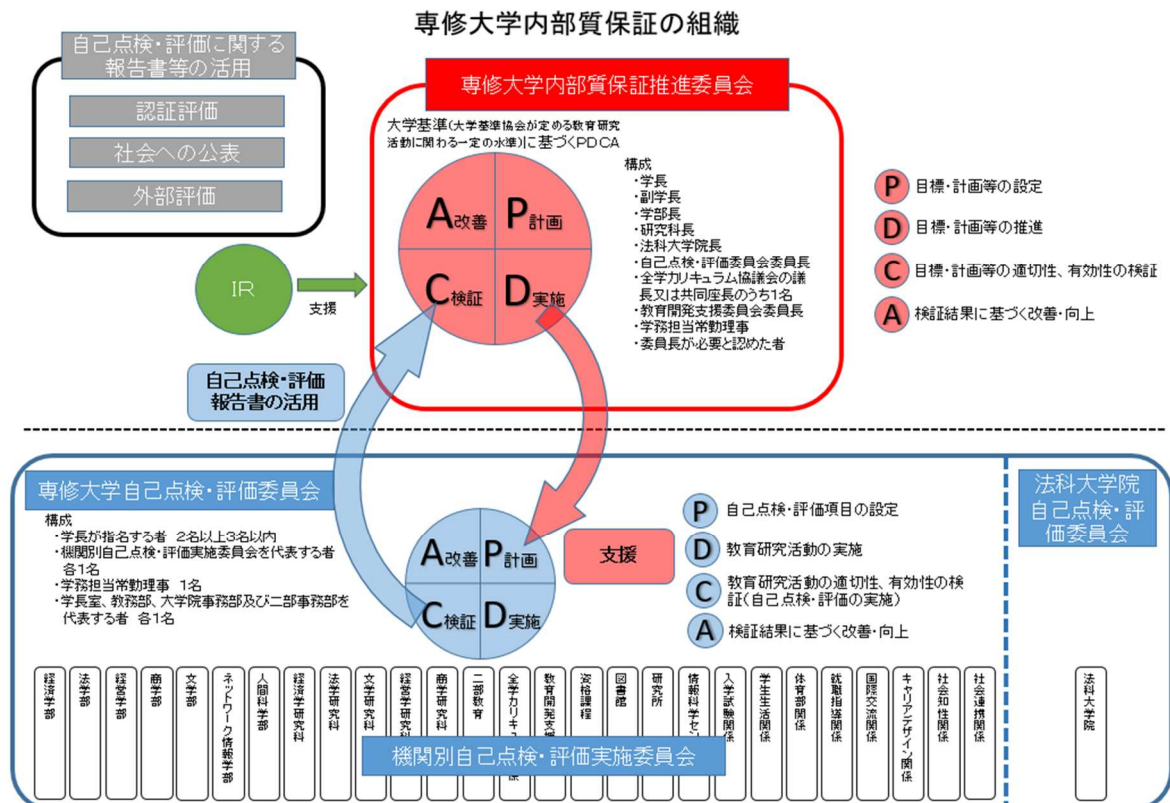
点検・評価項目2：内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点1：全学内部質保証推進組織・学内体制の整備

評価の視点 2：全学内部質保証推進組織のメンバー構成

内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織は、内部質保証推進委員会規程に基づき、内部質保証推進委員会を設置している。また、委員会内に「内部質保証推進委員会学部部会」及び「内部質保証推進委員会大学院部会」を設置することで、学部又は大学院固有の内部質保証に関する業務の迅速化を図ることとしている。(資料 2-5、2-6)

内部質保証推進委員会の構成員は、内部質保証推進委員会規程第 4 条のとおり、学長、副学長、学部長、研究科長、法科大学院長、自己点検・評価委員会委員長、全学カリキュラム協議会議長、教育開発支援委員会委員長、学務担当常勤理事である。構成員は、全学的な教学マネジメントを担う教学役職者を構成員として適切に配置している。また、「内部質保証推進委員会学部部会」の構成員は、学部長会の構成員とし、「内部質保証推進委員会大学院部会」の構成員は、大学院委員会の構成員としている。(資料 2-7)



点検・評価項目 3：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

- 評価の視点 1：学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定
- 評価の視点 2：方針及び手続に従った内部質保証活動の実施
- 評価の視点 3：全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み
- 評価の視点 4：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

評価の視点5：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

評価の視点6：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応

評価の視点7：点検・評価における客観性、妥当性の確保

＜学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定＞

本学は、教育目標として「社会知性（Socio-Intelligence）の開発」を掲げ、「専門的な知識・技術とそれに基づく思考方法を核としながらも、深い人間理解と倫理観を持ち、地球的視野から独創的な発想により主体的に社会の諸課題の解決に取り組んでいける能力」の育成を目指している。本学における卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）（以下、「DP」という。）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）（以下、「CP」という。）、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）（以下、「AP」という。）は、この「社会知性（Socio-Intelligence）の開発」を具現化するために策定したものである。（資料2-8【ウェブ】）

＜方針及び手続に従った内部質保証活動の実施＞

本学のPDCAサイクルの運用プロセスは、2年周期で実施しており、2020（令和2）年度は、2年周期の2年目となる。内部質保証推進委員会では、第13期（2019（令和元）・2020（令和2）年度）自己点検・評価活動の開始にあたり、各学部及び研究科が設定している三つの方針が適切に設定され、それらの方針に基づき適切に教育が展開されていることの検証を目標・計画として位置付け、自己点検・評価委員会に対し「重点項目」の提示、各学部・学科のDPを検証する「ワーキング・グループ」の設置、IR情報を活用した点検・評価を行っている。（資料2-9～2-11）

＜全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み＞

本学では、内部質保証推進委員会において、目標・計画等の適切性・有効性の検証及び検証結果に基づく目標・計画等の改善及び向上を図っており、内部質保証推進委員会が必要と認めた点検・評価項目を「重点項目」として位置付け、これに基づき各機関が自己点検・評価を行うという仕組みを構築している。このことにより、大学としての重点項目に焦点を当てた自己点検・評価活動を可能としている。

第13期（2019（令和元）・2020（令和2）年度）自己点検・評価活動では、「各学部・研究科の教育研究上の目的について」「各学部・研究科の卒業認定・学位授与の方針および教育課程編成・実施の方針について」「各学部・研究科の入学者受入れの方針について」の3項目を「重点項目」と位置付け、各学部及び各研究科実施委員会に対し点検・評価の依頼を行った。また、三つの方針のうちDPについては、中央教育審議会が2016（平成28）年に公表した三つの方針の策定及び運用に関するガイドラインにおいて、「各大学における教育に関する内部質保証のためのPDCAサイクルの起点として機能すべきもの」と位置付けられていることから、内部質保証推進委員会学部部会では、各学部・学科で掲げている

DP の検証依頼を各学部・学科に対し実施し、これに基づき DP の検証を行った。具体的には、「21 世紀ビジョンと DP との対応状況」「教育研究上の目的と DP との対応状況」「全学 DP と学部・学科 DP との対応状況」「DP の対象範囲」「卒業時の資質・能力の保証」の 5 点を網羅した「検証シート」を作成し、各学部・学科に対し現行 DP の確認を依頼した。併せて内部質保証推進委員会学部部会内に「三つのポリシー（学士課程）検証ワーキンググループ」を設置し、上記 5 点の検証項目に対しそれぞれ複数の点検・評価の観点を設定したうえで DP の検証を行い、検証結果については、内部質保証推進委員会学部部会において報告した。（資料 2-12～2-16）

これらの検証を踏まえ、本学では、中央教育審議会が 2018（平成 30）年に公表した「グランドデザイン答申」及び 2020（令和 2）年に公表した「教学マネジメント指針」に即した三つの方針に改正するとともに、学位プログラム共通の考え方や尺度である「アセスメントプラン」を策定し、教学マネジメントを確立していくことが必要であると考え、現在、内部質保証推進委員会において、三つの方針を改正するにあたっての策定要領の更新作業を進め、2022（令和 4）年度からの運用を予定している。（資料 2-17）

<学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施>

学部・研究科その他の組織における自己点検・評価は、各学部・研究科や各機関に置かれた「実施委員会」において、2 年周期で行っており、活動の成果を『専修大学自己点検・評価報告書』として取りまとめている。（資料 2-18【ウェブ】、2-19【ウェブ】）

実施委員会における自己点検・評価のプロセスは、「専修大学の内部質保証プロセス」において触れたとおりであるが、具体的な活動内容は次のとおりである。

① 大学基準協会が定める「点検・評価項目」に基づく自己点検・評価活動

各実施委員会は、大学基準協会の「大学基準」に対応した「チェックシート」に基づいて現状確認を行うことにより、長所・特色及び問題点を把握する。

② 「達成目標」「評価の視点」に基づく点検・評価活動

実施委員会は、必要と判断した自己点検・評価項目に対し、「達成目標」及び「評価の視点」を自ら設定し、自己点検・評価を行う。その結果は、「点検・評価の状況」として自己点検・評価委員会に報告する。「点検・評価の状況」の記入にあたっては、各自自己点検・評価項目における「現状説明」を記述したうえで、長所・特色及び問題点について触れ、併せて将来に向けた発展（改善）方策の記述を求めている。また、項目毎に 4 段階による自己評価を依頼することで、長所及び問題点の可視化を図っている。加えて、各学部及び各研究科実施委員会に対しては、内部質保証推進委員会より「重点項目」を指定し、重点項目を含めた自己点検・評価を行っている。

なお、各実施委員会の自己点検・評価結果の取りまとめ及び検証を担う組織として、自己点検・評価委員会内に「全学事項検討部会」を設置し、全学的な視点から自己点検・評価を行ったうえで、『専修大学自己点検・評価報告書』を作成している。（資料 2-20～22）

<学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施>

2014（平成 26）年に受審した大学評価結果では、「点検・評価の結果、問題とされた事項

について、大学全体としてこれを改善するための組織的な仕組みや体制は明確ではない」ことが総評において示され、これを受け本学では、従来の自己点検・評価体制を見直し、新たに2019（令和元）年度より内部質保証システム体制を構築した。本学の自己点検・評価活動周期は2年間であることから、点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施については、2021（令和3）年度の取組みとなるが、前述のとおり、三つの方針の検証に関しては内部質保証推進委員会が中心となって検証を進めている。

<行政機関、認証評価機関等からの指摘事項に対する適切な対応（設置計画履行状況等調査等）>

本学では、前回の大学評価において付された「努力課題」に対し、その改善状況を2018（平成30）年度に、「大学評価に対する改善報告書」として提出した。その後受領した大学基準協会による検討結果では、「これらの努力課題を真摯に受け止め、意欲的に改善に取り組んできたことが確認できた」との結果が示された。しかしながら、学生の受け入れに関しては、「引き続き改善に努められたい」との評価も受けていることから、これらの課題に対し、継続した対応を図っている。また、本学では、2019（平成31）年度に経営学部ビジネスデザイン学科、文学部ジャーナリズム学科の設置、また、2020（令和2）年度に経済学部現代経済学科、経済学部生活環境経済学科、国際コミュニケーション学部の設置を行ったが、これに伴う「設置計画履行状況等報告」における指摘事項に対しても、毎年真摯に対応している。（資料2-23、2-24【ウェブ】）

法科大学院に関しては、2017（平成29）年度に公益財団法人日弁連法務研究財団による認証評価を受審しており、これらの結果については大学HPにて公表している。なお、付された指摘事項に対しては、改善に向けた取組みを行っている。（資料2-19【ウェブ】）

<点検・評価における客観性・妥当性の確保>

点検・評価における客観性及び妥当性の確保については、自己点検・評価委員会規程第17条第3項において、「学長は自己点検・評価の結果について、学外の有識者等に意見を求めることができる」と規定している。これに伴い本学では、自己点検・評価活動の客観性及び公平性を担保するとともに、教育研究水準の更なる向上に資することを目的に、2020（令和2）年度に「専修大学自己点検・評価に関する外部評価委員会（以下、「外部評価委員会」という。）」を学長の下に設置した。

外部評価委員会の構成員は、「本学名誉教授の称号を授与された者」「本学の所在する地域の地方自治体、企業等に所属する者」及び「その他委員長が特に必要と認める者」としており、現在委員長を含め5人を委嘱している。

当初、外部評価委員会は、対面形式による実施を予定していたが、2020（令和2）年度については、COVID-19の影響に伴い、書面による開催とした。なお、各委員から出された提言・意見等は、『専修大学自己点検・評価に関する外部評価報告書』として取りまとめ、学長へ報告した。報告書では、本学の教育目標である「社会知性の開発」に基づく教育が適切に行われているとの評価がある一方で、「学生たちが何に興味を持ち何に不安を覚え勉強したいと考えているのか」という視点から検討すべき」「多様な学生をもっと受入れるべき」等の提言もなされた。これらについては、自己点検・評価委員会及び内部質保証推進

委員会等で検討を進めていく。(資料 2-25～2-27)

点検・評価項目 4：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点 1：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表

評価の視点 2：公表する情報の正確性、信頼性

評価の視点 3：公表する情報の適切な更新

情報の公表に関しては、「教育研究上の基礎的な情報（教育研究上の目的、三つの方針、校地・校舎、学費等）」「修学上の情報等（シラバス、卒業要件、修学・進路選択・心身の健康等に関する支援等）」「教育研究上の情報（教育内容、学生の状況、国際交流・社会貢献等の概要等）」「財務状況（予算・決算、監査報告書）」「事業計画・事業報告書」「学則」「高等教育の修学支援新制度に関する情報」について、大学 HP を通して公表している。

(資料 2-28【ウェブ】)

教育研究活動の公表に関しては、本学が公的な教育機関として社会に対する説明責任を果たすとともに、その教育の質を向上させることを目的として、教育研究活動等の研究者情報を「専修大学研究者情報システム」で一元管理し、大学ホームページを通して公表している。なお、専修大学研究者情報システムは、researchmap との連携強化を図ることを目的に、2019（令和元）年度に全面的な更新を行った。(資料 2-29【ウェブ】)

自己点検・評価結果に関しては、『自己点検・評価報告書』の全文を、大学ホームページを通して公表している。(資料 2-18、2-19【ウェブ】)

なお、これら各種の情報は、定期的に更新を行っている。また、更新にあたっては、正確かつ信頼できる情報とすべく、細心の注意を払っている。

点検・評価項目 5：内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：全学的な PDCA サイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の使用

評価の視点 3：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学では、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織として、2019（令和元）年度に内部質保証推進委員会を設置するとともに、同委員会内に「学部部会」「大学院部会」を設置することで、業務の迅速化を図っている。また、三つの方針の検証といった特定の課題に対応するワーキング・グループを設置することで、より実質的な点検・評価を行っている。

適切な根拠（資料、情報）を使用した点検・評価に関して、本学では、第 11 期（2015（平成 27）・2016（平成 28）年度）自己点検・評価活動から、点検・評価の状況の記述内容を裏付ける根拠資料の提示を求めている。また、第 13 期（2019（令和元）・2020（令和 2）年

度)自己点検・評価活動からは、「チェックシート」の作成にあたっては根拠資料の提示を求めることとした。

本学では、2018(平成30)年5月に、教務部教務課内にIR担当を設け、教学組織である教育開発支援委員会と連携し学生情報の分析・活用を行っており、内部質保証推進委員会学部部会においても、IR情報に基づき各種の検証を行っている。2019(令和元)年度は、GPS-Academic(外部アセスメントテスト)の結果を用いて、「思考力スコアと諸要因」「卒業認定・学位授与の方針の検証」について、教育開発支援委員会と教務課IR担当者との協働により分析を行い、報告書を作成した。報告書の内容については、内部質保証推進委員会学部部会において報告した。また、教務課IR担当では、ネットワーク情報学部生を対象とした汎用的技能等の学修成果の検証を行った。この内容は、今後、本学における教学マネジメントを確立しPDCAサイクルを機能させていく上での参考となるとともに、カリキュラム・マップの適切性の検証、DP及びCPの検証、実際のカリキュラムの検証といったことにも関連することから、内部質保証推進委員会学部部会において報告した。2020(令和2)年度には、GPS-Academicに自由記述設問を大学が設定できる仕様となったため、教育開発支援委員会と教務課IR担当者との協働により、自然言語処理の技術であるトピックモデルを用いて文書を分類し、自由記述設問から得られた膨大なデータを分析した。この分析結果については、報告書をまとめて内部質保証推進委員会学部部会で報告し、点検・評価活動に活かしている。(資料2-30~2-32)

2020(令和2)年度は、COVID-19の影響によりオンライン授業を展開した。これに伴い本学では、学生を対象にオンライン授業の質向上に資することを目的とした大規模アンケート調査を前期末に実施し、約7,000人からの回答を得た。教務課IR担当では、本アンケート調査結果やGPS-Academic結果等を用いて、「学生の学修時間及び学修行動」及び「2020年度前期成績の分析」を行った。ここで得られた知見等については、後期オンライン授業実施の基本方針や各授業のデザインについてのガイドラインについて取りまとめた「後期オンライン授業に向けて授業デザインの原則と若干のティップス」の作成にも活かされた。(資料2-33~2-36)

【長所・特色】

○教育開発支援委員会と教務課IR担当との協働で行った、GPS-Academic等で得られた各種データの分析は、定性的な分析に留まりがちなDPの検証や自由記述のデータなどについても、専門的な統計手法を用いて定量的な分析結果を導き出すなど、他大学と比較しても先駆性および独自性のある取り組みであり、本学の内部質保証システムに重要な役割を果たしている。

【問題点】

○本学では、2014(平成26)年度に受審した大学評価の総評において、内部質保証に関して「点検・評価の結果、問題とされた事項について、大学全体としてこれを改善するための組織的な仕組みや体制は明確ではない」「自己点検・評価規程と組織の実態に乖離が

見受けられる」ことが示された。これを受け、2019（令和元）年度に内部質保証推進委員会を設置し、併せて自己点検・評価規程を改正し、内部質保証プロセスを構築するとともに、規程と組織の実態の乖離を是正した。新たな内部質保証プロセスの構築により、大学全体として改善するための組織的な仕組みや体制は制度化し、実際の運用を開始した。今後、第13期（2019（令和元）・2020（令和2）年度）の『自己点検・評価報告書』が自己点検・評価委員会より提示されるが、内部質保証推進委員会が、報告書で記された課題や特色を次期の目標・計画に反映させていくことが求められる。また、内部質保証に関して、学内での啓蒙についてもこれまで以上に取組んでいく必要がある。「大学全体レベル」「プログラムレベル」「授業レベル」といった様々なレベルにおいて内部質保証推進委員会が適切に支援することで実質化を図ることとしたい。

【全体のまとめ】

- 本学では、専修大学内部質保証推進委員会規程第2条において、内部質保証を「自己点検・評価等を適切に機能させることにより、本学が行う教育研究活動の質の向上を図り、本学の教育研究活動が一定の水準を満たすものであることを恒常的かつ継続的に自らの責任において説明し、及び証明すること」と定義している。また、同規程や専修大学自己点検・評価規程によって、内部質保証のための手続を明示している。

内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制としては、内部質保証推進委員会を設置している。同委員会の構成員は、全学的な教学マネジメントを担う教学役職者（学長、副学長、各学部長、各大学院研究科長、法科大学院長 他）によって構成されており、適切な委員構成となっている。なお、同委員会内には、「学部部会」及び「大学院部会」を設置し、各々の固有の内部質保証に関する業務の迅速化を図っている。

内部質保証システムについては、卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針が、本学21世紀ビジョン「社会知性の開発」を具現化するために策定され、この三つの方針のもとPDCAサイクルを機能させている。内部質保証のプロセスは、2年周期で実施し、三つの方針が適切に設定され、方針に基づいて適切に教育が展開されていることを検証している。また、PDCAサイクルを機能させる取組として、内部質保証推進委員会が重要と位置付けた項目について、各機関が自己点検・評価を行う仕組みを構築している。学部・研究科等における自己点検・評価については、内部質保証のプロセスと連動させて、2年周期とし、「専修大学自己点検・評価報告書」としてまとめている。第2期大学評価では「努力課題」とされた項目があったが、改善状況を2018（平成30）年度に「大学評価に対する改善報告書」として提出した。なお、本学では、2020（令和2）年度に「専修大学自己点検・評価に関する外部評価委員会」を設置し、点検・評価における客観性及び妥当性の確保を図った。

こうした点検・評価結果や教育研究活動、財務、その他の諸活動の状況等については、本学ホームページを通じて公表し、社会に対する説明責任を果たしている。

内部質保証システムの適切性の定期的な点検・評価は、2年周期のPDCAサイクルを内部質保証推進委員会が統括し、適切性・有効性の検証をしている。特に教務課内に設置したIR担当との連携によって、学生情報の分析・活用を行っていることは特筆すべき取

組と考えられる。

本学は、2019（令和元）年度に内部質保証推進委員会を設置し、新たな内部質保証システムの構築に取り組み、2年周期のPDCAサイクルを終えようとしている。今後は、この2年間の経験を踏まえ、より有効性の高い内部質保証システムが運営できるよう、努力していくことが求められている。

第3章 教育研究組織

【現状説明】

点検・評価項目1：大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：大学の理念・目的と学部（学科又は課程）構成及び研究科（研究科又は専攻）構成との適合性

評価の視点2：大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性

評価の視点3：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

本学は、1880（明治13）年、米国の教育制度にならい専門教育課程を組織的に日本語で教える「経済科」「法律科」を併設した「専修学校」が始まりである。「経済科」は日本で初めて作られた経済部門の高等教育機関であり、「法律科」は私学で最初に設けられた法学の高等教育機関である。本学では、前述した理念・目的を踏まえ、その実現に必要な学部・学科・大学院研究科等の教育研究上の組織を編成している。

①学部

本学は、一部（昼間部）経済学部、法学部、経営学部、商学部、文学部、ネットワーク情報学部、人間科学部、国際コミュニケーション学部の8学部20学科、二部（夜間部）経済学部、法学部、商学部の3学部3学科を擁する人文・社会科学系総合大学である。各学部ともに本学の21世紀ビジョンである「社会知性の開発」の具体的な推進を目ざし、教育活動を行っている。なお、二部（夜間部）3学部3学科は、2020（令和2）年4月に学生募集を停止している。（資料3-1、1-1【ウェブ】、大学基礎データ（表1））

②大学院・専門職大学院

本学では、大学院として経済学研究科、法学研究科、文学研究科、経営学研究科及び商学研究科の5研究科13専攻を設置している。各研究科ともに、学問の自由を尊重し、学術の理論及び応用を教授研究し、その精深を究めて、人類文化の発展に寄与することを目ざし教育活動を行っている。また、専門職大学院として法務研究科法務専攻を設置し、自由かつ公正な社会の形成を図るため、高度の専門的な法律知識、幅広い教養、国際的な素養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた将来の法曹を養成している。（資料1-4【ウェブ】、1-5【ウェブ】、大学基礎データ（表1））

③付置研究所その他の諸機関

（ア）研究所

研究所の付置は、専修大学学則（以下、「学則」という。）第54条第1項に規定している。本学には、社会科学研究所、会計学研究所、今村法律研究室、経営研究所、商学研究科、人文科学研究所、法学研究所、スポーツ研究所、情報科学研究所、自然科学研究所の10研究所を付置している。各研究所は、本学の理念・目的に基づき、それぞれの目的、事業、所員の資格、総会での審議事項などを規程に定め、規程に基づく運営を行っている。（資料3-2～3-11、大学基礎データ（表1））

(イ) 社会知性開発研究センター

社会知性開発研究センターの付置は、学則第 54 条第 2 項に規定している。社会知性開発研究センターは、専修大学の 21 世紀ビジョンである「社会知性の開発」の観点から学術及び文化の諸領域にわたる研究プロジェクトが行う「社会知性の開発」に係る専門的、学際的及び総合的な研究並びにこれらに関する教育活動を推進し、もって社会の発展に寄与することを目的としたものであり、主な事業は、「調査研究及び研究プロジェクトの企画、実施及び発表に関すること」「調査研究の受託及び共同研究の推進に関すること」「国際機関、世界各地域の大学及び研究機関との協力、提携及び交流に関すること」などである。(資料 3-12)

現在の拠点活動状況は次のとおりである。2014（平成 26）年度に文部科学省「私立大学戦略的研究基盤形成支援事業」に選定された「古代東ユーラシア研究拠点」、「ソーシャル・ウェルビーイング研究拠点」、「アジア産業研究拠点」は 5 年間の選定期間を終了したが、新たな外部研究資金獲得に向けて学内研究プロジェクトとして本学の助成を受けながら研究を継続している。このうち「アジア産業研究拠点」は、神奈川県が募集した『大学発・事業提案制度』に申請し選定され、SDGs の普及・浸透を目的とした事業に取り組むことが決まっており、2020（令和 2）年度末で学内研究プロジェクトとしての活動を終了し、2021（令和 3）年度から新たな研究拠点として活動を開始する。そのほかの 2 拠点は、外部団体が募集する研究事業へそれぞれ申請を行っており、選定されれば同様に 2021（令和 3）年度から外部研究資金による拠点となる。また、2015（平成 27）年度から成果報告を行いつつ支援を継続されてきた「四川・ローカルリスクコミュニケーション研究拠点」は、支援元である中国・四川師範大学四川省地域と国別重点研究拠点日本研究センターとの複数年に渡る共同調査研究実施を目的とした覚書（「四川省地域と国別重点研究拠点日本研究センター/四川・ローカルリスクコミュニケーション研究センター共同調査研究に関する覚書」）により、同所における継続的な調査・研究を行っている。そのほかに寄付金を研究活動資金とする研究プロジェクト「複式簿記普及事業推進研究拠点」が 2019（令和元）年度に新たに立ち上げられ（2021（令和 3）年度まで）、研究活動を行っている。(資料 3-13【ウェブ】、3-14【ウェブ】)

(ウ) 心理教育相談室

心理教育相談室の付置は、学則第 54 条の 3 第 1 項に規定している。

心理教育相談室は、臨床心理学の専門家である大学教員、臨床心理士の資格を持つ相談室カウンセラー、大学院生などの専門スタッフがチームを組み、地域の中で親しまれる相談室として、様々なこころの悩みや心理的な問題を抱える地域の方の相談に応じている。相談室の機能及び業務、相談室の構成、相談室員の責務等については、専修大学心理教育相談室規程に規定しているほか、相談業務に関し必要な事項は、専修大学心理教育相談室規程細則にて定めている。(資料 3-15、3-16)

(エ) 情報科学センター

情報科学センターの付置は、学則第 54 条の 4 第 1 項に規定している。

情報科学センターは、本学における教育及び研究のためのコンピュータ資源、ネットワークシステム等を提供し、その利用を促進させるとともに情報科学及び情報処理に関する教育の支援を図ることを目的に設置している（専修大学情報科学センター規程第1条）。情報科学センターでは、上記の目的を達成するために、「センター施設における教育及び研究のためのコンピュータ資源等の管理運用に関する事項」「情報処理についての教育及び研究の支援に関する事項」「講習会、講座及び講演会の開催に関する事項」「学術情報のネットワーク利用に関する事項」等についての業務を行っている（同規程第2条）。（資料 3-17、3-18【ウェブ】）

（オ）国際交流センター

国際交流センターの付置は、学則第54条の5第1項に規定している。

本学では、外国の大学又は研究機関との学術文化交流を推進し、本学の教育研究の充実発展に寄与することを目的として、専修大学国際交流センター（以下、「国際交流センター」という。）を設置している。

国際交流センターの業務等については、専修大学国際交流センター規程に規定しており、同規程に従って運営している。（資料 3-19、3-20【ウェブ】）

その他、学則第55条では「本大学に、学生部、就職部、体育部その他学生支援機関を付置する」とあり、それぞれ組織的な支援体制を整えている。

④全学カリキュラム組織

学士課程に関する事項のうち、転換・導入科目、教養科目及び外国語科目に関する事項を協議し、必要に応じて、これらの科目と専門科目並びに教職課程科目、司書課程科目、司書教諭課程科目、学校司書課程科目及び学芸員課程科目との連携等について調整を図ることを目的として、「専修大学全学カリキュラム協議会（以下「全学カリキュラム協議会」という。）」を置いている。また、全学カリキュラム協議会のもとに、「教養系科目運営委員会」「人文・社会科学系科目運営委員会」「転換・導入科目運営委員会」「融合領域科目運営委員会」を置くことで、円滑な業務遂行を図っている。（資料 3-21～25）

点検・評価項目2：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学では、各学部、大学院、研究所、センター等の教育研究組織のそれぞれに自己点検・評価実施委員会を置き、各組織の適切性について、根拠資料に基づき定期的に検証を行っている。（資料 2-18【ウェブ】）

各機関別自己点検・評価実施委員会による点検・評価は、2年間を1サイクルとしており、検証された内容は、「自己点検・評価委員会」によって精査され、2年度毎に『自己点検・評価報告書』を学長に提出し、大学ホームページを通して社会へ公表している。また、

内部質保証推進委員会では、提出された『自己点検・評価報告書』の内容に基づき、内部質保証を推進するための目標・計画等を設定することとしている。

なお、前回の大学評価（2014（平成 26）年度）以降、本学では、高等教育を取り巻く社会環境の変化や学術研究の進展に伴う社会的な要請、進学希望者の動向などを十分に踏まえるとともに、特に、昨今の進学需要や人材需要の動向を見据え、新学部・学科の設置を進めてきた。2019（令和元）年度には、既設の経営学部における教育研究実績を基盤とする新たな教育研究の展開に向けて経営学部ビジネスデザイン学科を設置するとともに、既設の文学部人文・ジャーナリズム学科を発展的に改組して、その教育課程及び教育組織等を基に、ジャーナリズム学科を設置した。また、2020（令和 2）年度には、既設の文学部日本語学科を発展的に改組転換し、日本語学科と異文化コミュニケーション学科からなる国際コミュニケーション学部を設置するとともに、既設の経済学部経済学科を発展的に改組転換し、現代経済学科と生活環境経済学科を設置した。（資料 2-23【ウェブ】、2-24）

大学院では、産業構造が急速に変化しているなか、問題の本質を見極める経済学的思考能力と、客観的データに基づく高度な分析能力が大きな力となると考え、企業動向、産業動向、マクロ経済動向等を分析できる高度な能力を持った人材の育成を目的に、社会人のもとより学部からの進学者も対象に、2016（平成 28）年度に経済学研究科修士課程エコノミックリサーチコースを開設した。（資料 3-26【ウェブ】）

【長所・特色】

○社会知性開発研究センターでは、東南アジア圏との交流強化の一環として本学が進める「日本・ラオスプロジェクト事業」の教育・研究カテゴリーを担う拠点として 2019（令和元）年度に「複式簿記普及事業推進研究拠点」を設置した。本拠点では、ラオスでの複式簿記普及を目的に、二つの取組み（①ラオス語による簿記テキストの開発、②ラオス語による簿記検定試験実施の支援）を推進している。海外客員教授としてラオス国立大学から受け入れた会計学を専門とする教員を拠点メンバーに迎え、ラオス語による複式簿記のテキスト（初級・中級）を作成しており、そのテキストを用い、現地において簿記セミナー及び簿記検定のプレテストを実施することを予定している。これらの活動は、本学の理念・目的とも適合するとともに、大学等を取り巻く国際的環境等への配慮にも資する取組みとして評価できる。なお、「日本・ラオスプロジェクト事業」は、本学が 2019（平成 31）年に、ラオス国立大学、ラオス国立大学経済経営学部、ラオス商工会議所、川崎商工会議所、専修大学会計学研究所との間で締結した「ラオス国内における簿記教育の発展・普及に係る協力協定」に基づく事業である。（資料 3-14【ウェブ】）

○専修大学では、創立 140 周年に向けた学部・学科構想を具現化するため、新たな学部・学科の設置及び既存学部・学科の移設等の取組みを推進してきた。2020（令和 2）年度の国際コミュニケーション学部新設、経済学部経済学科の再編に係る設置手続き、並びに商学部の神田キャンパス移転が滞りなく終了したことで、2016（平成 28）年度から進めてきた教育組織の改革が完了した。

【問題点】

- 特になし

【全体のまとめ】

- 本学では、1880（明治 13）年の創立時から、建学時の精神を引き継ぎながら、そして、現在では 21 世紀ビジョン「社会知性の開発」の具現化を目指して、教育研究組織を設置している。

学部・研究科の設置は、人文・社会科学系総合大学として、学部は 8 学部 20 学科（募集停止した二部 3 学部は除く）、大学院は 5 研究科 13 専攻、専門職大学院（法務研究科法務専攻）に及んでいる。また、附置研究所、センターその他の組織の設置は、10 研究所、社会知性開発研究センター、心理教育相談室、情報科学センター、国際交流センター等となっている。

各学部、大学院、研究所、センター等の教育研究組織には、各々に自己点検・評価実施委員会を置き、各組織の適切性について、根拠資料に基づいて定期的な検証を行っている。こうした点検・評価をもとに、社会環境の変化や社会的要請、進学希望者や人材需要の動向を検証し、「社会知性の開発」の具現化を目指し、2020（令和 2）年度に国際コミュニケーション学部新設、経済学部経済学科の再編、商学部神田キャンパス移転を実行したことは特筆すべき事項である。

また、「社会知性の開発」の観点から学術及び文化の諸領域にわたる研究プロジェクトを推進する社会知性開発研究センターは、本学の研究組織の特徴と位置付けられ、今後も継続した研究活動とその成果の社会還元を実施していく。

第4章 教育課程・学習成果

【現状説明】

点検・評価項目1：授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表

学部・学科の卒業認定・学位授与の方針（以下、「DP」という。）は、専修大学学則（以下、「学則」という。）2条の2において規定する大学の目的及び人材養成に関する目的その他教育研究上の目的に基づき、全学（学士課程全体）について設定するとともに、これを踏まえ学部・学科ごとに設定している。具体的には、学生が修得すべき知識、技能、態度等の学習成果を「知識・理解」「関心・意欲・態度」「技能・表現」「思考・判断」として明示している。研究科・専攻・課程のDPについても、大学院学則第3条及び専門職大学院学則第1条に規定する目的及び人材養成に関する目的その他教育研究上の目的に基づき設定している。（資料1-1【ウェブ】、1-4【ウェブ】、1-5【ウェブ】、1-14【ウェブ】）

DPは、教育課程編成・実施の方針（以下、「CP」という。）、入学者受入れの方針（以下、「AP」という。）とともに「三つのポリシー」として、大学HPを通して公表している。また、学部においては『学修ガイドブック』、大学院においては『大学院要項』、法科大学院においては『法科大学院要項』を学生に配付することで、学生が容易に情報を得られるよう配慮している。（資料1-6【ウェブ】、1-7【ウェブ】、1-8、4-1【ウェブ】）

学部・学科では、学士課程教育における学習成果について、本学の21世紀ビジョンである「社会知性の開発」を頂点に据えた、以下に示す3層構造からなる「本学学士課程教育における学修成果を示す共通観点（以下、「共通観点」という。）」を設定している。上述の「知識・理解」「関心・意欲・態度」「技能・表現」「思考・判断」は、共通観定の第2階層に該当し、学科ごとのDPは、第2階層の各観点を網羅したものとなっている。この基本的な構造を踏襲して、2019（令和元）・2020（令和2）年度には、新学部・学科設置及び全学的なカリキュラム改正に伴って三つのポリシーの見直しを行った。その他、ネットワーク情報学部では、日本学術会議が示している「大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準」の内容を考慮することで、当該学位にふさわしい学習成果を明示している。（資料2-37）

法科大学院では、DPを、本学の基本方針である「社会知性の開発」に基づき、実務法曹にとって最も必要な資質・能力である「議論による問題解決能力」を修得していることとし、共通言語である「法律学の基礎理論」を元に、反論も踏まえた上で、具体的事例・問題にそれを適用し展開・発展させる能力が一定レベルに達していることと定めている。これらは、『法科大学院要項』で周知するとともに、大学HPでも広く公開している。そのうえで、各科目に、「授業の目的と到達目標」を明らかにし、それに基づく成績評価を実施している。その上で、進級・修了については、通算のGPAが2.00以上であることを要件としている。（資料1-8、2-8【ウェブ】、4-1【ウェブ】）

(本学学士課程教育における学修成果を示す共通観点)

第1階層	第2階層	第3階層	第3階層の解説
社会知性の開発	知識・理解	各分野の基本的な知識の理解	①特定の学問分野における基本的な知識を体系的に理解する。 ②幅広い領域の知識を身につけ、専門分野に対する複合的な視点を確立する。
		多文化・異文化、文化・社会・自然の理解	知識体系の意味と自己の存在を文化・歴史、社会、自然と関連付けて理解する。
	関心・意欲・態度	学問分野への関心	①自主的・継続的に学ぶことができる。 ②学修の成果を自らの生活や社会に還元しようとする態度を持つ。
		生涯学習力	①健康で文化的な生活を営むために必要な知識と方法を習得し、自らの生活の質を高めることができる。 ②卒業後も自律・自立して学習できる能力を身につける。
		国際的な視点	①制度・慣習・言語・文化等を異にする国や地域同士あるいは人間同士の相互理解や差異を認めた上での相互尊重の視点を持つことができる。 ②異文化の理解、多様な世界観の獲得のために、母語以外の外国語の運用能力を修得する。
		市民としての社会的責任	社会の一員としての意識を持ち、義務と権利を適正に行使しつつ、異なる価値観を受け入れ、世界全体の発展のために市民として果たす役割を自覚することができる。
		チームワーク、リーダーシップ	他者と協調・協働して目的の達成に向けて行動できる。また、他者に方向性を示し、目的の達成のために動員できる。
		倫理観	自己の良心と社会の規範やルールに従って行動できる。
	技能・表現	コミュニケーション・スキル	①様々な価値観や判断基準の異なる考えを受け入れ、言語や非言語的手法を用いて、他者や異文化と交流することができる。 ②母語および外国語の活用能力とリテラシーを獲得し、自分自身の思考と判断を、明晰かつ適切に表現することができる。
		数量的スキル	自然や社会的事象について、数値データを活用して分析し、理解し、表現することができる。
		情報リテラシー	多様な情報を収集し、適切な選択・加工・整理・分析を行った上で、発信することができる。
	思考・判断	論理的思考力（抽象的、演繹的、帰納的）	情報や知識を複眼的、批判的、論理的に分析し、自分の意見として表現することができる。
		問題解決力・問題設定能力	問題を発見し、解決可能な問題として設定し、解決に必要な情報を収集・分析・整理し、その問題を確実に解決できる。

点検・評価項目2：授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：「教育課程の体系、教育内容」「教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等」を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及

び公表

評価の視点2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針の適切な連関

＜「教育課程の体系、教育内容」「教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等」を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表＞

学部・学科のCPについても、DPと同様に全学（学士課程全体）について設定し、これを踏まえ学部・学科ごとに設定している。各学部・学科のCPは、原則として「教育課程」「学位授与の方針を踏まえた教育課程編成の方針」「学位授与の方針を踏まえた教育課程実施の方針」「教育内容・方法」「学修成果の評価方法」の各区分で構成し、CPに関する基本的な考えを明確に示している。ただし、ネットワーク情報学部の構成は上記と異なっているが、内容の面では前述の区分を網羅している。

研究科・専攻・課程のCPは、原則として「教育課程の編成／教育内容・方法」及び「学修成果の評価方法」の区分で構成し、学部・研究科同様にCPに関する基本的な考え方を明確に示している。

CPは、大学HPを通して公表するとともに、学部においては『学修ガイドブック』、大学院においては『大学院要項』、法科大学院においては『法科大学院要項』を学生に配付することで、学生が容易に情報を得られるよう配慮している。（資料1-6【ウェブ】、1-7【ウェブ】、1-8、2-8【ウェブ】）

＜教育課程の編成・実施方針と学位授与方針の適切な連関＞

学部・学科、研究科・専攻・課程ともに、CPの「学修成果の評価方法」において、学生が修得すべき知識、技能、態度等の学習成果を明示することで、DPとの連関を図っている。また、学部・学科のCPには、「学位授与の方針を踏まえた教育課程編成の方針」及び「学位授与の方針を踏まえた教育課程実施の方針」の区分を設けていることで、両者の連関が一層明確なものとなっている。

前述のとおり、各学部・学科のDPは、「共通観点」の第2階層である「知識・理解」「関心・意欲・態度」「技能・表現」「思考・判断」の4つの観点を網羅したものとなっている。本学学部・学科では、こうした点を踏まえ、2019（令和元）年10月開催の「全学カリキュラム協議会」において、「カリキュラム・マップの作成について（願）」を提案し、学部長懇談会での意見に基づく修正を加えた後、協議会委員に対して正式にカリキュラム・マップの作成を依頼した。作成したカリキュラム・マップは、2019（令和元）年12月の全学カリキュラム協議会、学部長会及び各学部教授会で確認した。（資料4-2～4-4）

両者の関係については、DPの箇条書きとした各記述の文末に共通観点第2階層の各観点をカッコ書きで記載し、カリキュラム・マップは、その第2階層に対する各授業科目の対応状況を○印で示すものであることから、構造上、DPとカリキュラム・マップの整合性は取れていることとなる。これを学科ごとに検証した結果、すべての学科のDPにおいて第2階層の各観点が網羅され、カリキュラム・マップではすべての観点到○が付されていることから、両者の整合性を確認することができた。

しかしながら、各観点到付された○の数については、学科間の差異があり、今後、内容の修正等を行う場合には、ガイドライン等の作成を検討することが必要であると考えられる。また、本学のカリキュラム・マップがDPの記述への対応を示すものではなく、観点到

の対応を示すものであることなどから、抜本的な構造の変更についても、検討の余地がある。

なお、これらに関連することとして、教育開発支援委員会との連携により、2020（令和2）年度の講義要項（シラバス）においては、各授業科目とDPとの関連を明示している。

（資料 4-5～4-8）

大学院研究科においてもDPとCPの適切な関連を図っている。法学研究科修士課程では、DPにおいて、法学又は政治学に関する学識やそれを理解し活用する能力が書かれているのに対して、CPにおける専門知識と分析方法の教授が対応している。また、DPでは、研究論文を作成できる能力について書かれているが、これにはCPにおける、研究テーマに沿った学位論文の作成指導が対応する。博士後期課程では、DPにおいて、民事法学、公法学または政治学の研究者として研究するのに必要な能力や学識、独創的な研究成果を生み出す能力等を求めているが、CPでは、民事法学、公法学、基礎法学および政治学の高度な専門性を有する授業を行うとしている。（資料 1-7【ウェブ】、4-1【ウェブ】）

法科大学院では、「社会生活上の医師」としての役割を担う法曹に必要な法的思考力及び問題解決能力を十分に修得させるとともに、法曹としての強い責任感・倫理観をもって、法曹界のみならずビジネスの先端的・国際的分野を始めとして社会のあらゆる分野で活躍できる法律家を育てるために、適切な科目設定・区分の下に、授業科目を配している。DPとして、共通言語である「法律学の基礎理論」を元に、反論も踏まえた上で、具体的事例・問題にそれを適用し展開・発展させる能力が一定レベルに達していることを定め、CPとして、これを「議論による問題解決能力」の修得と具体化し、その獲得方法を定めている。DP及びCPについては、法科大学院要項及び大学HPにおいて公表している。（資料 1-8、1-12【ウェブ】、4-1【ウェブ】）

点検・評価項目3：教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点1：各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置

評価の視点2：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

<各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置>

①教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性

学部・学科におけるCPは、「教育課程」「学位授与の方針を踏まえた教育課程編成の方針」「学位授与の方針を踏まえた教育課程実施の方針」「教育内容・方法」「学修成果の評価方法」で構成され（ネットワーク情報学部は「教育課程」「教育内容・方法」「学修成果の評価方法」だが上記の内容を網羅している）、概念的な方針の記述とはせずに、DPとの関連を明記しつつ、教育課程の構造や内容等についても詳細に説明している。そして、「学修成果の評価方法」には、DPで掲げる要件について、修得すべき単位数等を教育課程上の具体的な内容で示している。このことから、DPと教育課程の整合性は取れているといえる。

（資料 2-8【ウェブ】）

学部の取組み事例として、ネットワーク情報学部では、教務委員会がカリキュラムチャ

ート（『学修ガイドブック』に記載）を作成し、整合性を確認している。また、各研究科の取組事例として、経済学研究科では、CPに従い、修士課程については経済学専攻の4コースに対応する講義・演習・研究論文指導の科目を、博士後期課程については経済学専攻に対応する講義・演習の科目を設置している。併せてCPにある「論文発表会」も実施している。これらにより、CPと教育課程の整合を図っている。（資料1-6【ウェブ】）

②教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮

学部・学科の教育課程は、順次性及び体系性に配慮して「転換・導入科目」「教養科目」「外国語科目」「専門科目」の4つの科目区分で編成している。また、各学部の「専門科目」においても、基礎から応用・発展的内容へ段階的に学ぶことができるよう教育課程を編成しており、学習の順次性に配慮して年次配当を行っている。さらに、全学部で実施している「科目ナンバリング」によっても、順次性及び体系性を明確なものにしている。（資料4-9、4-10【ウェブ】）

学部・学科の科目ナンバリングは、6桁のアルファベットと数字で構成されるコースコードで表し、2019（令和元）年度から導入している。コースコードは、「①分野コード（科目の学問分野を表す）」「②水準コード（科目のレベル、水準や難易度を0～4の5段階で表す）」「③科目開講学部等コード（開講学部や科目区分等）」から構成し、授業科目ごとにコードを付与している。

科目ナンバリングと教育課程の整合性については、「全学カリキュラム協議会」において科目ナンバリングの水準コードごとに科目数と分野コードの配置状況を示した学科別の表を作成し、検証を行った。その結果、共通する傾向として、以下の4点が確認された。

- ①水準コード「0」には、全学カリキュラム協議会関係科目のみが配置されている。
- ②水準コード「1」には、多くの全学カリキュラム協議会関係科目が配置されているが、専門科目については、低年次に配当されている必修科目等、学問分野の入門的位置づけの授業科目に絞って配置されている。
- ③水準コード「2」「3」は、全学カリキュラム協議会関係科目では中級から上級レベルの外国語科目が主となり科目数も絞られているが、専門科目では各学科の方針に基づいた、多様な授業科目が配置されている。
- ④水準コード「4」は、ゼミナール、卒業論文等、学士課程で学修する最高水準の授業科目が配置されている。

これらから、各学科の教育課程は、教育課程編成・実施の方針と科目ナンバリングの趣旨を適切に踏まえて設定されているものと考えられ、科目ナンバリングと教育課程の整合性が取れていると判断できる。今後は、学科単位で分野コードに基づく学修成果の検証などを行うことで、教育課程の順次性および体系性について、一層の充実が期待できる。（資料4-4）

学部の取組み事例として、ネットワーク情報学部では、全学的なナンバリングに加え、学部独自のカリキュラムチャートを作成し、順次性・体系性を確認しているとともに、『学修ガイドブック』にカリキュラムチャートを掲載することで、履修指導において効果をあげている。また、経済学部では、専門科目における履修系統チャートを作成し、また年次配当を明示することで理解を容易にする工夫を行っている。（資料1-6【ウェブ】）

大学院研究科においても学年進行につれ内容が高まる順次性と体系性に考慮した適切な教育課程を編成している。文学研究科社会学専攻では、修士課程・博士後期課程とも、1年次ではコースワークを中心に学修し、修士課程2年次及び博士後期課程2年次以降に、修士論文及び博士論文作成に向けて、それぞれの論文中間報告を複数回行うことを義務付けている。(資料4-1【ウェブ】)

③単位制度の趣旨に沿った単位の設定

本学では、大学設置基準第21条に定められた単位制度の趣旨に基づき、学則第5条の5において「講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲の授業をもって1単位とする」「実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲の授業をもって1単位とする」等と規定している。これに基づいて、各授業科目の単位を適切に設定している。また、シラバスに具体的な準備学習の内容と学習時間を明示することを、「講義要項(シラバス)執筆要領」に明記し、シラバスに反映している。(資料1-1【ウェブ】、4-5～4-8)

④個々の授業科目の内容及び方法の適切性

個々の授業科目の内容及び方法は、学則第5条第1項「授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより、又はこれらの併用により行うものとする」に従い、CPに基づいて実施している。全学(学士課程)のCPには、教育内容・方法として以下の通り定めている。(資料2-8【ウェブ】)

①転換・導入科目

転換教育として、少人数演習形式の「専修大学入門ゼミナール」を設置し、社会知性の開発を目指す専修大学の学生としての自覚と心構えを持ち、大学での学修に求められる技能や能力(読解力・思考力・プレゼンテーション力・文章力)を身につけます。

導入教育として、専門的な知識・技能とそれに基づく思考方法や地球的視野からの視点をもつための基礎となる内容を学修します。同時に、大学で学ぶときだけではなく、生涯学ぶうえで社会においても必要とされる基礎的な力を身につけます。授業は、各科目の目的に応じて、講義または演習形式で行います。

②教養科目

専修大学における教養教育は、各学部・学科の専門教育を相対化し、専門教育の範囲を超えた広い領域の知識・技能を学び、異なる視点から問題にアプローチすることを目的としています。教養科目では、こうした学部・学科を超えた普遍性を基本理念とし、多面的なものの見方の基礎を養成するために、「人文科学基礎科目」、「社会科学基礎科目」、「自然科学系科目」、「融合領域科目」および「保健体育系科目」で構成しています。

③外国語科目

外国語科目では、教養科目同様、学部・学科を超えた普遍性を基本理念とします。英語をはじめとする外国語の運用能力を獲得し、適切なコミュニケーションを行うことで、世界の文化や社会について理解を深め、幅広い視野からさまざまな問題に取り組む力を身につけることを目的とし、「英語」、「英語以外の外国語」および「海外語学研修」で構成して

います。

④ 専門科目

専門科目では、専門的な知識・技能とそれに基づく思考方法や、主体的に問題の解決に取り組む能力を身につけるために、それぞれの学科において、基礎から発展・応用的内容へと段階的な科目配置にしています。

個々の授業科目の内容及び方法の適切性の担保にあたっては、教員相互が、他の教員のシラバスをチェックし、教育の内容・方法・評価基準について、協議し、調整を図ることが有効である。教育開発支援委員会では、2019（令和元）年11月に、専任教員を対象としたシラバス作成方法についてのFD研修を同委員会が中心となり全学的に実施した。また、シラバスの記載内容が適正であるかといった観点から、担当教員以外の第三者による組織的なシラバスチェックの検討依頼を併せて行った。各学部の取組み事例としては、各学部のカリキュラム運営等を担う組織（カリキュラム委員会又は教務委員会）が、教育方法の勉強会を定期的で開催し、適切な教育方法となるよう、教員が研究する機会を設けるといった取組みを行っている。（資料 4-12）

大学院研究科においても、大学院学則第6条に従い、各研究科で定めたCPの「教育内容・方法」に基づき、授業科目の授業及び研究指導により教育を行っている。授業科目の授業は、講義、演習、実験、実習又はこれらの併用によって行うものとしている。（資料 1-4【ウェブ】、2-8【ウェブ】）

⑤ 授業科目の位置づけ（必修、選択等）の適切性

授業科目の位置づけ（必修、選択等）は、学則第5条の4第1項において「転換・導入科目」「教養科目」「外国語科目」「専門科目」ごとに卒業要件単位数を設定している。専門科目については、CPにおいて学部・学科ごとに「科目群」「履修モデル」等を提示し、併せて、必修科目、選択科目の別も提示している。授業科目の位置づけの適切性については、カリキュラム・マップやカリキュラムチャート等を用いて、各学部のカリキュラム運営等を担う組織（カリキュラム委員会又は教務委員会）において確認している。（資料 1-1【ウェブ】、1-6【ウェブ】、4-13、大学基礎データ（表4））

学部の取組み事例として、経営学部では、専門科目の「基礎科目」に経営学の根幹を成す学問領域である経営、会計、経済、マーケティング、情報・統計、経営管理に関する科目として12科目24単位を必修科目として配置するなど、適切に設定している。さらに各学科の中心となる演習科目、及び基幹科目には、学生が理論と実践とを融合しながら、より体系的に履修できる卒業要件単位を設定している。また、国際コミュニケーション学部異文化コミュニケーション学科では、複数の外国語によるコミュニケーション能力を確実に修得させるために、外国語の学修を「専門科目」と位置付けて必修にしている。専門科目の必修の中には、2年次全員が半期間（前期）に留学する「海外研修」を置き、外国語の学修を行う科目と関連させて学ぶようにしている。また、「海外研修」からの帰国後は、専門科目の中の中から、選択する科目によって、国際社会への複眼的な視点を持ちながら、課題設定・分析・発表・議論の能力を習得できる科目を配置することで、国際人としての社会知性を身に付けられるようにしている。（資料 1-6【ウェブ】）

大学院研究科においては、大学院学則第6条第3項において提示している。履修にあた

っては、研究科、専攻、課程ごとに示した主要科目の中から1特論科目（特研科目）を選択し、これを学生の専修科目とするとしている。各研究科の取組み事例として、経済学研究科では、学位論文作成に向けた指導を内容とする科目（修士課程の演習科目及び研究論文指導、博士後期課程の演習科目）を必修とすることに加え、特にエコノミックリサーチ・コースにおいてはコースの学修内容に配慮して理論系の講義についても必修科目を設けている。また、文学研究科においては、必修科目は最小限とし、選択科目により学生個々の興味・関心に沿った学修を実現可能としている。また、大学院生が履修計画を立てる際の一助となるよう、履修モデルや、授業に関連して修了時に取得できる各種資格の認定手続きをHP等に明示している。（資料 1-4【ウェブ】、1-7【ウェブ】、4-1【ウェブ】）

⑥初年次教育、高大接続への配慮

初年次教育・高大接続への配慮として、本学では、教育課程の科目区分に「転換・導入科目」を設けている。その中の科目のひとつである「専修大学入門ゼミナール」は、到達目標として「大学で学ぶことの意味を充分理解する」「専修大学の歴史を学び、専修大学で学修することの意義を理解する」「大学で学ぶための基本的な技法（アカデミックスキル）を修得し、実践することができる」の3点を掲げている。アカデミックスキルの修得に関しては、シラバスにおいて「講義でのノートのとり方」「資料の収集方法」「報告の方法（レジュメの作成方法）」「討論の方法」「論文（レポート）の書き方」など、大学における学修の方法を明示している。「専修大学入門ゼミナール」では、全学部共通のテキストとして、本学専任教員が執筆し本学出版企画委員会が発行する『新・知のツールボックス』を利用している。本書は、新入生全員に配付しているほか、他大学においても初年次教育の教材として活用されている。（資料 4-14、4-15）

「転換・導入科目」では、「専修大学入門ゼミナール」以外にも、本学の21世紀ビジョンである「専門的な知識・技能とそれに基づく思考方法や地球的視野からの視点」を持つための基礎となる内容を学修すると同時に、大学で学ぶときだけでなく、生涯学び続けるうえで社会においても必要とされる基礎的な力を身に付けるために、中教審答申などで指摘されている「学士力」を意識した科目として、「キャリア入門」「あなたと自然科学」「データ分析入門」等を置き、初年次教育を行っている。（資料 4-16～4-18）

⑦教養教育と専門教育の適切な配置

教養教育については、科目区分「教養科目」「外国語科目」に、専門教育については、科目区分「専門科目」に、それぞれ順次性及び体系性に配慮して適切に配置している。

「教養科目」は、「人文科学基礎科目」「社会科学基礎科目」「自然科学系科目」「融合領域科目」「保健体育系科目」から構成している。これらの科目は、各学部・学科の専門教育を相対化し、専門教育の枠を超えた広い領域の知識・技能を学び、異なる視点から問題にアプローチすることを目的としている。「人文科学基礎科目」「社会科学基礎科目」「自然科学系科目」では、特に、文化・歴史・社会、自然など幅広い教養を身に付けることを目的にしている。これらの科目は、学部・学科を超えた普遍性の理解を基本理念とし、多面的なもの見方の基礎を養成することとしている。

「融合領域科目」は、基礎的な知識や技能を背景として、専門教育以外の異なる視点か

らの総合的な学習経験と創造的思考力の涵養を目指すものである。

「保健体育系科目」は、自身の健康やスポーツへの理解を深める目的にとどまらず、自己管理能力やチームワークなども養成する目的を有している。

「外国語科目」は、「英語」「英語以外の外国語」「海外語学研修」から構成しており、英語をはじめとする外国語の運用能力を獲得し、適切なコミュニケーションを行うことで、世界の文化や社会について理解を深め、幅広い視野から様々な問題に取り組む力を身につけることを目的としている。(資料 1-6【ウェブ】)

⑧コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮

大学院では、各研究科ともにコースワークとして特殊講義の科目群とリサーチワークとして演習を中心とした論文指導があり、例えば、リサーチワークとして修士課程において「演習」を8単位以上、博士課程において「演習」を12単位以上の修得を必須とするなどして、適切な組み合わせとしている。(資料 1-7【ウェブ】、4-1【ウェブ】)

研究科の取組み事例として、経済学研究科では、学位論文執筆に向けたリサーチワークの機会として演習及び研究論文指導を必修科目に設定するとともに、中間論文発表会を開催している。コースワークを伴う授業科目は、リサーチワークの基礎を提供するものであり、経済学各分野の専門知識を提供する種々の講義科目に加えて、特に修士課程においては文献研究の基礎となる外国書講読、経済分析の基礎となるミクロ・マクロ経済学、計量経済学等も設置している。また、商学研究科では、系統的なカリキュラムのもと、複数の科目を体系的に履修するとともに、演習では指導教授のもとで研究を行うよう教育課程が編成している。(資料 4-1【ウェブ】)

⑨各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置（法科大学院）

法科大学院では CP に従い、全ての授業科目を、法律基本科目、実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目の4区分のいずれかに、段階性、体系性をもって明確かつ適切に区分・配置しており、また、内容においてもそれぞれ4つの科目群に相応しいものとなっている。また、各科目の内容も CP に従って決定され、実施されている。理論教育と実務教育の配置については、CP に基づき適切に配置され実施されている。

法科大学院認証評価（2017（平成 29）年度）の指摘を踏まえ、2019（令和元）年度より「M&A実務」、「刑事法文書作成」、「民事法総合演習Ⅴ（民事訴訟法）」を廃止し、「会社法特論」、「民事実務演習（基礎）」、「刑事法総合演習Ⅳ（刑事法事例演習）」を新設した。(資料 1-8、1-12【ウェブ】、2-19【ウェブ】)

<学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施>

学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育として、科目区分「転換・導入科目」に「キャリア入門」を配置し、1年次が履修することとしている。本科目では、「キャリアを理解するための基礎知識」「環境を理解する」「自分を知る」「キャリアデザインに必要な力」を習得することで、「意思疎通能力」「決断力・行動力」「振り返る力」の必要性を理解し、自らのキャリアを計画立てることを到達目標としている。なお、本科目では、講義のサブツールとして「Web キャリアノート」を活用している。Web キャリ

アノートは、キャリアデザインサイクルに基づき、自分に合ったキャリアを見つけ、それに向かって進む過程で、確かな成長を促すための本学オリジナルのツールである。また、「融合領域科目」には、「キャリア科目 1」及び「キャリア科目 2」を 2・3・4 年次配当の授業科目として配置している。(資料 4-16、4-19【ウェブ】)

各学部の「専門科目」においても、学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する科目を配置している。例えば、経済学部では「学外特別研修」「海外特別研修」「NGO 論」「社会教養特別講座」などの専門科目を通じて教育を行っている。経営学部では「経営学とキャリア開発」を配置し、組織側の視点ではなく、個人の視点に立って、職業現場における組織の一員としての自覚や役割を深く考える機会としている。ネットワーク情報学部では、3 年次必修科目である「情報キャリアデザイン」において教育を行っている。また、文学部英語英米文学科では、例年「卒業生を囲む会」として、学科の卒業生に講演を依頼するなどの取組みを行っている。また、商学部では、各学科、コースごとに目指す職業と履修科目をリンクさせた複数の履修モデルを『学修ガイドブック』の中で提示している。(資料 1-6【ウェブ】)

大学院研究科における取組み事例として、経済学研究科修士課程の神田開講コースにおいては、実務家教員（客員教授、兼任講師）を招聘し、社会の現場における研究の在り方について学ぶ機会を提供するようにしている。また、法学研究科では、高度専門職業人を志望する学生に対応した履修モデルを多数用意し、学生の目的にあった科目選択を容易にしている。(資料 1-7【ウェブ】)

点検・評価項目 4：学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点 1：各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置

<各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置>

①各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置

単位の実質化を図るための措置としては、「大学設置基準」「大学院設置基準」の趣旨に基づき、学士課程については各年次における 1 年間の履修登録単位数の上限数を 50 単位未満に設定している（資格課程関連科目を除く）。また、各学期の授業期間を 15 週に設定し、卒業要件単位は、各学部・学科ともに 124 単位としている。これらの情報は、『学修ガイドブック』に記載し、学生に対し周知している。その他の単位の実質化を図るための措置について、教育課程上の配慮としては、基礎から基幹へと体系的な学習が可能となるように配当年次を設定し、特定の学年や学期において偏りのない履修登録ができるように配慮した内容となっている。(資料 1-1【ウェブ】、1-6【ウェブ】)

大学院研究科（修士課程・博士後期課程）においては、履修上限単位を設けていないが、大学院学則第 6 条第 3 項において、修士課程では、「授業科目は、30 単位以上を履修しなければならない」と規定し、博士後期課程では、「授業科目は 16 単位以上を履修しなければならない」としている。これらの情報は、『大学院要項』に記載し、学生に対し周知する

ことで、適切な履修を促している。(資料 1-4【ウェブ】、1-7【ウェブ】)

②授業及び授業時間外に、必要な学生の学習を活性化し効果的な教育を行うための工夫

授業において必要な学生の学習を活性化し効果的な教育を行う工夫について、本学では、全学的に導入しているリアルタイムアンケートシステムの respon を活用し、履修者数に関わらず双方向型の授業が可能な環境となっている。また、授業時間外では、シラバスに予習・復習の内容及びそれに必要な時間を明記するとともに、LMS (CoursePower) を活用し、事前の資料配布や課題の提出なども行い、学生の学習を活性化している。なお、2020 (令和 2) 年度は、COVID-19 の影響により、Google Classroom を用いたオンライン授業を実施したが、これらのツールを用いて各担当教員が学生の学習を活性化し効果的な教育を行うために、様々な工夫を行った。また、オンライン授業が続くことに伴う学生のストレスを軽減することを目的に、専修大学スポーツ研究所において「オンライン授業のためのストレス低減方法資料集」を作成した。この資料集は、「リラックス法」「ミニッツヨガ」「ストレッチ」「コンディショニング」「脳トレ」「ヨガ」の各項目に複数のストレス低減方法を示しており、各項目はそれぞれが数分で実施できる内容で構成されている。本学ではこの資料集を教員全員に配付するとともに、授業中盤でのショートブレイクや課題資料に挿入するといった使用方法を明示し、活用を促すことでオンライン授業における学生のストレス低減を図った。(資料 4-20)

学部の取組み事例として、法学部では、現役大学院生が学業のみならず学生生活全般について学生の相談に乗る「アカデミック・コンシェルジュ」を配置して、より学生に近い立場から学習等に関するアドバイスを行っている。経営学部では、「専修大学経営学部ゼミナール連合会」による中間報告会 (3 年次)、卒業発表会 (4 年次) があり、それらを通じてゼミナール同士で切磋琢磨している。また、「インターゼミナール」への参加や、神奈川経済同友会が主催する「神奈川産学チャレンジプログラム」などの外部団体が主催するビジネスコンペに積極的に参加するよう働きかけている。さらに、本学のキャリアデザインセンターやエクステンションセンターでは、PBL (problem based learning) や公務員・会計士などの講座を提供している。(資料 4-21~4-24【ウェブ】)

研究科の取組み事例としては、集团的指導体制を設けることで、副指導教員による研究支援も受けられるようにしている。また、外国人留学生のためのチューター制度や日本語論文対策講座を設け、研究支援を行っている。(資料 1-7【ウェブ】、1-11【ウェブ】)

③シラバスの内容及び実施の適切性

本学学部・学科のシラバスは、統一のフォーマットにより作成している。シラバスには、「到達目標」「講義概要」「講義計画 (講義のテーマ、概要、予習・復習の内容及びそれに要する時間などを記載)」「課題に対するフィードバックの方法」「教科書・参考書」「成績評価方法・基準」「履修上の留意点」を必須項目としている。この他、担当教員へのアクセスを任意項目としている。これにより、学生が授業のための事前の準備や事後の展開などを行うことができる授業の工程表として機能するような内容となっている。2020 (令和 2) 年度からは、新たに「卒業認定・学位授与方針との関連」を必須の項目として設けることで、当該授業科目と DP との関連性を明確にした。シラバスの作成に際しては、教育開発支

援委員会が作成した「講義要項（シラバス）執筆要領」が全学カリキュラム協議会に提示される。その後、各学部のカリキュラム運営等を担う組織（カリキュラム委員会又は教務委員会）において必要に応じて加筆・修正を行ったうえで、各授業科目担当者に配付し、シラバスの作成を依頼している。なお、前述のとおり、2020（令和2）年度のシラバス作成にあたっては、教育開発支援委員会から各学部に対し、各学部で作成を依頼する際に、専任教員を対象としたシラバス作成方法についてのFD研修を、教育開発支援委員会が中心となり実施した。また、講義要項（シラバス）の記載内容が適正であるかといった観点から、担当教員以外の第三者による組織的なチェックの検討を依頼しており、これに基づき、各学部のカリキュラム運営等を担う組織（カリキュラム委員会又は教務委員会）によるシラバスチェックを行っている。（資料4-5～4-8、4-25【ウェブ】、4-26【ウェブ】）

④学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法

学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法については、全学（学士課程）のCPにおいて、「学生の能動的な学修への参加を促すことから、教室内でのグループ・ディスカッション、ディベート、グループ・ワーク等をはじめとする教授方法を取り入れることによる能動的学修を導入します」としている。また、前述したとおり、授業において必要な学生の学習を活性化し効果的な教育を行う工夫について、本学では、全学的に導入しているリアルタイムアンケートシステムのresponを活用し、履修者数に関わらず双方向型の授業が可能な環境となっている。

なお、2020（令和2）年度は、COVID-19の影響により、多くの授業科目をオンラインで実施したが、Google Classroom、Google Meet及びZoomを用いることにより、双方向型の授業に努めた。また、授業開始に先立ち「オンライン授業の勉強会」を専任教員・兼任講師それぞれに開催し、これらのツールを活用した学生の主体的参加を促す方法についての解説を行った。（資料4-27）

学部独自の取組み事例として、経営学部では、専門科目に科目区分「演習科目」を設け、学生の主体的参加を促す授業科目を多数配置している。「演習科目」では、ビジネスの諸活動を主体的かつ合理的に行う能力と態度を育成するとともに、資料収集や事例分析、意見交換などの能動的な学習を行っている。文学部歴史学科では、学修者の能動的な学修への参加を促すために、教室内でのグループ・ディスカッション、ディベート、グループ・ワーク等をはじめとする能動的学修を導入するとともに、問題解決能力や批判的思考力を養うために、教室外での共同学習、調査学習、体験学習を導入している。具体的には、学外で考古学実習、古文書実習を夏期休暇中に例年実施している。人間科学部心理学科では、心理学研究を実践する実習授業において、学生同士の協調的参加や議論への積極的参加を求めている。1年次必修「心理学基礎実験1（心理学実験）」、2年次必修「心理学基礎実験2」、3年次必修「心理学実験演習1」、4年次必修「心理学実験演習2」は、心理学における実験等の研究を実践しながら学ぶ科目であり、学生の主体的参加が不可欠である。「心理学基礎実験1（心理学実験）」及び「心理学基礎実験2」では、担当教員とTAにより、学生を小グループに分けて、学生同士が協調的かつ積極的に学ぶことができるよう配慮している。また「心理学実験演習1」及び「心理学実験演習2」では、学生は個々の興味関心に基づいて15人の教員のいずれかのクラスに分かれ、それぞれのクラスのグループにおいて、自身

の成果の発表と学生同士での議論を通して研究を進めていくことができるようにしている。
(資料 1-6【ウェブ】)

⑤授業形態に配慮した1授業あたりの学生数

講義形式は最大300名程度、演習形式は学生数に一定の制限を設け、原則として最大50名程度、実験・実習形式は原則として10名程度としており、授業形態に配慮した1授業あたりの学生数として適切である。

⑥適切な履修指導の実施

本学では、授業を受ける学生に対して、教員が相談に応じるオフィスアワーを設けることにより、きめ細やかな教育指導を行う体制を整えるとともに、年度初めに学年別の履修ガイダンスを実施したうえで、個別の履修相談に応じるなど、学生の履修指導体制を整備している。また、クラス担任制度を採用し、特に初年次におけるきめ細やかな教育指導を行っている。なお、2020（令和2）年度は、COVID-19の影響に伴い、例年4月に行うキャンパス・ガイダンス及び学部ガイダンスを中止とした。これを受け本学では、後期授業開始前にあたる2020（令和2）年9月15日から18日の間で、1年次を対象とした対面によるガイダンスを実施し、学部カリキュラムや教育内容の説明を行った。(資料 4-28)

成績不良者に対しては、個人面談の機会を設けることや必修科目であるゼミナールや実習授業を介して科目担当者より適宜個別指導を行っている。

学部の取組み事例として、法学部では、現役大学院学生が学業のみならず学生生活全般について学生の相談に乗るアカデミック・コンシェルジュを配置している。文学部環境地理学科では、毎年度の当初に開催している学年別履修ガイダンスや、例年秋季に開催しているゼミナール分属決定ガイダンス等をはじめ、担任制を敷く必修科目「専門入門ゼミナール」や「野外調査法1」等で、適切な履修指導を随時行っている。このように、科目履修にあたり、学生の志望や意向が反映される有効な仕組みが整っている。(資料 4-1【ウェブ】、4-21【ウェブ】)

⑦研究指導計画の明示とそれに基づく研究指導の実施

大学院における研究指導計画の明示とそれに基づく研究指導の実施について、修士課程に関しては、2年間の概ねの研究スケジュールを大学院要項及び大学院HPにて公表している。博士後期課程に関しては、大学院要項に概ねの研究スケジュールを明示し、個々の学生の研究進捗をふまえ、指導教授と学生が相談したうえで、具体的な年間スケジュールを設定している。なお、各研究科における取組み状況は、次のとおりである。

経済学研究科では、年度初めに論文発表会のスケジュール等を明示し、学生の研究スケジュールの枠組みを提示するとともに、その下で、演習及び研究論文指導を担当する各教員がシラバスにおいて研究指導計画を適切に明示している。また論文発表会における報告の状況、及び学位論文の提出状況から、研究指導計画に基づく研究指導を適切に行っている。

法学研究科では、演習科目の講義要項（シラバス）に、年間の研究指導の内容を明示しており、これに基づいて研究指導を行っている。

経営学研究科では、修士課程1年次に指導教授と相談のうえテーマおよび履修する講義科目を決定し、研究に関する知識の修得を目指している。また1年次後期において、自ら設定したテーマで中間研究報告会を実施している。この中間研究報告会では学生が選択したテーマに関連した指導教授以外の教員から質疑が行われ、1年次末までに副指導教授を選任している。2年次には指導教授、副指導教授の講義科目や演習科目の履修を推奨し、多くの学生が指導教授及び副指導教授の演習を履修している。加えて修士課程2年次における中間研究報告会では、指導教授及び副指導教授、他分野の教員からの質疑がなされる。博士後期課程では、副指導教授制はまだ制度化していないが、指導教授以外の授業の履修を推奨している。なお、留学生に関しては副指導教授に加え、2年次に日本人のチューターを採用し、論文執筆のサポートをしている。

文学研究科英語英米文学専攻では、修士課程・博士後期課程ともに、学位取得に向けたスケジュールによる指導体制を提供している。また、地理学専攻では、各教員が開講する「地域研究」(修士課程)、「地域特別研究法」(博士後期課程)において、年間30回の全授業について各回の指導内容をシラバスで詳細に示している。

商学研究科では、『大学院要項』の履修方法の項目で修士・博士論文指導計画の概要を明記しており、これに沿って中間発表会や研究論文発表会、口述試験を行っている。修士課程1年次には分野別発表会(11月)、2年次には中間発表会(9月)を実施し、博士後期課程2年次には分野別論文中間発表会を年2回(前期・後期各1回)、3年次には研究論文発表会を実施している。このように段階的に実施される論文発表会への複数の教員の参加により、学生の多面的・段階的な指導及び評価を可能にしている。(資料1-7【ウェブ】)

⑧授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置(法科大学院)

法科大学院では、教育上の基本理念(CP参照)に基づき、さらには、司法試験・司法修習と連携した基幹的高度専門教育機関として法曹教育に特化した実践的教育を行うという法科大学院の本来の目的を踏まえて、法律基本科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目、法律実務基礎科目の各科目群の履修を通して、法律に関する基本的な理論及び知識を徹底して教育すること、並びにその基礎的理論と知識をもとに「議論による問題解決能力」を修得させることを教育上の目標として設定している。本法科大学院の1授業あたりの学生数は、最大でも20名程度と少人数教育であり、適正に運用されている。事前に公表しているシラバスに沿った授業を展開しており、各授業において予習課題を課して授業に取り組めるよう工夫し、またリアクションペーパーを使って授業の理解度も確認している。クラス担任によるオフィスアワーを利用した履修相談受付期間等を設置して、学生からの履修相談を受けやすい体制を整えている。また、実務的能力を取得させるため、実務の演習科目を設ける他、臨床科目である模擬裁判、ロイヤリング、クリニック及びエクスターンシップの4科目を3年次に開講している。

2020(令和2)年度は、COVID-19の影響により、前期授業の開始を延期したが、授業期間15週が確保されるように学事暦を変更した。また、授業の実施方法についても前期はすべての授業、後期は4割弱の授業をオンライン形式としたが、オンデマンド方式ではなくGoogle ClassroomとMeetを使用しての同時双方向型授業として、対面授業と同程度の質を保つようにした。(資料1-8、1-12【ウェブ】、4-29~4-31)

点検・評価項目 5：成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点 1：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

評価の視点 2：学位授与を適切に行うための措置

<成績評価及び単位認定を適切に行うための措置>

①単位制度の趣旨に基づく単位認定

単位制度の趣旨に沿って、学則第 5 条の 5 において、「講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲の授業をもって 1 単位とする」「実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲の授業をもって 1 単位とする」等を規定し、同学則第 5 条の 2（単位の授与）に基づいて、単位認定を行っている。また、各学部においても『学修ガイドブック』において、単位制度の意義や単位の考え方と算定基準という 2 つの側面から学生に周知している。（資料 1-1【ウェブ】、1-6【ウェブ】）

②既修得単位の適切な認定

他大学等で修得した単位や入学前に修得した単位の認定に関しては、大学設置基準に基づき適切に行っている。学部・学科では、学則第 5 条の 3 第 1 項において、「本大学は、教育上有益と認めるときは、次に掲げる単位を、本大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる」と規定し、また、同条第 2 項において、「本大学は、教育上有益と認めるときは、次に掲げる学修を、本大学における授業科目の履修とみなし、単位を授与することができる。(1)短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修 (2)本大学へ入学する前の前号の学修」と規定している。これらの規定により修得したものとみなし、又は授与することのできる単位数については、同条第 3 項において「学生が編入学又は学士入学をした場合を除き、60 単位を超えないものとする」としている。なお、既修得単位の認定にあたっては、単位制度の趣旨に基づいて授業内容・時間等を確認し、カリキュラム委員会（教務委員会）、教授会の議を経て厳正に行われている。（資料 1-1【ウェブ】）

大学院研究科に関しては、大学院学則第 6 条の 4 において、「本大学院が教育上有益と認めるときは、本大学院に入学する前に本大学院又は他大学の大学院（外国の大学の大学院を含む。）において修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）は、10 単位を超えない範囲で、これを課程修了に必要な単位として認定することができる」としている。これに基づき、経済学特修プログラム及び経営学特修プログラムにおいて、学部時に修得した大学院授業科目を 10 単位以内で単位認定している。なお、大学院設置基準の一部を改正する省令に伴い、他大学院の単位互換及び入学前の既修得単位の認定の柔軟化並びに入学前の既修得単位を勘案した在学期間の短縮に対応することとし、これにより、学生が本大学院に入学する前に本大学院又は他大学の大学院（外国の大学の大学院を含む。）において修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）については、15 単位を超えない範囲で本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこととした。また、本大学院は、学生が本大学院に入学する前に本大学院又は他大学の大学院において修得した単位を本大学院において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得に

より本大学院の修士課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、本大学院の修士課程に少なくとも1年以上在学するものとした。これに伴い、上述した大学院学則は、2021（令和3）年4月に変更する予定である。（資料1-4【ウェブ】、4-32）

③成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置

成績評価の客観性を担保するための措置として、本学（学部・学科）では、GPA制度を導入している。具体的には、学則第17条第2項において、試験の成績は、100点満点とし、60点以上を合格とし、60点未満を不合格とするとしている。また、成績評価の細分は、定期試験規程第11条において規定しており、成績評価の区分に応じてグレード・ポイントを付与し、GPAを算出している。なお、これらの内容は、履修ガイダンスをとおして学生に対し周知しているほか、『学修ガイドブック』にも情報を掲載している。成績評価の厳格性を担保するための措置として、本学（学部・学科）では、各授業科目のシラバスに「到達目標」「授業計画」「成績評価の方法及び基準」を明示し、これに基づいて厳格な成績評価を行っている。学生からの成績評価に関する疑義の申し立てに対しては、カリキュラム委員会（教務委員会）が中心になって対応することで厳格性を担保している。（資料1-1【ウェブ】、1-6【ウェブ】、4-33）

学部の取組み事例として、経営学部では、成績評価については評価に用いられる様々な方法（試験、平常点など）の反映比率を明記しているだけでなく、授業担当者には成績評価について授業中に口頭で詳しく説明するように働きかけている。なお、カリキュラム委員会においては、各授業科目担当者に対して、シラバス通りの成績評価を行っているかについてアンケート調査も実施している。また、各学部ともに、同一科目の複数開講の科目においては、評価基準が揃うよう担当者間で協議を行い、成績評価に客観性・厳格性が担保されるよう適切に努めている。更に、卒業論文の審査において、成績評価の客観性、厳格性を担保するため、複数の教員による審査・成績評価を行うとしている。（資料4-34）

大学院研究科においては、大学院学則第6条の9において「90点以上を「A+」、80点以上を「A」、70点以上を「B」、60点以上を「C」、60点未満を「F」とする」としている。この場合において、60点以上を合格とし、60点未満を不合格とするとしている。（資料1-4【ウェブ】）

④卒業・修了要件の明示

学位授与に関しては、各学部・学科、研究科・専攻・課程ごとに定めたDPを踏まえ、学則第18条、大学院学則第11条及び学位規程に明示し、適切に授与されている。

学部・学科の卒業要件は、学生に配付する『学修ガイドブック』にあらかじめ明記するとともに、大学HPにおいても公表している。

研究科・専攻・課程の修了要件についても、学生に配付する『大学院要項』に明記している。また、『大学院要項』には、研究科ごとの「修士論文審査基準」及び「博士論文審査基準」を明記するとともに、学位授与までの諸手続きを明記し、学生に周知している。（資料1-1【ウェブ】、1-4【ウェブ】、1-6【ウェブ】、1-8【ウェブ】）

⑤成績評価及び単位認定を適切に行うための措置（法科大学院）

法科大学院では、専門職大学院設置基準にもとづき、修了要件、履修上限などを定めており、法科大学院要項、大学 HP において公表している。法科大学院における成績評価基準を策定し、全教員に対し事前に周知し、事後的には教務委員会、教授会、自己点検・評価委員会において検証を行うことで、厳正かつ適正な成績評価及び単位認定を実施している。

法学既修者の単位認定及び他の大学院における入学前の既修得単位等の認定は専門職大学院設置基準に基づいて設定している（専門職大学院学則 19 条 2 号、35 条）。学位授与の実施手続及び体制については、専修大学学位授与規程に定めている（35 条の 2）。（資料 1-5【ウェブ】、1-8、2-28【ウェブ】、4-35～4-38）

<学位授与を適切に行うための措置>

①学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示

学位論文審査基準の明示については、『大学院要項』及び大学 HP に研究科ごとの「修士論文審査基準」及び「博士論文審査基準」を明記し、学生に周知している。なお、『大学院要項』は、年度当初に冊子体として大学院生全員に配付していることから、学生は常に学位論文審査基準を確認することが可能である。（資料 1-7【ウェブ】）

②学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置

学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置に関して、各研究科の取組みは以下のとおりである。

経済学研究科では、修士論文審査基準及び博士論文審査基準の中に、学位請求論文の審査体制、審査項目、審査方法を明示し、それに従って学位審査及び修了認定を行っている。特に、設置される審査委員会には、論文の主査及び副査以外にも、必要に応じて他の研究科・学部の教員（博士論文の場合は、加えて客員教員、兼任講師、他大学の教員等）の協力を求めながら、最終口述試験を実施しており、学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための適切な措置を講じている。

法学研究科修士課程における学位審査は、指導教授を主査とし、審査対象となる学位請求論文に関連する授業科目担当教員を副査として、学位請求論文の審査と、学位請求論文を中心とした試問の方法によって行う最終試験からなる。論文審査と最終試験の結果は、法学研究科委員会で審議する。このような複数人による審査と法学研究科委員会の審議を行うことにより、修士（法学）の学位の審査と修了認定には、客観性と厳格性が確保されると考える。また、博士後期課程における学位審査は、指導教授を主査とし、学位請求論文に関連する授業科目の担当教員 2 名を副査として、学位請求論文の審査と、学位請求論文を中心とした口頭試問による最終試験からなる。最終試験では、筆答試問を併せて行う場合がある。学位請求論文やその審査結果等を、法学研究科の委員の閲覧に供したのち、審査と最終試験の結果が法学研究科委員会で審議される。このような複数人が関与する手続により、博士（法学）の学位の審査と修了認定の客観性と厳格性が確保されると考える。

文学研究科では、各専攻で公聴会や口頭試問等の発表機会を設け、研究科委員会でも全

員合議による最終審査を適切に実施している。地理学専攻では、主査・副査による個別審査とは別に、全教員が出席する最終口頭試問を修士課程・博士後期課程のいずれにおいても開催し、書面及び口頭の両面で学位請求論文の内容について客観的かつ厳格な評価を行っている。また、社会学専攻では、修士課程・博士後期課程とも、2年次以降に修士論文及び博士論文中間報告を行うことを義務付けている。修士学位審査においては、主査の他に副査を2名、博士学位審査においては主査の他に副査3名により、学位審査および修了審査の客観性及び厳格性を確保するための措置を講じている。

経営学研究科では、博士学位請求論文の審査にかかわるフローチャートを作成し、該当学生がいつまでに予備審査論文を提出し、その結果本論文をいつまでに提出すべきか、わかりやすく提示している。予備審査においても、予備論文審査委員からの指摘を提出者にフィードバックできる体制も整備し、博士学位請求論文の質の向上に有効に機能している。本論文提出後の審査に関しても、概ねの流れをフローチャート上に示している。令和2年度において、博士学位請求論文の提出が2件あり、明示されたフローチャートに従い、手続きが進んでいる。また2名のうち、1名は博士学位請求論文の最終提出を半年間延期する制度の申請を行っており、博士学位請求論文の審査制度は有効に機能している。修士学位請求論文については、指導教授および副指導教授の演習科目の履修、中間報告会での報告、修士学位請求論文の提出、口述試験という流れで行っている。

商学研究科では、『大学院要項』のなかで論文審査基準を明示するとともに、「商学研究科課程博士論文に関わる申し合わせ事項」として、論文の提出、受理、審査に関する取り決めを周知している。論文の審査基準では、修士論文および博士論文が備える全般的な必要条件を示すだけでなく、論文が満たすべき形式的基準および実質的基準を示している。

(資料 1-7【ウェブ】)

③学位授与に係る責任体制、手続の明示及び適切な学位授与

学位授与に係る責任体制、手続は、学則第18条、大学院学則第11条、専門職大学院学則第47条及び学位規程において規定し、これに基づき各学部教授会規程、各研究科委員会規程及び法科大学院教授会規程を定め、教授会及び大学院研究科委員会において審議し、適切に行っている。(資料 1-1【ウェブ】、1-4【ウェブ】、1-5【ウェブ】、4-37、4-39～4-41)

点検・評価項目6：学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点1：各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定
評価の視点2：学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発
評価の視点3：学習成果の把握及び評価の取組みに対する全学内部質保証推進組織等との関わり

<各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定>

本学では、外部アセスメントテストである「GPS-Academic」を全ての学部学生対象に実施している。これの実施結果については、教育開発支援委員会及び教務課 IR 担当が協働で分析を行い、その分析結果は、内部質保証推進委員会学部部会において報告している。分析の内容には、アセスメントテストのスコアと GPA との相関の検証や、DP の検証などが含まれている。また、卒業論文を必修科目としている学部・学科では、卒業論文を評価指標として学習成果を測定している。(資料 2-30、2-32)

学部の取組み事例として、経済学部では、2017（平成 29）年度より「進学準備シート」「学修プロセス自己点検シート」を活用した学生の学習成果の把握・評価に取り組んでおり、2020（令和 2）年度においてシートの運用システムを策定した。これらのシートは、経済学部教育指針に基づいて、大学における教育の質保証の観点から行っている独自の取組みであり、今後、実績を積み上げていくことで社会的な評価を高める可能性を持つと思われる。文学部英語英米文学科では、1～3 年次に TOEIC® を課し、英語運用能力の学習成果を測定し、学習成果を測定するための指標の適切な設定を行っている。ネットワーク情報学部では、GPA と修得単位数をもとに行っており、特に 2 年次への進級状況、修業年限内の卒業状況、退学状況との関連性のデータに基づき、成績不振者への警告基準を定めている。(資料 4-42～4-45)

研究科の取組み事例として、文学研究科では、各専攻の専門研究に基づく学位論文を課し、適切な指標設定を行っている。指導教員は学位論文の執筆開始前及び執筆中において、研究内容に関して具体的かつ効果的な助言を随時与えるように努め、演習授業等での発表（配付資料やスライド等）を通じて学習成果の蓄積状況を定性的・定量的に測定している。

法科大学院では、DP 及び CP に基づき、開講科目については、講義要項において、それぞれ到達目標を明らかにし、それに基づき、試験（前期試験・後期試験）及び平常点の評価をしている。また、2019（令和元）年度からは、共通到達度確認試験の成績が全国の受験者全体の上位 80%以内であることを、1 年次から 2 年次への進級要件とした。(資料 1-4【ウェブ】、1-7【ウェブ】)

<学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発>

全ての学部学生を対象に実施している GPS-Academic では、学生の「思考力」「姿勢・態度」「経験」の測定に加え、アンケートとして「力を入れたいこと」「学修状況・授業満足度」「進路意識」についても確認しており、教育開発支援委員会及び教務課 IR 担当が学修成果について分析を行っている。2019（令和元）年度には、大学全体の DP の学生認知度について確認し、次いで成長実感の自己評価の項目の集計を行い、その後、GPS-Academic のアセスメントスコアを用いて、1 年次と 4 年次を比較することで、DP において掲げられている学習成果の達成状況について分析を行った。その結果、DP の学生認知度については、「内容を知っている」「ガイダンスなどで説明を聞いたことがある」と回答した学生が半数を超えており、学生への認知度が徐々に上がっていることが確認できた。学習成果の自己評価については、年次進行につれて肯定回答が増加していることが確認できた。また、アセスメントスコアと学修成果の検証では、全学 DP1（社会知性の核となる、専門的な知識・技能とそれに基づく思考方法を身につけ、活用することができる（知識・理解））と最も関

連が深いと思われる思考力について、一部のスコア（協働的思考力スコア）を除き効果量の上昇が見られた。したがって、思考力は、在学中の諸活動によって確実に伸展していると考えられ、このことは、外部指標による直接評価によって、学習成果の把握ができたと考える。（資料 2-30）

学部取り組み事例として、法学部では、学生が中心となり「法学部学生による授業評価」を実施している。評価の内容は『法学部フォーラム』で公表しているが、同誌において卒業生からの意見も併せて公表している。商学部では、学修成果の把握および評価の方法として GPA を導入することにより、優れた成果をあげた学生を学期ごとに「ディーンズ・リスト」の形で表彰し、これを学術奨学生選考に活用するなどの方法を開発している。ネットワーク情報学部では、1年次を対象として TOEIC®を受験させ、一部の学年でコンピテンシーテストの試行受検を行った。また、2019（令和元）年度入学者より、4年次必修科目である「修了能力認定 S」と「修了能力認定 D」において、学修ポートフォリオを活用した学修成果評価を行う予定であり、そのためのルーブリックの開発に取り組んでいる。なお、教務課 IR 担当では、ネットワーク情報学部生を対象とした汎用的技能等の学修成果の検証を行った。これは、カリキュラム・アセスメント手法の開発にも結びつけることができる、本学独自の先進的な分析であり、その結果は内部質保証推進委員会学部部会においても報告された。（資料 1-10【ウェブ】、2-31）

なお、本学では、学位プログラム共通の考え方や尺度、達成すべき質的水準及び具体的実施方法などについて定めたアセスメントプランに基づく学習成果の点検・評価の実施に向けた準備を進めている。（資料 2-17）

<学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等との関わり>

学習成果については、教務課 IR 担当及び教育開発支援委員会との連携のもと把握・分析を行っている。これらの情報は、内部質保証推進委員会学部部会において報告し、点検・評価活動に活かされている。

点検・評価項目 7：教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

各学部・各研究科における教育課程及びその内容、方法の適切性については、各学部自己点検・評価実施委員会及び各研究科自己点検・評価実施委員会において定期的に自己点検・評価を行い、自己点検・評価の結果をもとに、改善・向上に向けた取り組みを行っている。また、転換・導入科目、教養科目、外国語科目については、全学カリキュラム関係自己点検・評価実施委員会が、教職・司書・司書教諭・学校司書・学芸員課程科目については、資格課程自己点検・評価実施委員会において定期的に自己点検・評価を行っている。さらに、二部教育の適切性については、二部教育自己点検・評価実施委員会が担っている。各自己点検・評価実施委員会の活動状況は、自己点検・評価委員会において『自己点検・

評価報告書』として取りまとめ、学長へ報告している。また、内部質保証推進委員会では、『自己点検・評価報告書』を活用した検証、教務課 IR 担当からの報告などを通じて、大学全体の目標・計画等の適切性・有効性の検証を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取組みを行っている。(資料 2-18【ウェブ】)

2014（平成 26）年度から「新たな学士課程教育」として導入したカリキュラムは、2012（平成 24）年 11 月 22 日付け「教養教育のあり方検討小委員会〔答申〕」に基づいて、4 つの領域からなる三層構造のカリキュラムとして構築されたものであり、2017（平成 29）年度で完成年度を迎えた。これに伴い、本学では、過去 3 年間の運用状況を検証し、改善点を踏まえ、2019（令和元）年度及び 2020（令和 2）年度に全学的なカリキュラム改正を行った。(資料 4-46)

内部質保証推進委員会学部部会は、各学部・学科で掲げている DP の検証を各学部・学科に対し依頼し、これに基づき DP の検証を行った。ここでの検証結果、自己点検・評価結果、中教審から出された累次の答申等を踏まえ、内部質保証推進委員会では、現在の共通観点及び三つの方針を改正するとともに、学位プログラム共通の考え方や尺度である「アセスメントプラン」の策定を進めている。(資料 2-17)

研究科の取組み事例として、大学院ファカルティ・ディベロップメント委員会による大学院授業評価アンケート及び教員アンケートの結果に基づき、各指導教員が点検・評価を行っている。商学研究科では、自己点検・評価結果や近年の社会・経済的变化や学生のニーズに対応して、「商学実務特論」「ロジスティクス」「ソーシャルビジネス」といった授業科目の新設を行った。(資料 4-47)

法科大学院では、講義を担当する全教員に対して、講義期間中及び講義終了後に、自己点検シートの作成及び提出を求めている。これにより教員各自の教育内容・方法及び成績評価につき自己改革を促している。また年度毎に、自己点検・評価委員会の委員でもある本法科大学院の各委員会の委員長に、委員会毎に、自己点検・評価報告書を作成のうえ提出させ、自己点検・評価委員会を開催し、自己改革の方策等を議論し、その結果を各教員に報告し、その実施を求めている。なお、講義で用いた資料等は、すべて事務局に提出させている。(資料 4-38)

点検・評価項目 8：教育課程連携協議会を設置し、適切に機能させているか。

評価の視点 1：教育課程連携協議会のメンバー構成

評価の視点 2：教育課程連携協議会の意見は、どのように教育課程の編成及びその改善に活用されているか

法科大学院では、2019（平成 31）年度、教育課程連携協議会を設置した（専門職大学院学則 30 条の 2）。

教育課程連携協議会は、法科大学院長を委員長とし、委員には法科大学院の課程に係る職業に就いている者等として長崎俊樹委員（弁護士）、学外者で学長が必要と認める者として、木村光江委員（東京都立大学大学院法学政治学研究科教授）により構成される。(資料 1-5【ウェブ】、4-48～4-51)

【長所・特色】

- 本学の学士課程教育は、「転換・導入科目」「教養科目」「外国語科目」「専門科目」の4つの科目区分によって構成しており、入学した学部・学科にかかわらず、本学に入学した学生が身につけるべき能力を修得することができるように設計したものである。転換・導入科目では、大学での学びや生活にスムーズに適応し、大学及び社会で求められる基礎的知識・技能が修得できるようにしている。教養科目は、「人文科学基礎科目」「社会科学基礎科目」「自然科学系科目」「融合領域科目」及び「保健体育系科目」の5つの科目群があり、興味を持った分野をより深く学べるようにしている。中でも今日のかつ学際的・融合的な科目である融合領域科目は、専門科目と教養科目を結ぶ役割を果たしており、社会を理解するための多面的な視点と総合的な分析力や判断力を培う科目群として機能している。外国語科目は、「英語」「英語以外の外国語」「海外語学研修」の3つの科目群で構成している。専門科目は、それぞれの専攻分野について基礎から応用へと段階的に学修できる科目配置としている。このように、本学の学士課程教育は、転換・導入科目を土台に、教育課程全体の体系性・順次性を確保するとともに、教養教育と専門教育の有機的連携を図っている。また、2019（令和元）年度より科目ナンバリングを導入したことに伴い、科目の体系性・順次性がより可視化できるようにしている。（資料 1-6【ウェブ】、4-52【ウェブ】）

- 「専修大学入門ゼミナール」の全学部共通のテキストである『新・知のツールボックス』は、「大学に来たらどう勉強したらいいのか？」を新生に理解してもらうために、大学での勉強のノウハウを中心に本学専任教員によって編集された、新生のための学び方サポートブックである。本書には、別冊としてワークブックが用意されており、ワークブックに取り組むことにより難度を上げながら確実にステップアップできる仕組みを構築するとともに、自習用としても活用されている。また、本書は、他大学の初年次教育のテキストとしても活用されており、例年20大学（短期大学を含む）程度から問合せを受けている。なお、本書は、2020（令和2）年度に電子書籍化を行った。（資料 4-14、4-15）

- 経営学部専門科目である「リーダーシップ開発プログラム」は、キャリアデザインセンターが提供するプログラムと経営学部の正課科目とのハイブリッドスタイルとして展開している教育システムである。本プログラムにおけるリーダーシップとは、「ビジョン（目的）を自ら創造し、多様な他者を理解しながら、そのビジョンを実現していくために他者と協働していく能力」と定義付けており、様々な組織の中に誰にでも求められる能力である。このような能力を発揮できる人材を育成することは、学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育として適切である。（資料 4-53）

- 教育開発支援委員会及び教務課 IR 担当では、GPS-Academic の結果と、本学が保有する学生の情報（GPA 等）などの各種 IR 情報を用いて、三つの方針を踏まえ、本学学士課程教育の適切性等について検証を行っている。2019（令和元）年度は、GPS-Academic（外部アセスメントテスト）の結果を用いて、「思考力スコアと諸要因」「卒業認定・学位授

与の方針の検証」について、教務課 IR 担当者との協働により分析を行い、報告書を作成した。報告書の内容については、内部質保証推進委員会の学部部会で説明した。卒業生アンケートの分析結果については、教育開発支援 NEWSLETTER 第 39 号に「卒業生アンケートの経年変化」「自由記述のテキスト分析」を掲載するとともに、集計結果の詳細を専修大学ポータル「ライブラリ」に掲載した。2020（令和 2）年度には、GPS-Academic に自由記述設問を大学が設定できる仕様となったため、これも教務課 IR 担当者との協働により、自然言語処理の技術であるトピックモデルを用いて文書を分類し、自由記述設問から得られた膨大なデータを分析した。この分析結果については、報告書をまとめて内部質保証推進委員会の学部部会で報告した。そして、教育開発支援 NEWSLETTER 第 41 号には、分析結果の概略を掲載するとともに、前年度から継続して卒業認定・学位授与の方針の検証や卒業生アンケートの分析結果についても掲載した。これらは、他大学と比較しても先駆性および独自性のある取り組みであり、高く評価できるものと考えている。（資料 4-54【ウェブ】）

○ネットワーク情報学部では、1 年次を対象として TOEIC®を受験させ、一部の学年でコンピテンシーテストの試行受検を行った。また、2019（令和元）年度入学者より、4 年次必修科目である「修了能力認定 S」と「修了能力認定 D」において、学修ポートフォリオを活用した学修成果評価を行う予定であり、そのためのルーブリックの開発に取り組んでいる。なお、教務課 IR 担当では、ネットワーク情報学部生を対象とした汎用的技能等の学修成果の検証を行った。これは、カリキュラム・アセスメント手法の開発にも結びつけることができる、本学独自の先進的な分析である。（資料 2-31）

○2020（令和 2）年度のオンライン授業開始にあたっては、授業のためのツールや必要な手続き、授業の進め方や履修者の評価方法など、オンライン授業の準備から評価に至るまでのオンライン授業の実施に必要な知見の組織的な共有を図った。また、学生に対してはオンライン授業に関するアンケート調査を実施し、その結果を受けて、新しい時代のオンライン授業に向けたアクションプラン－SENSHU 5 PROJECTS－（「オンライン授業の基盤ツール充実プロジェクト」「授業コンテンツ改善プロジェクト」「聞きやすく見やすいオンライン授業の開発プロジェクト」「オンライン授業受信環境のスペックアップに係る支援プロジェクト」「学生の健康保持プロジェクト」）を立ち上げ、後期からのオンライン授業の質向上を図った。（資料 4-55【ウェブ】）

1. オンライン授業の基盤ツールの充実プロジェクト

後期のオンライン授業では、ビデオ配信方式の講義をより充実させる方針であります。本学は、現在 Google 社が提供している G Suite for Education プランを利用していますが、後期に向けては、より高機能な「G Suite Enterprise for Education」の導入を視野にオンライン授業の基盤となるシステムの充実化を図ってまいります。

2. 授業コンテンツの改善プロジェクト

アンケート結果に基づき、講義・実習・演習等の授業形態ごとに「推奨されるオンライン授業の組み立て方法」を先生方と情報共有し、後期のオンライン授業への満足度を向上させるように努めます。

3. 聞きやすく見やすいオンライン授業の開発プロジェクト

オンライン授業の際に、学生にとって聞きやすい音声や見やすい画像を提供するために必要とされる方途を教員間で共有します。

4. オンライン授業受信環境のスペックアップに係る支援プロジェクト

後期のオンライン授業で、Google Meet の利用の比重が高まることを踏まえ、学生の皆さんに是非導入をお願いしたい定額でデータ通信量無制限型の通信環境の整備に係る支援策を提示いたします。

5. 学生の健康維持プロジェクト

本学「スポーツ研究所」のご協力のもと、オンライン授業に伴って学生の皆さんの心身にかかる負担の軽減策を提案

○法科大学院では、以下の点が長所・特色として挙げられる。①CPの設定及び公表に関しては、全ての授業科目を、法律基本科目、実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目の4区分のいずれかに明確に適切に区分・配置しており、また、内容においてもそれぞれ4つの科目群に相応しいものとなっていること。②教育課程の体系的編成に関しては、いずれの科目群においても必ず一科目は専任教員が担当するように配置して受講生の学習状況を的確に把握するよう努め、また内容においてもそれぞれ4つの科目群に相応しいものとなっていること。③学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置に関しては、クラス担任によるオフィスアワー時間を利用した履修相談受付期間等を設置して、学生からの履修相談を受けやすい体制を整えていること。④成績評価、単位認定及び学位授与の適切性に関しては、前期、後期成績評価終了後、教務委員会にて各科目の成績分布一覧表を配布し、厳格性に疑いのある科目がないかを審議している。さらに、教授会においても成績分布一覧表が配布され、成績分布を全専任教員に明らかにした上で質疑応答がなされている。また、前期・後期の成績評価終了後、法科大学院自己点検・評価委員会より教員各自に自己点検シートの作成を依頼しその結果を検証することで、厳格な成績評価について自己点検している。各教員は、試験終了後、当該試験問題に関する出題趣旨、配点、採点基準等を明記した試験講評資料を学生に示して、出題の狙い等が学生に伝わるようにしている。また、当該試験講評資料を用いて学生が自己採点できるように、採点済み答案（コピー）を学生に返却している。さらに、講評解説の実施期間を用いて全試験実施科目において、学生に対して講評を行う機会を設けており、より出題の意図が明確に伝えられるように工夫していること。⑤入学前の既修得単位の認定については、学則とは別に内部基準を定め、そこにおいて本法科大学院におけるA評価相当以上の成績であることを要件とし、修得した科目の成績証明書及びシラバスを提出させたいうで、本学の該当科目担当教員によるチェックするなどして厳格かつ客観的に評価するようにして運用していること。⑥学習成果の適切な把握及び評価に関しては、共通到達度確認試験の成績を利用することにより、より厳格な進級判定をしている。⑦教育課程及びその内容、方法の適切性についての点検・評価に

関しては、自己点検委員会による組織的な点検だけではなく、教員全員による自己点検を実施していること。⑧教育課程連携協議会に関しては、公正性・客観性を考慮して、委員長を除く委員は学外者とした。法科大学院教務委員長、法科大学院自己点検・評価委員長、法科大学院入試広報委員長、法科大学院FD委員長など関係委員会の責任者をオブザーバーとし委員会に参加させることで、学外の委員と協議をし、協議会での協議内容を共有し、同協議会での議論・提言を踏まえて、担当分野ごとに委員会において検討し、さらに全体の議論の場である教授会に諮り、授業評価、教育課程の編成及び見直しを図っている。⑨学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているかに関しては、授業毎に予習課題が課されてることから、学生の履修数によっては一日当りの課題が重複することで、学生の負担が過大になるおそれもある。そのため、事前課題を課した場合には教員室備え付けの課題一覧表に記載させて、学生に過度な負担が生じないように取り組んでいる。また、クラス面談において使用する面談シートに負担感に関する項目を設けて、過度な負担となっていないかを把握して改善に努めている。⑩成績評価、単位認定及び学位授与の適切性に関しては、平常点が一律にならないよう平常点評価の適切性について担当教員から教務委員会において聴き取りを行うなどして、安易な成績評価をしないような措置を講じている。

【問題点】

- 本学学士課程教育における教育の質保証に向けた取組みについては、2015（平成27）年11月に、学長から「GPA制度の活用事例等」「『学生による授業評価』の全学的実施」「カリキュラム・マップ」「コース・ナンバリング」「ループリック」「アクティブ・ラーニング」の6項目について、全学的実施に向けた検討依頼がされた。これを受け、全学カリキュラム協議会において優先度の高いと判断したものから検討に着手し、「コース・ナンバリング（本学では「科目ナンバリング」）」「カリキュラム・マップ」の2項目は実現した。また、「ループリック」については、ループリック活用についてのFD研修を教育開発支援委員会が中心となり実施した。なお、残された項目は、いずれも単体ではなく複数の課題が相互に関連したものであり、全学的な実施には至っていない。今後、「アクティブ・ラーニング」については、全学カリキュラム協議会で継続して検討することとし、「GPA制度の活用事例等」及び「『学生による授業評価』の全学的実施」については、検討組織及び実施体制等の再整理を行ったうえで検討を進めることとする。
- 法科大学院では、教育課程及びその内容、方法の適切性についての点検・評価に関して、司法試験合格率が全国平均の2分の1以上とすることが、自己改革の結果として求められている。15週の講義期間で、該当科目の全範囲についての講義実施は極めて困難であることから、講義を実施できない項目についてのフォローとして本学を修了した実務家による支援制度を設けているが、今後、この制度の拡充等を検討する必要がある。なお、司法試験の結果から見ると、論文作成能力の強化一番に求められているので、今後、そのための方策を、関連する委員会において検討していきたい。

【全体のまとめ】

本学では、授与する学位ごとに、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、学位にふさわしい学習成果を明示した DP を定め、CP とともに、大学 HP や各種刊行物にて公表している。

CP は、学位授与方針と連関させて策定され、各学部学科では「教育課程」「学位授与の方針を踏まえた教育課程編成の方針」「学位授与の方針を踏まえた教育課程実施の方針」「教育内容・方法」「学習成果の評価方法」の区分、各研究科では、「教育課程の編成／教育内容・方法」「学修成果の評価方法」の区分で構成している。

そして、各学部学科・研究科では、適切に教育課程を編成するための措置を講じている。たとえば、CP と教育課程の整合性を図る工夫、教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮、単位制度の趣旨に沿った単位の認定、授業科目の内容及び方法の適切性の担保、授業科目の位置づけ（必修、選択等）の適切性の確認、各学位課程にふさわしい教育内容の設定チェック、初年次教育・高大接続への配慮、教養教育と専門教育の適切な配置、コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮、法科大学院での取り組み、などが挙げられる。

学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育としては、学部 1 年次全員が履修する「キャリア入門」をはじめ、教養科目や専門科目において、こうした能力を育成するための教育を行う科目を設置している。各研究科では、各々の教育課程において、工夫された教育を実施している。

各学部・研究科では、授業内外の学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための取組を行っている。例示として、単位の実質化を図るための措置、様々なツールを利用した教育方法、シラバス内容と実施の適切性の検証、学生の主体的参加を促す授業形態・内容・方法、1 授業あたりの適正な学生数の設定、履修指導の実施、研究指導計画の明示とそれに基づく研究指導の実施、法科大学院の取組、などがある。

成績評価及び単位認定を適切に行うための措置としては、単位制度の趣旨に基づく単位認定を行い、他大学や入学前に修得した単位の認定は、大学設置基準及び大学院設置基準に基づいて適切に行っている。また、学部・学科では、GPA 制度を導入し、成績評価の客観性を担保している。卒業・修了要件も関連規程に定め、適切に運用されている。

学位授与を適切に行うための措置として、各研究科にて修士論文審査基準や博士論文審査基準を定め、ホームページや要項等で公表するとともに、客観性及び厳格性を確保する工夫をしている。責任体制や手続きは各学則や関連規程に定め、適切に学位を授与している。

学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価するため、全学部学生を対象に外部アセスメントテスト「GPS-Academic」を実施し、教育開発支援委員会と教務課 IR 担当が協働で分析し、その結果を内部質保証推進委員会学部部会に報告している。さらに、学部学科においては独自の取組も進めている。

本学における教育課程・学習成果の特色としては、4 つの科目区分から構成される学士課程教育が効果的に展開されていること、本学教員が執筆し他大学でも活用されている「新・知のツールボックス」を初年次教育に活用していること、経営学部専門科目「リー

ダーシップ開発プログラム」による人材育成、教育委開発支援委員会の取組み、コロナ禍におけるオンライン授業の取組み、等が挙げられる。一方、課題となっている案件もあるため、今後の取組みが必要になっている。

教育課程及びその内容、方法の適切性については、各学部自己点検・評価実施委員会及び各研究科自己点検・評価実施委員会において定期的に点検・評価を行い、改善・向上に向けた取組を行っている。

第5章 学生の受け入れ

【現状説明】

点検・評価項目1：学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表

評価の視点2：「入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像」「入学希望者に求める水準等の判定方法」を踏まえた学生の受け入れ方針の設定

<学生の受け入れ方針の設定及び公表>

学部・学科では、卒業認定・学位授与の方針（以下、「DP」という。）及び教育課程編成・実施の方針（以下、「CP」という。）を踏まえた入学者受入れの方針（以下、「AP」という。）を定めており、大学HPにおいて公表している。この方針は、本学の教育目標である「社会知性の開発」に向けた教育を行うために、多様な入学者選抜の方式により、大学入学までの教育課程において「本学での学修の基礎となる知識・技能」「社会の諸課題の解決に取り組むための思考力やコミュニケーション能力」「主体性を持って社会知性の開発を目指す態度」の各能力を身に付けている人材を求めているとしている。各学部・学科のAPも、全学の方針に基づき策定し、大学HP・入学試験要項などにおいて公表している。この方針には、入学者に求める関心・意欲、資質・能力等の人物像や判定方法が明確に示されており、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針にも整合した内容となっている。(資料1-9【ウェブ】、1-11【ウェブ】、1-12【ウェブ】、2-8【ウェブ】、5-1～5-3)

学部の取組み事例として、法学部では、法学部長、法学部入試委員及び教務委員会の連携のもとに、附属高等学校推薦入学試験、指定校制推薦入学試験、AO入試（法学部チャレンジ入試）及びスポーツ推薦入試における「入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像」「入学希望者に求める水準等の判定方法」を設定し、募集要項において記載している。法学部長、法学部入試委員及び教務委員会の連携のもとに、特別入試の方式毎に「入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像」「入学希望者に求める水準等の判定方法」を厳密に検討・公表し、受験生に周知徹底を図っている。経営学部では、とりわけ推薦入学試験・特別入学試験（スポーツ推薦・指定校制推薦・付属・公募・留学生）に関しては、APを踏まえ、募集要項に学習歴、学力水準（評定平均）、特筆すべき能力など、求める人材像を明記し、この条件を満たすもののみが志願できるようにしている。また、経営学科とビジネスデザイン学科の違いも反映し、学科別に違った基準を設けている。例えば、公募制推薦入学試験の場合、経営学科では英語・会計・情報の資格を明記しているのに対して、ビジネスデザイン学科では求める9つの人材像を明記している。(資料2-8【ウェブ】)

大学院研究科においても、DP及びCPを踏まえたAPを設定し、学生募集要項、大学HP等において周知・公表している。研究科の取組み事例として、経済学研究科では、APにおいて各学位課程の「入学者に求める資質・能力等」として、知識・理解力、研究意欲、将来目標の3点にわたって求める学生像を提示している。入試制度は、外国語、筆記試験、口述試験、研究計画書を組み合わせた4通りの入試方式を設定しており、筆記試験及び外国語によって知識・理解力を、口述試験及び研究計画書によって知識・理解力とともに研究意欲、将来目標をそれぞれ判定している。(資料1-11【ウェブ】、5-2)

法科大学院の AP では、求める学生は議論による問題解決能力のある者であり、その者を受け入れることを明示している。社会の多様な層から、意欲をもって、基礎理論の修得及びそれに基づく議論を展開することができる人材を求めるとして、入学前の学習歴等、入学希望者に求める水準等の判定方法を示している。これらは、法科大学院入学ガイド、法科大学院学生募集要項及び大学 HP において公表している。(資料 1-12【ウェブ】、5-3)

点検・評価項目 2：学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点 1：学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定

評価の視点 2：授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

評価の視点 3：入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備

評価の視点 4：公正な入学者選抜の実施

評価の視点 5：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

<学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定>

学部・学科では、AP を踏まえ、多様な入学者選抜を設けている。選抜方法・選考方法を多様化し、個々の受験生の長所である能力・適性等を多面的に評価することで、求める学生を適切に見出し、様々な学生を入学させて大学教育を活性化させることとしている。また、本学では、高大接続改革の対応に伴い、すべての入学試験において DP 及び CP を踏まえた AP に基づきつつ、「学力の 3 要素」を多面的・総合的に評価する選抜方法を検討し、2019（令和元）年 12 月に「2021（令和 3）年度専修大学における入学者選抜について」の告知を大学 HP に掲載した。入学試験区分を各々の入学者選抜の特性に合わせて整理するとともに、「一般選抜」「学校推薦型選抜」「総合型選抜」における新たな評価方法を以下のとおりとした。

一般選抜の各入学試験では、各学部の AP に基づき、本学での学修に必要と思われる基礎的学力を中心に、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」を多面的、総合的な観点から評価できると判断し、従来の出題形式を継続することとした。また、一般選抜前期入学試験では従来どおり、英語外部試験を活用する入学試験を実施することとした。なお、当初は、「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度に関する経験」等を WEB 出願時に本人に入力してもらうことを予定していたが、2021（令和 3）年度の一般選抜では求めないこととした。学校推薦型選抜については、実施学部の AP に基づき、従来 of 入学試験同様に「学力の 3 要素」の多面的、総合的な評価を実現するため、「学校長による推薦書」「調査書」「志願者本人が記載する資料」等による評価に加え、指定校制推薦入学試験では、新たな評価方法として「小論文」「面接」等を加えることとした。なお、2021（令和 3）年度入学試験では、COVID-19 拡大防止の観点から、書類審査と小論文の事前提出とした。総合型選抜では、実施学部の AP に基づき、従来 of 入学試験同様に「学力の 3 要素」の多面的、総合的な評価を実現するため、「調査書」「志願者本人が記載する資料」「小論文」「面接」等による評価方法を行うこととした。(資料 5-4)

大学院研究科においても、AP に基づいた入学者選抜を行っている。経済学研究科では、AP に基づき、修士課程入試では 4 つの入試方式を設定し、博士後期課程入試は 1 方式で行っている。修士課程入学試験の方式は、「英語」「筆記試験」「口述試験」による A 方式、「筆記試験」「口述試験」による B 方式、「研究計画書」「口述試験」による C 方式、筆記試験を資格（経済学検定試験の成績）によって免除し「口述試験」を行う D 方式であり、いずれも AP が求める学生像（知識・理解力、研究意欲、将来目標）全体を評価・判定する適切な設定となっている。また博士後期課程の入試方式は、「外国語」「口述試験」の組み合わせによる 1 方式で実施されており、こちらも、AP が求める学生像全体を評価・判定する適切な設定となっている。経営学研究科では、修士課程及び博士後期課程において、筆記試験及び口述試験を実施し、AP で明示している能力を評価している。また修士課程における学内選考入試においては、学部の成績及び口述試験により、AP で明示している能力を評価している。受験資格の有無に関する判断においても、修士課程・博士課程ともに内規を制定し、厳格に運用している。商学研究科では、学生の受け入れ方針にもとづいて、一般入試、社会人入試、外国人留学生入試を行うとともに、将来の進路に合わせてアカデミックコース、ビジネスコース、プロフェッショナルコースの各入試制度を選択できるようにしている。（資料 1-11【ウェブ】、5-2）

＜授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供＞

授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供は、『専修大学入学ガイド』や大学 HP などによって、適切に行っている。また、入学試験要項においても学費及び各種の奨学生制度について情報提供を行っている。更に、入学後は、学内ポータルシステムや書面等を通じて適期に学生に周知するとともに、迅速な事務対応を行っている。（資料 1-10～1-12【ウェブ】）

本学では、家計支持者の疾病や自然災害等に伴う経済状況の急変に備えた授業料減免制度（「家計急変奨学生」「災害見舞奨学生」「利子補給奨学生」等）を採り入れている。他に「育友会奨学生」や「私費外国人留学生奨学生」等があり、給付または貸与を行っている。また、学外では日本学生支援機構奨学生にかかる周知を行い、手続きの支援も行っている。なお、奨学生に関する事項は、「第 7 章 学生支援」を参照されたい。

このように本学では、手厚い経済的支援の体制を敷いており、それらに関する情報を適切に周知（授業内等における教員からの連絡を含む）することで、意欲ある学生の学業の継続を支援している。

＜入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備＞

本学学士課程では、全学部の入学試験を実施するための機関及び入学試験制度及び入学試験の方法に関する諸施策を審議・立案するための機関として「入学試験委員会」を置いている。委員会での主な審議事項は、入学試験の実施計画及び準備、入学試験の実施、入学試験の中長期的諸施策、教員が携わる全学的な学生募集企画に関する事項等を扱うほか、各学部独自の入学試験制度及び方法と全学的入学試験制度及び方法との調整に関する事項も取扱い、委員会が審議した事項のうち重要なものについては、各学部教授会の承認により決定する。また、各学部においても、学部毎に入学試験委員会を組織し、入学者選抜実

施のための体制を適切に整備している。

入学試験委員長の職務権限に関しては、入学試験委員長規程第5条において定めている。学長と入学試験委員長との関係については、第5条第3項において「委員長は、委員会が行う審議に関する事項を統括し、これらの事項のうち重要事項については、これを学長に報告し、又は提案する」とし、同規程第6条において「学長は、委員長に対し前条（委員長の職務権限）の職務の遂行について必要な指示をすることができる」としている。

事務組織としては、入学センター入学課を置き、入学試験にかかわる全ての広報活動及び入学試験実施を担当している。（資料 5-5～5-7）

<公正な入学者選抜の実施>

入学試験実施にあたっては、「監督要領」を作成し、監督者に対し周知・徹底を図っており、これにより統一的な入学試験実施を可能としている。公平性を担保する取組みとして、例えば、記述採点及び合否判定時においては、氏名を隠すなど、個人が特定できないよう配慮している。また、一般選抜入学試験の試験問題は、入学試験委員会の下に各教科・科目にかかわる各学部の専任教員による出題者会議が年度ごとに組織し出題する。問題の質に関しては、各教科・科目ごとに試験の適否の評価・調整し、毎年度入学試験が終了した時点で出題責任者懇談会を開催し、点検している。本学では、大学全体で実施している入学者選抜は、全学の入学試験委員会において行い、各学部で実施している入学者選抜は、学部の入学試験委員会等において適切に行っている。

大学院研究科においても、毎期の入学試験において、研究科長、大学院委員会委員、試験委員により筆記試験問題の点検を行い、過去問題との重複の防止、出題ミスの防止を図っている。経済学研究科の口述試験においては、志願者の希望指導教授以外に、筆記試験採点委員及びその他の授業科目担当者を口述試験委員に加え、面接に立ち会った口述試験委員の合議により各志願者の口述試験採点を行う方式を採っており、面接評価の客観性に配慮している。志願者の資質・能力を客観的に判断するためにとられている以上の諸措置は適切であり、入学試験は公正に実施されている。文学研究科においては、合否判定は筆記試験や口頭試問等の成績に基づき、基本的に各専攻の全専任教員で合議（選考会議等）して決定している。また、文学研究科委員会においても合否判定を審議事項とし、その決議を経て最終的に決定している。このようなプロセスを採り入れることで、入学者選抜の公平性を担保している。

<入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施>

本学では、身体の障がい等により、受験上特別の配慮を必要とする場合は、出願に先立って問合せを行うよう、入学試験要項にその旨を明記している。その際には、障がい学生支援室が中心となり、入学試験受験時の配慮、入学後の支援体制等について、関係所管を交えて事前相談の機会を設けている。これにより、受験だけでなく修学していくうえでも、可能な限り配慮するようになっている。また、学部入学試験では、日本の国籍を有する方、または日本国の永住許可を得ている方で、海外修学経験者を対象に「帰国生入学試験」を実施している（実施は一部の学部）。また、外国籍を有する方で出願条件を満たしている方を対象に「外国人留学生入学試験」を実施している（実施学部：全学部）。大学院入学試験

では、研究科ごとに「社会人入学試験」「外国人留学生入学試験」を実施するなどして、合理的な配慮を行っている。(資料 5-8【ウェブ】)

2021（令和 3）年度の入学者選抜では、COVID-19 の影響が続く中においても公平な入学者選抜を実施した。一般選抜実施にあたっては、教職員のマスク等の着用、試験日ごとの机・椅子の消毒、手指消毒液の配備、検温等を徹底し、受験環境の整備に努めた。また、受験生への「要請事項」を新たに作成し、試験日までの準備、試験日当日の対応及び試験終了後の対応等について、事前に確認してもらうこととした。なお、本学では、新型コロナウイルスに罹患している場合や、試験日当日に 37.5℃以上の発熱がある場合等で一般選抜試験を欠席した受験生を対象に、特別措置（振替受験）を行った。また、これらに対応するための連絡窓口（新型コロナウイルス感染症相談窓口）を入学センター内に設置し、各種の問合せに対応した。(資料 5-9【ウェブ】、5-10【ウェブ】)

<学生募集、入学者選抜制度及び運営体制の適切な整備、公正な入学試験の実施（法科大学院）>

学生募集、入学者選抜制度を AP 等に基づいて実施するために、入試広報委員会を設置している。同委員会において各種提出書類の配点基準を決め、その基準に従って採点している。また、法学既修者試験にあつては、制度趣旨に沿う基本的学力を有するか否かを判断できる出題内容としている。試験の配点等は要項に記載して受験生に明らかにしている。採点に当たっては、絶対的評価を行って、入学試験実施年度で差がないように配慮している。授業料及び奨学生制度については入学ガイド、大学 HP に記載して明らかにしている。社会人等の受け入れについては、社会人としての経験を志望理由者等の評価で配慮している。その結果、社会人比率は 40%程度である。(資料 1-28【ウェブ】、5-3、5-11)

点検・評価項目 3：適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点 1：入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

<入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理>

本学の入学定員及び収容定員は、大学設置基準に基づき、教員組織、校地・校舎等の施設・設備その他教育上の諸条件を総合的に考慮して、適切に設定している。また、収容定員の管理については、毎年度、定員充足率等を勘案し、これに基づき適正な合否判定を行っている。

学部・学科における収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応のひとつとして、繰上合格制度が挙げられる。本制度の導入により、仮に入学定員が未充足となった場合においても、繰上合格を行うことで、定員充足を図ることが可能としている。また、在籍学生数の適切な管理という観点から見ると、転部科試験の実施や低単位修得者への対策等を行うことで、退学・除籍者の抑制を図っている。2020（令和 2）年度の入学定員に対する入学者数比率は 1.04 倍であり、2017（平成 29）年度以降は 1.00 倍に近い比率で推移している。学部別で見ても 1.01 倍～1.06 倍に収まっており、適正範囲内といえる。また、2020（令和 2）年度の収容定員に対する在籍学生数比率は 1.09 倍であり、学部別で

見ても 1.05 倍～1.12 倍に収まっており、こちらも適正範囲内といえる。なお、本学では編入学定員を設定していない。(資料：大学基礎データ (表 2))

大学院研究科における 2020 (令和 2) 年度の収容定員に対する在籍学生数比率は、経済学研究科 0.30 倍、法学研究科 0.36 倍、文学研究科 0.59 倍、経営学研究科 0.53 倍、商学研究科 1.00 倍であり、商学研究科を除いて定員未充足となっている。また、博士後期課程はいずれも定員未充足となっている。収容定員に対する在籍学生数の未充足に関する研究科の対応は次のとおりである。(資料；大学基礎データ (表 2))

経済学研究科では、第 13 期 (2019・2020 年度) 自己点検・評価活動において、「大学院進学志望者の学修ニーズに対応した教育課程の編成について」を点検・評価項目として設定し、「議論を深め、教育課程編成に向けた案作成を目指す」という達成目標に向けて自己点検・評価活動を行っている。法学研究科では、学部学生が大学院に進学しやすくするために、学部の成績評価と口述試験による入学試験を実施するなど、入試制度及び卒業要件についての検討を適宜行っている。経営学研究科では、受験生確保のために、学内での説明会等を実施し、入学希望者の増加を目指している。また他研究科で実施している日本語学校からの推薦入学の検討、入試科目の見直しも含め、研究科委員会にて検討している。更に、入学を希望する学生の研究テーマにあわせた指導教授の変更などを希望者に確認しながら行う手続きも検討している。文学研究科では、独自の大学院案内チラシ作成と各大学への郵送 (歴史学専攻)、文学部環境地理学科学生を対象とした大学院入試説明会の資料作成や配布を行い、学生の相談を受けている (地理学専攻) といった取組みを行っている。

法科大学院について、法科大学院の入学定員は、2016 (平成 28) 年度から 2020 (令和 2) 年度まで 28 名 (法学未修者 10 名、法学既修者 18 名) であり、収容定員は 2016 (平成 28) 年度 108 名、2017 (平成 29) 年度 81 名、それ以降は 66 名である。入学定員充足率は、0.75～1.04 で推移している。また、収容定員充足率は 2016 (平成 28) 年度は 0.53 であるが、それ以降は 0.74～0.98 で推移しており、いずれも適切である。(資料：大学基礎データ (表 2))

点検・評価項目 4：学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。

また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠 (資料、情報) に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

学生募集及び入学者選抜については、学士課程全体としては入学試験委員会において、各学部については、各学部教授会及び各学部の入学試験委員会において定期的に点検・評価を行っている。各学部では、例年全ての入学試験終了後に、各学部入学試験委員会が当該年度の入学試験の結果、志願者動向、入学後の GPA・修得単位数や学修行動を分析し、各学部教授会にフィードバックしている。その結果に基づき、入学試験別募集定員の設定、入学試験制度の新設及び廃止、入学試験科目の変更等の検討を行っている。一般選抜試験における試験問題は、出題者以外の入学試験問題チェック担当者が問題校正と並行して内容を点検している。また、問題の適切性を複数の外部委託者によってチェックするとともに、毎年度入学試験業務が終了した時点で、各教科・科目の出題責任者懇談会において点

検・評価を行っている。各機関で行われた自己点検・評価は、入学試験関係自己点検・評価実施委員会で統括されている。(資料 2-18【ウェブ】)

各学部の取組み事例として、経済学部では、毎年度、入試制度別の学生の受入数の資料を作成し、これに基づき教授会、学科会議、自己点検・評価実施委員会などで改善・向上への検討を行っている。経営学部では、入試制度別に GPA・修得単位数・休学者比率・退学者比率・留年者比率等の分析を行い、入試制度の改善に努めている。一般選抜入試については、学部入試委員会を中心に、その年の志願状況・判定案・手続き状況などに関する綿密な分析を行い、教授会で報告し、次年度入試の改善に役立てている。なお、入試関連業務が終わった時点で全学的に外部のコンサルタントからアドバイスを受けている。外部からのアドバイスは学部入試委員会及び教授会にフィードバックされ、入試全般に関する教員同士の認識の共有が図られている。商学部では、毎年、商学部入学試験委員会を中心に、入試制度別に学生の修得単位数・GPAなどを分析し、また、一般入試についての志願状況、合否判定、手続き状況を分析するなどして、入試制度のあり方を適切に点検・評価している。ネットワーク情報学部では、学部入試委員会において、試験区分ごとの募集人員の変更、一般入試の出題科目や配点の変更、AO入試における志願書類の内容及び評価方法の変更、推薦入試における志願条件や出願書類内容の変更、など様々な改善・向上の取り組みを行っている。高校生向けの学部独自の説明会やワークショップを開催して、学部の学びへの理解を深める取り組みを行っている。学部入試委員会により責任ある組織体制がしかれていること、データに基づいて状況を把握しながら議論をしていることから、適切かつ有効に点検・評価が行われ、改善・向上への取り組みが継続的になされている。

上記に加えて、入学試験関係自己点検・評価実施委員会においても、学生の受入れに関して定期的に点検・評価を行っている。第13期(2019・2020年度)自己点検・評価活動では、「高大接続改革への対応」「入学試験の実施に関する負担軽減」「学生募集強化」を項目として掲げ点検・評価活動を行っている。その中で、学生募集強化については、「オープンキャンパスの参加者における志願率及び手続率の向上」を達成目標として掲げた。2019(令和元)年度では、翌年に開設する国際コミュニケーション学部及び神田キャンパスに移転する商学部に関する広報強化のために、6月実施のオープンキャンパスを神田キャンパス開催に変更し、「体験授業フェア」については、高校の進路指導の早期化に合わせ、6月から3月開催での実施とした。また、年間を通じて新学部・新学科にかかわる企画を多数用意し、積極的な広報に努めた。なお2020(令和2)年度は、COVID-19の影響により、当初予定していたオープンキャンパスの規模を縮小して実施したが、開催日数を増やすことで接触者数の確保に努めた。その結果、2020(令和2)年度入学試験の志願率は39.5%、手続率は86.9%となった。なお、志願率及び手続率は経年で算出しており、これらのデータに基づき、次年度以降の学生募集に活かされている。(資料 2-18【ウェブ】)

大学院研究科においても、大学院委員会、研究科委員会、各研究科自己点検・評価実施委員会などで、学生の受入れの適切性について定期的に検証を行っている。経済学研究科では、入学試験判定の審議、入学試験結果の審議、次年度学生募集要項の審議の際に、学生の受入れに関する検証を行っている。2016(平成28)年度のエコノミックリサーチ・コース開設にあたっては、これらの検証結果に基づき、ERE(経済学検定試験)の一定ランクを有する受験者の受入れを改善するために、筆記試験免除のD方式入試を導入した。(資料

2-18【ウェブ】

法科大学院では、学生の受け入れについて、教授会で入学手続者数等の報告をして、各期の入試で採用できる定員数を確認している。その上で、法学既修者試験にあっては学力が法学既修者と評価し得るかという観点から評価の客観化を過去のデータを利用して行っている。また、受け入れた学生がどのように就学しているかをクラス担任及び支援担当教員・講師の面談等を通じて把握している。教授会で面談結果の報告を踏まえて各年度の入学者の合格判定が適切かについても検討している。そして、支援プログラムで受け入れた学生の質の向上を図り、進級率の向上を目指している。(資料 4-30、5-12)

【長所・特色】

○本学学士課程では、高大接続改革への対応に伴い、各入学試験における評価方法を以下のとおり定義した。

【入学者選抜における本学の基本的な考え方】

入学者選抜は、大学教育を受けるにふさわしい能力・適性等があるかを判定するものであり、大学教育の一步として、基本的には各大学の自主性に基づいて行われるべきものである。入学者選抜の改革を図るためには、入学後の教育との関連を十分に踏まえ、多様で自由な入試設計を考えることが重要である。選抜方法・選考方法を多様化し、個々の受験生の長所である能力・適性等を多面的に評価することで、求める学生を適切に見出し、様々な学生を入学させて大学教育を活性化させることとする。なお、今後は、学校推薦型選抜及び総合型選抜における「評価のウエイト」等を入学試験要項などに公表することを検討することとする。

【一般選抜】

既存の「大学入試センター試験利用入試」および「一般入学試験」によって入学して来た学生の学力は、大学教育を学ぶに必要な学力を満たしていると評価し、従来通りの「知識・技能」を中心とした「学力」を測ることとし、一般選抜については、「学力の3要素」の「知識・技能」と「思考力・判断力・表現力」を評価する。

【学校推薦型選抜・総合型選抜】

学校推薦型選抜・総合型選抜については、「学力の3要素」のうちの「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」の能力判定に力点を置いた評価を行うこととし、従来よりも高等学校における平素の学習等の評価にウエイトを置くこととする。「調査書」をはじめ、「様々な学習活動、文化スポーツ活動、就業経験、活動経験の記録」や「成果物」等の多様な調査資料をより一層活用した評価を行う。

○法科大学院では、以下の点が長所・特色として挙げられる。①APの設定及び公表に関しては、明確な法曹像をもとに法曹に必要な能力を具体的に定めている。志望理由書で応募者に学業実績等を記載させることで、求める法曹像に適合しているかを判定している。②公正な入学者選抜に関しては、既修者試験にあっては基準点を設け、既修者認定を厳格に行っている。またスカラシップ奨学生の合否判定について、既修、未修を問わず、それまでの合格点を判定資料として用いて、各年度によって差が生じないようにしてい

る。③学生の受入れの適切性の定期的な点検・評価に関しては、入学判定資料として、各期の試験毎に過去の入試データを資料として、添付しており合否判定等の際に常に確認することが出来る。また、各期の定員を毎回判断して受験生に告知し、適正な定員の確保を目指している。

【問題点】

- 修士課程及び博士後期課程の収容定員に対する在籍学生数比率について、定員未充足の状況が続いているが、上述のとおり、定員充足に向けた各種の施策を行っている。

- 法科大学院では、今後、早期卒業生入試の導入や飛び入受験者の増加により、仮に1科目について学部での学習が十分でなく当該科目が基準点に達しない場合に、当該科目のみ既修者認定をせず、在学中受講を必要とするという制度を導入するかを検討する必要がある。

【全体のまとめ】

本学では、大学全体としてAPを定め、さらに各学部・学科、各研究科単位で各々のAPを定めている。この方針は本学ホームページや各種刊行物にて公表され、入学者に求める関心・意欲、資質・能力等の人物像や判定方法が明確に示されている。

このAPに基づいて、個々の受験生の能力・適正等を評価するため、適切な学生募集方法と入学者選抜制度を公正に実施している。また、学生が安心して学業に精進できるよう、奨学金等の経済的支援を各種用意し、学費とともに公表している。学士課程では、入学試験の実施、制度及び試験の方法等を審議・立案するための機関として、入学試験委員会を設置し、責任所在を明確にしている。(各研究科の入学試験については、大学院委員会が統括している。)

入学試験を公正に実施するため、各学部・学科の入学試験に関しては、個人が特定できないような採点方法の配慮、教科毎における年度毎に設置する出題者会議の設置、出題の適否の評価・調整と全学の出題責任者懇談会による点検、全学版の試験監督要領による統一的な入学試験実施などの取組みが行われている。各研究科の入学試験に関しても、公正性を担保する取組みが行われている。また、身体の障がい等により、受験上な配慮を必要とする場合には、合理的配慮に基づいて公平な入学者選抜を実施するとともに、多様な学生を選抜するため、外国人留学生、帰国生、社会人等を対象とした入学試験制度を設置している。

収容定員に基づく在籍学生数の管理の面では、各学部・学科において、在籍学生数の過剰や未充足にそなえて繰上合格制度を設け、当初の合否判定と繰上合格制度を効果的に運用することによって、適正な入学者数の管理に努めている。その結果、収容定員に対する在籍学生数は適正といえる範囲に収まっている。一方、各研究科では、商学研究科以外は定員未充足の状態となっているため、様々な取組を通じて入学希望者の増加を目指している。

学生の受け入れの適切性についての定期的な点検・評価は、各学部・学科入試に関しては入学試験委員会、各学部教授会等で行われ、入学試験関係自己点検・評価実施委員会で統括されている。各研究科入試に関しては、大学院委員会、各研究科委員会、各研究科自己点検・評価実施委員会などで点検・評価されている。

第6章 教員・教員組織

【現状説明】

点検・評価項目1：大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学として求める教員像の設定

評価の視点2：各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

<大学として求める教員像の設定>

専修大学学則（以下、「学則」という。）第1条（本大学の目的）及び第2条の2（学部及び学科の教育研究上の目的）を実現するために、教育基本法、学校教育法、大学設置基準等に定められた要件に基づき、専任教員の職位として教授、准教授、専任講師、助教を置き、専修大学教員資格審議規程第4条において「資格審議は、人格、教授能力、教育業績、研究業績、学界並びに社会における活動等について行う」とし、本学専任教員として必要な資格について規定している。法科大学院に関しては、専修大学法科大学院教員資格審議規程において定めている。また、建学の精神「社会に対する報恩奉仕」を現代的に捉え直した21世紀ビジョン「社会知性(Socio-Intelligence)の開発」の実現を目指すため、本学教職員に求める能力を明確にし、その育成を図ることを目的として、専修大学教職員人材育成方針を策定している。（資料1-1【ウェブ】、6-1～6-5）

<各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示>

教員組織の編制は、学長の統督の下、学部教授会においては学部長、大学院研究科委員会においては大学院研究科長、法科大学院教授会においては法科大学院長が、それぞれ校務の責任者となり、教員組織を円滑に運営している。なお、学長の職務を助けるために副学長を置いている。また、各学部及び法科大学院において、現有教員の専門分野を検証し、学部・法科大学院内の教育・研究活動が適切に進められるよう、バランスがとれた教員採用を行う方向性を確認し、公募要領に反映させている。各種の全学的委員会や学部委員会の委員を選出する際には、一定の教員に偏りが生じない工夫を行い、学部内で教員同士が連携を図れるよう努めている。（資料4-39～4-41、6-6）

法務研究科に関しては、法科大学院における教育上の基本理念に基づき、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目、法律実務基礎科目における各授業科目について体系的な教員組織を編成している。上記基本理念に基づき、基本的な理論及び知識を徹底して教育し、その基礎的理論と知識を基に「議論による問題解決能力」を修得させ得る教員を配置している。この基本方針は、学則などにおいて明記しており、また毎年度公表する自己点検・評価報告書などにおいて公表している。（資料1-5【ウェブ】、2-18【ウェブ】）

点検・評価項目2：教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、

適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点1：大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数

評価の視点2：適切な教員組織編制のための措置

評価の視点3：学士課程における教養教育の運営体制

<大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数>

大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数については、大学基礎データ（表1）のとおりである。大学設置基準等の法令要件を充足しており、また、必要とされる専任教員の半数以上の教授を配置している。（資料：大学基礎データ（表1））

<適正な教員組織編制のための措置>

バランスのとれた年齢構成に配慮した教員配置については、大学基礎データ「(表5) 専任教員年齢構成」のとおりである。学士課程合計では、60歳以上 30.7%、50～59歳 32.2%、40～49歳 29.6%、39歳以下 7.6%であり、特定の範囲に偏ることないバランスのとれた年齢構成への配慮がされている。男女比についても適正であり、公募要領において、全学的に男女共同参画を推進していることを記載し、性別に関係なく、優秀な研究者へ積極的な応募を促す工夫をしている。また、女性の積極的な応募を歓迎する等、具体的な記載を行っている学部もある。また、教育研究上主要と認められる授業科目における専任教員の配置に関しては、大学基礎データ「(表4) 主要科目の担当状況」のとおり、必修科目を専任教員が担当している。（資料：大学基礎データ（表4）（表5））

研究科担当教員の資格の明確化及び適正な配置については、「専修大学大学院授業科目担当教員の任用に関する内規」「専修大学大学院専任教員の任用等に関する内規」において明確化し、これに基づき適切に行われている。（資料 6-7、6-8）

教員の授業担当負担への配慮について、本学では、専任教員の勤務に関して「専修大学教員就業規則」において規定している。また、専任教員の勤務、勤務日、勤務時間等に関し必要な事項については、「専修大学専任教員の勤務等に関する規程」において規定している。ここでは、原則として1週間当たり3日以上出校し、かつ、2学期（前期・後期）を平均した1週間当たり5コマ以上の授業を担当するよう規定している。（資料 6-9、6-10）

法務研究科に関しては、教員組織編成方針に基づき、実務家教員も含めすべて設置基準を満たす教員を、必要な授業科目すべてに適正に配置しており、年齢構成や男女比などに著しい偏りはない。（資料：大学基礎データ（表5））

<学士課程における教養教育の運営体制>

学士課程における教養教育の運営体制については、「専修大学全学カリキュラム協議会規程」に基づき、全学カリキュラム協議会の設置、協議会の目的、協議会の所掌事項等を定めており、同協議会及び協議会に置かれる各種運営委員会に基づいて適切に運営されている。（資料 3-21～3-25）

点検・評価項目3：教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点1：教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備

評価の視点2：規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

教員の職位ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備に関しては、「専修大学教員資格審議規程」「専修大学教員資格審査委員会規程」「専修大学助教規程」「専修大学特任教員規程」「専修大学客員教員規程」「専修大学外国語特任講師規程」といった諸規程に基づき、適切に行われている。なお、本学では、兼任講師の採用に関しても、専任教員採用と同等の業績審査を行っており、実際に授業を受ける学生に対し、研究に裏付けられた教育を還元できるよう努めている。（資料 6-1、6-2、6-11～6-14）

法科大学院教員の採用や昇格などについても、明確な基準と手続を定めており、厳格に運用している。採用や昇格にあたり、教授会のもとに置かれる選考委員会により審査が行われ、その後、法科大学院資格審査委員会での審査を経て、教授会において審査される。（資料 6-4、6-5）

点検・評価項目4：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点1：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的な実施

評価の視点2：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

<ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施>

教育内容・方法の改善を図ることを目的とした組織的なファカルティ・ディベロップメント（FD）活動として、新任教員教育支援説明会の実施、教育開発支援 NEWSLETTER の発行および FD 研修会を実施した。授業のツールボックスについては、2019（平成 31）年 3 月 31 日に第 7 版を発行し、2020（令和 2）年度末にもあらためて改訂版を発行する方向で、現在、教育開発支援委員会で検討している。

新任教員教育支援説明会は、2019（平成 31）年度は 4 月 1 日に開催して参加教員が 65 名（専任 33 名、兼任 32 名）であり、2020（令和 2）年度も 4 月 1 日に開催し、参加教員は 67 名（専任 25 名、兼任 42）であった。両年度とも、教育開発支援委員会から授業のツールボックス、専修大学ポータル、respon および視聴覚機器の利用について、情報科学センターから CoursePower の利用について説明した。

教育開発支援 NEWSLETTER は、第 38 号（2019（平成 31）年 3 月 31 日）、第 39 号（2019（令和元）年 11 月 30 日）、第 40 号（2020（令和 2）年 3 月 31 日）、第 41 号（2020（令和 2）年 11 月 30 日）を発行した。各号の概要は次のとおりであり、本学における教育内容・方法等の改善に資する内容を掲載したことは、評価できる。（資料 4-54【ウェブ】、6-15、6-16、6-17）

第 38 号	2019・2020 年度の各種取組に伴う変更点 専修大学における IR(Institutional Research)活動について
第 39 号	GPS-Academic および卒業生アンケートの分析結果について
第 40 号	学修成果の検証について

	PBL 型授業について
第 41 号	GPS-Academic および卒業生アンケートの分析結果について

FD 研修の開催状況は以下のとおりであり、2019（令和元）年 12 月以降に実施した研修については、教員参加者が大幅に増加している。これは、研修を学部ごとの実施に変更したことが奏功したものと考えられ、望ましい状況となってきている。（資料 4-12、6-18、6-19）

実施日	内容	参加者数
2019 年 7 月 24 日	respon 利用研修会	14 名（専任教員 6 名、職員 8 名）
2019 年 12 月 10 日 2020 年 1 月 10 日	講義要項（シラバス）作成についての FD 研修	専任教員 336 名
2020 年 10 月 13 日	ループリック活用についての FD 研修	専任教員 378 名

大学院に関しては、大学院学則第 6 条の 11 第 3 項の規定に基づき、大学院の FD に関し必要な事項を定めた「専修大学大学院ファカルティ・ディベロップメント規程」を定め、大学院ファカルティ・ディベロップメント委員会を置いている。委員会の主な所掌事項は、「FD の企画及び実施に関すること」「FD に関する情報を収集すること」等である。2018（平成 30）年度は、前期に「大学院授業評価アンケート」後期に「教員アンケート」の 2 回のアンケートを実施した。教員アンケートでは、「授業関係」「施設・設備・研究室などの研究環境」についてアンケートを行い、その結果については、大学院委員会を通して共有を図っている。（資料 4-47、6-20）

法科大学院は、学部とは別に「法科大学院 FD（ファカルティ・ディベロップメント）委員会」を組織し（委員長 1 名教員委員 4 名）、同委員会の下、教育内容・方法改善に向けての研究会を年に 2 回開催している。2019（令和元）年度より研究会の開催態様を変更し、毎回テーマを設定して、専任教員への事前アンケートを踏まえたディスカッション方式を採用して、組織的に教育内容・方法改善にかかる検討する機会としている。また、2018（平成 30）年度より自己点検シートに FD 関連項目を追加し、教員の FD に対する意識向上を高め、学内のみならず学外での研究会・講演会に関する教員の積極的参加を促すこととしている。さらに学期ごとに学生による授業改善アンケート及び教員相互間の授業参観を実施しているが、授業改善アンケートに対するフィードバック文書の作成及び検証、授業参観報告書の配布などを通じ、教員の資質向上に努めている。

なお、2020（令和 2）年度前期は COVID-19 の影響により全面的にオンライン授業が実施されたが、これに先立ち、FD 委員会の主導により、オンライン授業の方法にかかる事前の研修会を行うことで教育の質が維持できるよう対応を図った。また授業改善アンケートとは別に、学生に対するオンラインアンケートを実施し、オンライン授業による問題点を把握し、これを全教員に共有することにより、組織的に問題点への対応を行った。（資料 6-21～6-24）

< 教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用 >

教員の教育活動、研究活動、社会活動等については、専修大学研究者情報データベースを通じて広く公表しており、社会からの評価を受けている。また、専任教員の昇格にあたっては、研究者情報システム内に登録された各種の情報を活用して審査を行っている。(資料 2-29)

点検・評価項目 5：教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

教員組織の適切性に関しては、各学部・研究科において、定期的に行っている。また、FD 活動については、各学部・研究科で自己点検・評価を行っている他、教育開発支援関係自己点検・評価実施委員会においても定期的に行っている。なお、専任教員の採用については、選考の過程において、「履歴書・業績書」と共に「今後の研究計画」や「大学教育における抱負」等を提出させている。採用面接においては「模擬授業」や「ジョブセミナー」を行うなど、研究面のみならず教育面においても本学教員に求める能力・資質等について確認している。また、全学的な専修大学教員資格審査委員会において、専修大学教員資格審議規程に基づき審査を行い、教授会の議に付すべきか否かを審査している。(資料 2-18 【ウェブ】、6-2、6-3)

法科大学院では、『自己点検・評価報告書』を毎年作成し公表する際に、教員・教員組織についても点検・評価を行い、また年 1 回開催される教育課程連携協議会においても学外の委員 2 名による点検・評価を受けている。(資料 2-19 【ウェブ】、4-48～4-51)

【長所・特色】

○専任教員、特任教員、客員教員及び外国語特任講師の採用、並びに、専任教員の昇格については、学部長会及び教授会の議に付すだけでなく、全学的な会議である専修大学教員資格審査委員会の議に付している。これにより、専門分野の異なる教員による厳格な審査体制が構築されている。また、助教の採用にあたっては、専修大学教員資格審査委員会に代わる審査機関として、専修大学助教任用委員会が置かれており、助教としての資格を満たしているか、今後、教育研究を継続的に行っていくのか等の基準を設け審査している。現に、2016（平成 28）年度～2020（令和 2）年度に採用した助教 13 名のうち 6 名は、研究機関へ常勤職として採用されているため、本学若手研究者の育成を図ることを目的とした当該助教制度は、一定の成果を得ているといえる。(資料 6-2、6-3、6-11)

○教育開発支援委員会が発行する「教育開発支援 NEWSLETTER」には、教育開発支援委員会と教務課 IR 担当者との協働による GPS-Academic の分析結果なども掲載している。その中において、卒業認定・学位授与の方針の検証などを行っていることは、理念・目的の実現に資する取り組みとなっている。(資料 4-54 【ウェブ】)

○法科大学院では、以下の3点が長所・特色として挙げられる。①基本理念に基づく教員編成方針が明確であり、求める教員像も明確である。また、厳格な資格審査のもと、教育・研究両面にわたってめざましい業績をあげている教員により編成された教員組織である。②2017（平成29）年度以降、授業改善アンケートの改善（自由記載項目の設定、フィードバック文書の作成・検証）、自己点検シートにおけるFD活動にかかる自己検証、FD委員会による教員に対するFD活動への意識涵養、FD研究集会でのディスカッション形式の導入などにより、組織的なFD活動が実現できている。特にFD研究集会は、参加者の意見交換が積極的に行われており、有意な成果がみられている。なお、2020（令和2）年度においては、FD研究集会などにおいてオンライン対応を余儀なくされたが、その中でも例年通りの活動を維持できている。専任教員のFDに対する意識の表れといえる。③教員組織の適切性に関しては、まず、教員各自が、自己点検シート作成時に、自己検証の機会を設けるとともに、毎年の『自己点検・評価報告書』作成の機会に、各委員会で組織的に点検・評価を行い、さらに、その結果について、学外の教育課程連携協議会委員の意見を聞き、最終的な評価・点検を実施している。

【問題点】

○教員組織の適切性の点検・評価について、全学的観点からの点検・評価は十分に実施できていないため、今後の対応が必要になっている。また、教員の教育活動や社会活動等の評価とその結果の活用の面においても、今後のさらなる工夫が必要である。

○法科大学院では、専任教員のFD研究集会への出席率は高く、また授業改善アンケートに対するフィードバック文書についてもその内容が実質的なものとなっているが、兼任・兼任教員のFD研究集会への出席率が低く、またフィードバック文書が未提出であるなど、FD活動への参加状況の改善への取り組みが必要である。

【全体のまとめ】

専修大学学則第1条（本大学の目的）及び第2条の2（学部及び学科の教育研究上の目的）を実現するため、各種法令に基づいた教員組織を置き、専修大学教員資格審議規程にて本学専任教員として必要な資格を定めている。

教員組織の編成に際しては、各学部及び法科大学院において、現有教員の専門分野を検証し、学部及び法科大学院内の教育・研究活動が適切に進められるよう、バランスがとれた教員採用を行う方向性を確認し、公募要領に反映させている。

教員数は大学設置基準等の法令要件を充足し、各学部及び法科大学院の教員組織の編成の方向性に基づいて新規教員の採用が行われてきた結果、年齢構成、男女比、国際性、実務家教員配置を配慮した適正な教員組織となっている。また、教養教育については、全学カリキュラム協議会のもとに置かれた各種運営委員会において適正に運営されている。教員の募集、採用、昇任等は、学内規程等に基づいて、適性に行われている。

ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動は、全学的組織である教育開発支援委員会のもとでニュースレターの発行や、1年度つき2回のFD研修を開催し、教員の資質向上に努めている。

前述の【長所・特色】のとおり、各学部や法科大学院において、各々の特色ある取組が行われ、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につながっている。

一方、前述の【問題点】のとおり、教員組織の適切性の点検・評価については、各学部及び法科大学院教授会において、必要に応じて点検・評価を実施しているが、全学的観点からの点検・評価は十分に実施できていないため、今後の対応が必要になっている。また、教員の教育活動や社会活動等の評価とその結果の活用の面においても、今後のさらなる工夫が必要になっている。

第7章 学生支援

【現状説明】

点検・評価項目1：学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

本学では、大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する方針を次のように定めている。

「専修大学では、学生生活を通して豊かな人間性を涵養し、学生の資質・能力を十分に発揮させるために、適切な環境を整えるとともに、それぞれの学生の個性に応じた学生生活上の指導・助言を行うことで、21世紀ビジョンに掲げる『社会知性』を備えた人材を育成していきます。なお、専修大学の学生支援は、『修学支援』『生活支援』『キャリア支援』『進路支援』のほか、『その他の支援』として、学生の成果外活動を充実させるための支援、その他学生の要望に応じた学生支援を中心に網羅的に行うこととします」(資料 2-18【ウェブ】)

点検・評価項目2：学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点1：学生支援体制の適切な整備
評価の視点2：学生の修学に関する適切な支援の実施
評価の視点3：学生の生活に関する適切な支援の実施
評価の視点4：学生の進路に関する適切な支援の実施
評価の視点5：学生の正課外活動を充実させるための支援

<学生支援体制の適切な整備>

本学の学生支援のうち、「修学支援」については、各学部において留年者及び休・退学者の対応並びに成績不振者に対する面談などを行っている。修学を継続するための奨学金等の経済的支援に関しては、学生部が担当している。「生活支援」については、心理相談に関しては学生相談室が対応し、健康面に関しては保健室が対応している。また、ハラスメントに関してはキャンパス・ハラスメント対策室があらゆるハラスメントに対応している。このほか、「キャリア支援」に関しては、キャリアデザインセンターを設置し、学生一人ひとりが自分の働き方や生き方を考え、なりたい自分の姿を自分らしく作り上げるサポートを行っている。「進路支援」に関しては、就職指導委員会がきめ細やかな支援を行っている。以上のことから、学生支援体制は概ね適切に整備されている。(資料 7-1～7-7、3-17、3-19)

<学生の修学に関する適切な支援の実施>

①学生の能力に応じた補習教育、補充教育

本学では、各学部の1年次を対象として、クラス担任制(学級担任制)を導入している。

クラス担任は、各学部の専任教員が担当し、学生相互の親睦を図るとともに、学生支援や修学支援に関する助言を行う他、必要に応じて学生支援機関への橋渡しを行っている。また、本学ではオフィスアワーを設けており、学生からの授業に関する質問に加えて、学生相談や修学相談に応じている。(資料 7-8)

②正課外教育

正課外教育に関しては、エクステンションセンターや国際交流センター等が主催する課外講座を多数用意している。これらの情報は、大学ホームページをとおして公開するほか、「専修大学講座総合案内」を作成し周知している。(資料 3-20【ウェブ】、4-24【ウェブ】、7-9【ウェブ】、7-10【ウェブ】)

③留学生等の多様な学生に対する修学支援

留学生等の多様な学生に対する修学支援については、留学生専修科目として「一般日本事情」を設置しているほか、日本語能力の向上を図るため「日本語文章理解」「日本語音声読解」等の科目を設置している。また、国際交流センターでは、外国人留学生に対して生活面やビザ取扱いに関してきめ細かい支援を行っている。なお、2020（令和 2）年度は、COVID-19 の影響を受けたが、例年 4 月のオリエンテーション期間に実施していた留学生の新入生向けの『ビザに関するガイダンス』を中止し、12 月以降にオンラインによるガイダンスを実施、日本に入学できない正規留学生に対し、ビザに関する必要な情報を HP やポータルにて公開し、留学生からのメールでの質問や問合せにも個別に対応し入学に関する支援等を行った。(資料 1-6【ウェブ】、3-20【ウェブ】、7-11【ウェブ】、7-12【ウェブ】)

大学院研究科では、修士課程全研究科の留学生（1 年次）に対し、「日本語教育プログラム（講座）」を開講している。このプログラムは、学術論文を執筆する際に必要となる高度な日本語能力を身につけるものであり、留学生の入学後の補完教育として開講している。なお、2020（令和 2）年度は、COVID-19 の影響により、前期に実施する予定だった「日本語論文対策講座(大学院留学生対象)」の開講時期を後期に変更し、オンラインで実施した。この他、大学院の修士課程に在学する外国人留学生が、修士論文（リサーチ・ペーパー）を作成するにあたり、チューターによる指導や助言等の研究支援を受けることができる「チューター制度」を設けている。(資料 7-11【ウェブ】)

④障がいのある学生に対する修学支援

障がいのある学生に対する修学支援については、障がいのある学生に対する組織的な支援体制を推進し、その教育及び学生生活の支援策を具体化するために 1996（平成 8）年「専修大学障害学生支援推進委員会」を設置した。その後、本学では、学生一人ひとりの障がいの状態や、教育的ニーズに丁寧な耳を傾け、より個別性の高い対応をするため、「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」に準じ 2020（令和 2）年 4 月、障がい学生支援の専門部署として「障がい学生支援室」（学生厚生部事務所管）を設置した。障がいを持つ学生への修学上必要なサポート体制、そのための施設、設備等の環境整備について検討し、関係者および関係諸機関と協議し、すべての教職員が連携して支援策を具体化している。なお、2020（令和 2）年度は、COVID-19 への対

応として、「障がいのある学生の受講を想定したオンライン授業対応」を取りまとめ、前期授業開始前に全教職員に通知した。(資料 7-4、7-13【ウェブ】、7-14【ウェブ】、7-15)

⑤「成績不振学生」「留年者及び休学者」「退学希望者」の状況把握と指導又は対応

成績不振の学生の状況把握と指導については、修得単位数が各学部で定めた単位数より少ない場合、本人又は保証人に対し状況の報告を行うと同時に、面談の機会を設けるといった対応を行っている。学部によっては、必修科目であるゼミナールや実習授業を介して、科目担当者より適宜個別指導を行っている。留年者、休学者及び退学者の状況については、教務部及び二部事務部において状況把握を行っており、例年、学部長会及び各学部教授会にて状況報告を行っている。また、学生相談室や保健室といった学内関連部署とも連携しながら支援を行っている。(資料：大学基礎データ(表6))

⑥奨学金その他の経済的支援の整備

本学では、経済的困窮者に対する本学独自の様々な奨学金を設けることで、学生が安心して勉学に励み、充実した学生生活を過ごせるようサポートを行っている。なお、経済援助を趣旨とした奨学生制度は以下のとおりであり、いずれの制度も給付制としている。

- ・専修大学進学サポート奨学生（予約採用型）
- ・利子補給奨学生
- ・家計急変奨学生
- ・災害見舞奨学生
- ・育友会奨学生（一部（昼間部）学生）
- ・専修大学神山奨学生（二部学生）
- ・専修大学下田奨学生（二部学生）

上述以外の本学独自の経済的支援として「専修大学学内ワークスタディ制度」がある。本制度は、経済的事情により修学困難である学生が、大学内において教育支援活動や自身の社会性向上に資する活動に従事することにより、職業意識・勤労観を育み、大学がその労働の対価として給与を支払うことで、学生の経済的支援を行うことを目的としており、2019（令和元）年度の登録者数は73名である。2020（令和2）年1月15日には、ワークスタディ講習会を実施し14名が参加した。なお、2020（令和2）年度はCOVID-19の影響により、運用できる見通しは立っていない。

私費外国人留学生の修学支援策としては、学習奨励等のための授業料減免制度がある。学業成績が優秀であり、かつ、経済的な理由により修学が困難であると認められる留学生に対しては、経済支援として授業料を減免している（学部生は28万円、23万円、18万円の3段階に傾斜配分し、大学院生は一律14万5千円を授業料から減免）。

民間財団等が運用する奨学金に関しては、学内選考（書類審査又は面接）を実施し、推薦者を決定している。(資料 7-16～7-29、7-30【ウェブ】、7-31【ウェブ】、7-32、7-33、7-34【ウェブ】、大学基礎データ(表7))

2020（令和2）年度は、COVID-19に伴い、既存の経済支援奨学生制度に加え、次のような経済的支援を実施している。

①緊急支援奨学金制度の新設

学生が安心して学業を継続し無事卒業できるよう、特別措置による緊急支援奨学金制度を新設し、学生の修学継続の支援を行うこととした。対象は、家計所得の減少など、家計急変により修学継続への支援が必要な学生とし、20万円を上限に授業料から減免。

②オンライン授業受講のためのインターネット環境及び機器に関する補助

「PCもスマートフォンも所有していない」あるいは「スマホを所有しているが、4G(LTE)回線のスマートフォンは所有していない」といった学生を対象に、補助金を支給。

③通信環境整備及びプリントサービス支援金の給付

2020（令和2）年度後期授業においても、オンライン授業を主とした授業を展開したことから、学生への支援策の一環として「通信環境整備及びプリントサービス支援金」を全在学生に対し、一律15,000円を給付。

④学費の延納措置の実施

経済的な負担軽減から、学費について従来より4期に分けて納入することを可能としているが、特別な事情により各期限日までに納入することが困難な場合、所定の手続きを経て一定期間の延納を可能とした。

⑦授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供については、大学HP、入学ガイド、入学試験要項等を通して適切に行っている。また、特別な事情により期限日までに納入することが困難な場合、所定の手続きを経て一定期間の延納が可能であることについても、大学HPを通して周知している。特に2020（令和2）年度については、COVID-19の影響に伴い、緊急支援奨学生やプリントサービス支援金の支給に関する周知について、学長からの文書を大学HPに掲載するほか、適宜学内ポータルにて周知を行った。併せて、オンライン授業実施に伴う本学における「施設費」の取扱いに関しても、学長からの文書において周知した。（資料1-9【ウェブ】、1-11【ウェブ】、1-12【ウェブ】、4-55【ウェブ】、7-34～7-37【ウェブ】）

<学生の生活に関する適切な支援の実施>

①学生の相談に応じる体制の整備

学生の相談に応じる体制については、専修大学学生相談室規程に基づき学生相談室が「心理的成長に関する課題を抱える学生への支援」「大学生活にうまく適応できない学生への支援」を中心に対応している。（資料7-3）

心理的成長に関する課題を抱える学生への支援体制については、学生相談室が神田・生田キャンパスともに学内の事情に精通しているインテーカーを配置し、校内連携が効果的に遂行することで、これまで以上に柔軟かつ迅速な対応を可能としている。緊急事態には、カウンセラーとインテーカーの協力で適切に対応している。また、学生相談室と保健室とは年1回から2回程度、定期的な連絡協議会をもち、情報交換を行っている。特に心理面での支援が必要と認められる学生には個別対応を行っている。このほか、キャリア形成支援課と連携を取り、心理的不調を抱えている学生の情報交換を行っている。

学生への周知に関しては、新入生については入学時の学生部ガイダンスの折に「学生相

談室」の存在や内容について説明を行っている。また、「学生相談室案内」(パンフレット)、「学生相談室ニュース」「学生相談室リーフレット」といった各種印刷物や「ニュース専修」、Web ページ (ポータル、ホームページ) を通して行っている。なお、2020 (令和 2) 年度は、COVID-19 の影響により、対面での相談活動を電話相談に切り替えるといった対応を行っている。

大学生活にうまく適応できない学生の支援体制については、カウンセラーが支援している。適応していないと訴える学生の多くは、登校が常ならないことや成績不振をとまなうことも多く、各学部選出の学生相談室員が学習上の支援を行うことで、より具体的な支援ができることも多い。また、保護者の不安も大きいので、保護者からの相談もカウンセラーを中心に適宜対応している。このほか、無料法律相談の実施、学生たちが学習面に関する困りごとを語りあい教員が適宜アドバイスする場である「ラーニング・カフェ」の開催、参加者同士のコミュニケーションがとれるように工夫した開発的な季節を感じられる講座「楽しみながら『コミュ力 UP』」の開催、発達障がいまたはその疑いのある学生の保護者の方々がつながり、情報交換を行う会である「おやかフェ in 学生相談室」の開催など様々な取組みを行っている。なお、2020 (令和 2) 年度は、COVID-19 の影響により、オンラインに切り替えて実施した (一部の取組みは中止となった)。(資料 7-38【ウェブ】、7-39～7-41)

②ハラスメント (アカデミック、セクシュアル、モラル等) 防止のための体制の整備

本学では、2000 (平成 12) 年に「セクシュアル・ハラスメント防止規程」を制定し、教職員が相談対応及び防止啓発を行ってきたが、年々多様化する相談に対応するため、広くハラスメント問題に対応しうる組織として、2011 (平成 23) 年 4 月に、「キャンパス・ハラスメント防止規程 (以下「防止規程」)」を制定し、「キャンパス・ハラスメント対策室 (以下「対策室」)」を設置した。また、2012 (平成 24) 年 11 月には、複雑化した事例により細やかに対応するため、「キャンパス・ハラスメントの防止に関するガイドライン (以下「ガイドライン」)」を制定し、適宜改定をしながら運用している。

これらの防止規程とガイドラインに基づき、現在、計 18 名の教職員が、①ハラスメントの未然防止、②ハラスメント相談への調停や調査・裁定、③対策室としての方針と諸施策を決定する対策室会議 (原則毎月開催) の運営を行っている。また、2011 (平成 23) 年 5 月、学生生活課内の部局として、ハラスメントに専門的に対応する事務局 (職員 2 名) を常設し、学生がより時間や手段に制約されずに相談できる体制を整えた。

本学では、被害者救済と同時に未然防止こそがハラスメントを減らす近道であると考え、①教職員・学生に対し、具体例を明示したリーフレット「ハラスメントのないキャンパスへ」を年度毎に配布し、②職員に対する年 1 回の研修を実施し (2019 (令和元) 年度においては、文学部及び人間科学部の要請に応じて教員研修を実施)、③学生団体やその顧問・監督等に対して大学特有のハラスメントの防止研修会を実施し、④教授会での注意喚起を行うなど、啓発活動に力を注いでいる。

対策室では、こうした啓発活動に加え、ハラスメントの実態を把握し、ハラスメント防止対策の立案に資するために、毎年、教職員及び学生を対象にアンケート調査をしている。2020 (令和 2) 年 4 月の神田キャンパスへの商学部移転及び新学部である国際コミュニケ

ーション学部の設置に対応するために、2019（令和元）年9月には、神田キャンパスにもキャンパス・ハラスメント対策室事務局を開設した。（資料 7-5、7-42【ウェブ】、7-43～7-45）

③学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮

本学では、神田・生田両キャンパスに保健室を設置し、学生の維持・増進に努めている。学生の健康管理の状況については、例年4月に定期健康診断を実施している（但し、2020（令和2）年度は、COVID-19に伴い、8月に実施）。

飲酒に関わる事故及び事件の防止に関する取組みに関し、新入生に対しては、キャンパス・ガイダンス期間中に「本学の飲酒事故撲滅に対する基本姿勢と過去の事件事例」を伝えるとともに、入門ゼミナールやスポーツリテラシーの授業内においても飲酒に対する危険性等を伝えている。また、サークル団体等を対象に、「飲酒事故防止セミナー」「適正飲酒啓発セミナー」を実施している。

受動喫煙防止に関しては、労働衛生コンサルタントによる受動喫煙防止セミナーを実施し、受動喫煙による健康への影響と受動喫煙防止対策への重要性について講演を行っている。

薬物等（大麻、危険ドラッグ等）の防止に関わる啓発活動に関しては、保健体育部会、東京都および川崎市健康福祉局の協力を得て、授業科目「スポーツリテラシー」内で講義形式による啓発を行っている（但し、2020（令和2）年度は、COVID-19の影響に伴い中止としたが、別途川崎市及び東京都健康福祉局発行の薬物防止パンフレットを配付）。

本学では、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることを目的として100円朝食を実施している（但し、2020（令和2）年度はCOVID-19の影響に伴い中止）。（資料 7-46、7-47【ウェブ】）

<学生の進路に関する適切な支援>

①進路支援

本学の進路支援は、学生のキャリア形成、就職支援、資格・採用試験対策を「トリプル・サポートシステム」で支援している。キャリア形成支援では、「自己理解」「社会理解」「能力開発」を基本とした様々なプログラムと個別相談（キャリアカウンセリング）により、学生一人ひとりが自分の働き方や生き方を考え、なりたい自分の姿を自分らしく作り上げることをサポートしている。就職支援では、「学生一人ひとりの顔が見えるきめ細やかな支援を通し、学生の個性と実力を活かす道を共に考え、学生の就職への主体的な決断を支える」ことを就職支援方針とし、この方針に基づき「就活基礎講座」「学内企業説明会」「面接・攻略セミナー」などの各種支援プログラムや就職相談を通して、学生を強力にバックアップしている。また、資格・採用試験支援では、実力派講師陣による本学独自の指導システムで効率的、経済的な学習が可能となっている。（資料 7-48～7-51【ウェブ】）

本学では、2020（令和2）年度より、キャリアデザインセンター事務課と就職課をキャリアセンター事務部キャリア形成支援課に統合した。これにより、キャリア形成から就職活動まで一貫した、段階的な学生支援が可能となった。学生のキャリアに関する適切な支援に関しては、「正課のキャリア科目」「課外のインターンシップ」「PBLプログラム」を、

教職協働で企画運営している。PBL プログラムに関しては、「専修リーダーシップ開発プログラム」「専大ベンチャービジネスプログラム」「課題解決型インターンシップ」を用意している（2020（令和2）年度は、オンライン実施のスキームを構築している）。専修リーダーシッププログラムは、理論学習（毎週の講座）とチームでの実践活動（学内外のプログラム）、そしてそれを内省することを通じてリーダーシップの基礎を身につけることを目的としている。また、専大ベンチャービジネスプログラムは、起業家精神（アントレプレナーシップ）を養成することを目的としている。（資料 7-52～7-55【ウェブ】）

進路に関する相談体制に関しても、前述の事務組織統合に伴い、学年を問わず学生生活から進路選択までキャリア形成について、下表のとおり幅広く相談できる体制が構築された。相談対応は、専任職員に加えて、専門的な知識を持ったキャリアコンサルタント有資格者が行っている。なお、2020（令和2）年度は、COVID-19の影響に伴い、相談については全て予約制とし、対面とオンラインを併用している。

分類	予約不要		予約制	
名称	インターンシップ・就職相談	学生就職アドバイザー	キャリアカウンセリング	グループ相談
利点	好きな時間に気軽に相談できる。	直前の就職活動やインターンシップについて、生の声を聴くことができる。	職業選択や能力開発に関する相談・助言を行う専門家に相談できる。	複数の学生から意見を聞くことで、多面的な視点が得られる。
時間	30分程度	－	30～45分	45～90分
場所	相談ブース他	センター内	個室	教室等
担当	全員	－	キャリアコンサルタント有資格者	全員
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ES添削 ・面接アドバイス ・インターンシップ、就職活動についての簡単な相談 ・模擬面接（45～60分） ※混雑状況によりグループ面接になることがある。	<ul style="list-style-type: none"> ・就職活動・インターンシップ全般についてのアドバイス ・書類の簡単な添削 	<ul style="list-style-type: none"> ・学業・学生生活について ・進路・職業選択について ・VRT職業レディネステストの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・テーマに基づいた相談
申込	窓口	窓口	Webキャリアノート	窓口
期間	月～土	別途	原則として授業期間中の月～金	月～金

②博士課程における、学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供

博士後期課程における、学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供については、以下のような取組みが挙げられる。

学会に所属して研究会で積極的に報告をさせるなど、インプットだけでなくアウトプットによる能力を向上させる試みを各教員が積極的に実践している。

学内関係部署とも連携し、学部授業を対象としたティーチング・アシスタント（TA）採用枠を確保している。TAの採用を希望する授業担当教員と学生、及び指導教員との合議により、学習に支障のない枠内（授業期間中で1週あたり10時間以内、1ヶ月40時間以内）で業務を依頼し、教育職に従事した際に求められる教授スキルの涵養を促している。TAの募集については採用希望教員による公募制のほか、事前調整を経たうえでの事前推薦制も

導入しており、大学院における学習と TA の業務担当を両立させられる仕組みも確立している。この他、学会発表の支援（旅費補助）や TA 採用機会の提供を行っている。また、本学大学院には任期制助手採用制度もあり、間接的な教授能力の有効な涵養機会となっている。

研究科共通の修士課程「外国人留学生サポート制度」のうち、チューター制度は学識教授の機会であるので、研究科委員会の場で研究科長が口頭で担当指導教授に学生への周知を依頼している。

研究所の協力を得て、博士後期課程の学生を準所員として研究所へ参加させる機会を設け、指導教授を通じて学生に積極的に申し込むように促している研究所もある。研究所の活動を通じて、自らと異なる専門領域の研究内容に触れる機会を増加させ、学識を教授するために必要な能力を培うための場としての機能を果たしている。（資料 1-7【ウェブ】）

<学生の正課外活動を充実させるための支援>

学生団体、公認団体に対する活動支援に関しては、学生部において学生自治会傘下の公認団体を中心に随時、活動場所（教室等貸出）、発表の場（公開演奏等）、特別な活動に対する援助金を提供している。また、ボランティア活動に対する支援に関しては、学生部のもとにボランティア推進委員会を設置し、学生ボランティア団体（SKV、SIV）に対し助言を行っている。主な活動として、①千代田区、神田警察及び消防と協力して神田キャンパスで実施する「防災フェア」（2019（令和元）年 6 月 28 日実施）②東日本大震災の被災地視察と石巻専修大学で現地のこどもを対象にレクリエーションと防災意識の向上を目的とした「専大まつり」等を行う「SKV、SIV 夏期交流合宿」（2019（令和元）年 8 月 7 日～9 日）③生田キャンパスで紙食器作り、防災食試食等を行った「防災食フェア」（2019（令和元）年 11 月 21 日実施）などが挙げられる。また、2019（令和元）年度台風 15 号、19 号の被災地へのボランティア活動の際には、専門家による事前研修会を行ったうえで、現地の活動に参加するなどの支援を行った。2020（令和 2）年度は、COVID-19 の影響に伴い十分な活動できていないが、今後、ボランティア団体の育成プログラムや防災フェアなど可能な範囲での実施を検討している。なお、東日本大震災から 10 年を迎える 2021（令和 3）年 3 月 11 日には、例年より規模を縮小した形で「第 8 回 BOSAI フェア」を開催した。この他、学生部が行う支援活動として、「海外セミナー」「新入生歓迎セミナー」「災害ボランティア講座」「点字・手話講習会」「懸賞論文・文芸作品コンクール」等を実施している。また、厚生施設としてセミナーハウスを 7 か所運用しており、ゼミナール合宿、サークル活動、観光等様々な用途で利用が可能となっている。（資料 7-56）

点検・評価項目 3：学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上への取り組み

学生支援の適切性については、各機関（学生生活関係、就職指導関係、キャリアデザイン関係等）の自己点検・評価実施委員会が定期的に自己点検・評価を行っている。第 13 期

(2019 (令和元)・2020 (令和2) 年度)において、学生生活関係実施委員会では、「各種の奨学金制度など経済的な支援策の充実と運用が行われ、学生が安心して安定した学生生活を送ることができる環境整備」「学生の健康維持及び事故防止」「正課外活動の支援体制」の達成目標を掲げ、点検・評価を行っている。就職指導関係実施委員会では、「学生個々の特性や志向を踏まえた就職相談の実施」「企業及び地方自治体との連携強化」「学生にとって効率的な情報発信」の達成目標を、キャリアデザイン関係実施委員会では、「各プログラムの拡充及び教育効果の再検証とキャリア教育に関する履修モデルの提示」「インターシッププログラムの充実」「社会連携の推進」の達成目標を掲げ、点検・評価を行っている。
(資料 2-18【ウェブ】、2-19【ウェブ】)

また、キャリアデザインセンターでは、キャリア形成支援講座が抱える問題点をテーマに、学生 8 名による座談会 (インタビュー) を実施し、その結果を踏まえ 2020 (令和2) 年度における同講座の改善に生かすといった取組みを行っている。

【長所・特色】

- 障がい学生支援室では、「専修大学障がい学生支援室規程」の所掌事項に基づき、個々のニーズに合わせた支援形成を行っている。障がい学生の状況に応じては、関係者及び関係諸機関と協議し、修学支援体制を構築している。
- COVID-19 の影響により、主たる家計支持者が経済的に困窮し、修学の継続が著しく困難になった在学生に対し、「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急支援奨学金」を 2020 (令和2) 年 6 月 1 日に新設した。採用者は上限 20 万円が授業料から減免される。2020 (令和2) 年 11 月末時点で 128 名が採用されている。また、災害見舞奨学生の奨学金は 20 万円を上限としているが、激甚災害指定された場合は特別措置として上限を 30 万円に引き上げるなど、状況に応じて弾力的な運用を行っている。
- 飲酒事故防止に関する取り組みは、正課科目である「専修大学入門ゼミナール」「スポーツリテラシー」において注意喚起を行っている。また、「飲酒事故防止セミナー」及び「適正飲酒啓発セミナー」は学生自治会の協力を得て、7 月実施のセミナーは鳳祭 (学園祭) 参加団体を、3 月実施のセミナーは新入生勧誘活動参加団体の出席を必須としており、教職員・学生の三者で協力する体制を確立している。(資料 7-57)
- 学生相談室では次の 3 点が長所・特色として挙げられる。①神田・生田キャンパスともに学内の事情に精通しているインテーカーを配置し、校内連携が効果的に遂行され、柔軟かつ迅速な対応が可能となっている。また、緊急事態には、カウンセラーとインテーカーの協力で適切に対応している。②カウンセリングを行い心身の状態が安定した学生 8 名前後がグループ活動 (月 2 回 2 時間) を行っている。このグループ活動は、参加学生にとってキャンパスの大切な居場所となっている。現在は学生の自主的な言動が見られ、彼らのコミュニケーション能力を育てる場となっている。2020 (令和2) 年度は秋よりオンラインでグループ活動を実施している。③オリエンテーション期間中と前期の

成績が発表された直後の秋に、学生相談室員が待機し、大学生活のよろず相談にのる「相談コーナー」を実施している。このコーナーは、学生の学習上の不安を取りぞくことにとどまらず、学生相談室の機能の周知に効果をあげている。なお、2020（令和 2）年度は、COVID-19 の影響から、オンラインで実施することとしている。（資料 7-38【ウェブ】、7-39、7-40）

- ハラスメント防止に特化した部局（事務局）を設置し、防止規程やガイドラインを整備するとともに、それらを大学 HP やリーフレットへ掲載し調査裁定の手順、公平性を学内外に明らかにしている。また、本学の防止規程では、被害者が速やかに快適な学修・就労環境を取り戻し、被害拡大を阻止するために、対策室長が加害者とされる者の所属部局の長と協議しうることが規定されており、問題の迅速な解決を図ってきた。さらに、調査・裁定が行われる場合には、調査委員会が設置されるが、委員として学外から弁護士などの有識者を加えるなど、調査・裁定の手続きにおいて、中立性・公平性が担保される運営がなされ、公正な手続きが確保されている。（資料 7-42【ウェブ】、7-43～7-45）
- 本学では、現在、34 府県 1 市の地方自治体と就職支援協定等を締結し、学生の地方での就職支援を拡充している。具体的には、UI ターン関連イベントを学内にて開催するほか（2020（令和 2）年度は、多くのイベントがオンラインによる実施）、地方自治体が開催する UI ターン関連イベントの学生及び保護者への周知を積極的に行っている。また、オンライン就職相談の導入により、場所を問わず相談できるようになったため、U ターン就職のために帰省した際にも相談可能になるなど、学生の利便性が向上した。（資料 7-58【ウェブ】）
- 本学では、学内における SDGs に対する関心を高める取り組みの一環として、2020（令和 2）年度に、「専修大学 SDGs チャレンジプログラム 2020」を開催した。本コンテストでは、参加学生が SDGs の理念やその達成に貢献することの重要性を理解し、さらには他者に影響を及ぼす存在に成長することを期待するもので、応募時点において実践段階にないアイデア（提案）を募集する部門と、具体的なアクション（実践内容）を募集する部門のそれぞれを募集した。その結果、参加チーム数 23 チーム、参加学生数 129 名が応募した。なお、本コンテストは、COVID-19 の影響によって学内外の様々なプログラムの開催が見合わせとなっている中、いわゆる「ウィズコロナ期」における新しい形の活動を模索するという側面を持っている。そのため、学生からのエントリー受付から審査に至るまでの一連の流れをオンラインで展開することを前提として企画した。また、本コンテストの審査に携わる審査員について、6 名の内、4 名を学外者に委嘱している。4 名の学外審査員には海外大学の教員や一般企業在勤の方、自治体職員が名を連ねており、SDGs の「誰一人とりこぼさない」理念と 17 の目標が広範に設定されていることに照らし、多様な観点をもって学生を評価する体制を整えている。（資料 7-59）

【問題点】

- 障がい学生支援に関して、支援が必要とみられる学生の中には、障がいがあることを知らされていない学生や障がいを受け止められていない学生、どのような障がいがあるか明確になっていない学生（発達障がいの症状は見られるものの、発達障がいの診断基準を満たさないグレーゾーンの学生など）が見受けられる。そのような学生も利用しやすくすることが、今後の課題である。
- キャンパス・ハラスメントに関するアンケート調査の結果では、教員と学生のみならず、教員間や職員間、あるいは学生間でのハラスメントの可能性が指摘されている。こうした背景には、本学構成メンバーの中に、いまだにキャンパス・ハラスメントの問題性に対する認識が醸成されていないことがあると思われる。本学では、ハラスメント防止に対する啓発活動の活性化が必要とされている。教職員に対するハラスメント防止に向けての研修を充実させることが重要である。とくに教員に対する研修は、これまでほとんど実施されてこなかったため、実施に向け、組織的・体系的な計画が具体的に立てられるべきである。学生に対する啓発活動については、学生団体やその顧問・監督等に対する防止研修会を継続するとともに、これらに属さない学生に対しては自発的な参加を待つのではなく、授業や学生が参加する大学行事等を利用するなどして、啓発活動を拡大する必要がある。また、アンケート調査の回答率が 50 パーセントを満たさないことから、アンケートの時期や方法など、効果的な方策を考える必要がある。(資料 7-42～7-45)
- 2020（令和 2）年度は、COVID-19 の影響に伴う様々な課題も発生した。①通常行うはずの奨学金募集ガイダンス等が実施できず、すべて郵送による対応とした。これに伴い、返還手続きの徹底や将来的な返還率の低下を招くことがないように注意が必要である。②2020（令和 2）年 3 月から 9 月 20 日まで対面による課外活動は学内外を問わず禁止となった。また、学生主催行事である鳳祭、黒門祭、青衿祭、体育祭いずれも中止となったことから、新入生勧誘活動を行うこともできず、本学の全ての公認団体が活動存続の危機にあるといっても過言ではない。COVID-19 の影響における大学の課外活動支援の在り方を早急に検討する必要がある。③学生相談室の利用数が低下している。特に、新入生（1 年次）に対して、学生相談室の役割の周知を行う必要性がある。また、企画参加者も減少傾向にあることから、学生相談室ならではのオンラインでの居場所支援と企画のあり方と方法を検討する必要がある。④課外インターンシップにおいては実習中止の受入れ先が多く、例年よりも参加者が減少した。また、課題解決型インターンシップはオンラインによる活動となったため、当初予定した派遣先 23 社のうち、9 社のみで実施することとし、参加学生枠も 156 名から 40 名に縮小せざるを得なくなった。

【全体のまとめ】

本学では、21 世紀ビジョン「社会知性の開発」の具現化に向けて、「社会知性」を備えた人材を育成するため、学生支援に関する方針を定め、ホームページ等で公表している。

この方針のもと、修学支援、生活支援、進路支援、正課外活動支援のための担当部署や

委員会を設置するなど、適切な学生支援体制を構築している。

修学支援については、成績不振学生、留年者及び休学者、退学希望者の状況把握や指導、修学を継続するための経済的支援を目的とした奨学金、留学生や障がい学生等の多様な学生に対するきめ細かい支援、資格取得や留学を目指す学生への正課外教育等、学生に対して手厚い対応をしている。

生活支援については、学生生活にうまく適応できなかつたり、心理的成長に関する課題を抱える学生への支援として、学生相談室を設置し、カウンセラーやインテーカーを配置している。また、心身の健康、保健衛生及び安全に向けて、保健室を設置している。各種ハラスメントの防止啓発と相談対応としては、キャンパス・ハラスメント対策室を設置している。

進路支援については、キャリアデザインセンター運営委員会及び就職指導委員会（事務局：キャリアセンター事務局）が中心となり、キャリア形成から就職活動まで一貫した、かつ段階的な学生支援を行っている。

正課外活動支援については、学生部において公認団体（サークル）を中心に援助金を提供しているほか、ボランティア推進委員会を設置し、学生ボランティア団体に助言を行っている。また、セミナーハウスを7か所運営し、ゼミナール合宿、サークル合宿等の学生の諸活動を支援している。

こうした学生支援の適切性については、各機関（学生生活関係、就職指導関係、キャリアデザイン関係等）の自己点検・評価実施委員会が定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っている。

第8章 教育研究等環境

【現状説明】

点検・評価項目1：学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

教育研究環境の整備は、専修大学21世紀ビジョン「社会知性の開発」を推進するための基盤づくりという基本的な考え方のもと、大学運営の基本理念「学生を基本に据えた大学づくり」を基本方針としている。また、本学創立140周年を迎える向こう5年間（2016（平成28）年度～2020（令和2）年度）における事業推進の指針として「確たる大学基盤の整備」を掲げ、これらに基づき、各年度の事業計画により着実に進めている。

校舎建設等を含む中長期的なキャンパス整備の構想検討に際しては、法人と教学のメンバーからなる会議を設けて、現状の課題や今後の教育研究に求められる施設のあり方及び財政的見通し等を含めた全学的観点から検討しており、検討経過や結論は適宜、学内諸会議等を通じて教職員へも報告している。

本学では、これまで「専修大学キャンパス構想の基本方針検討会」「専修大学神田新校舎建設推進委員会」「専修大学神田キャンパス検討会議」「神田黒門前校地新校舎建設検討委員会」からの各種答申（報告）を受けて着実に事業が進展している。具体的には、神田キャンパス9号館及び10号館の建設、これに伴う神田キャンパス1号館の研究室増設を行った。とりわけ、神田キャンパス10号館の建設は、「確たる大学基盤の整備」における要の事業であり、今後の本学の知の発信拠点としての役割を担っている。（資料 1-15【ウェブ】、1-16【ウェブ】）

点検・評価項目2：教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点1：施設、設備等の整備及び管理

評価の視点2：教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

＜施設、設備等の整備及び管理＞

①校地・校舎及び施設・設備の整備

本学の校地面積及び校舎面積は、大学基礎データ（表1）のとおりであり、大学設置基準の定める基準を満たしている。また、その他施設としてアクセスが便利な生田キャンパス最寄駅の向ヶ丘遊園駅前にサテライトキャンパスを置く他、長野、山梨、神奈川、千葉の各県に6つのセミナーハウス及び1つの研修館を有している。（資料 8-1～8-3【ウェブ】、大学基礎データ（表1））

②ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備

教育研究のためのネットワーク環境やICT機器は環境等の整備に関しては、「情報科学

センター」を中心に行っている。

「情報科学センター」の前身である電子計算室が、1962（昭和 37）年 1 月に経営学部開設のために設置されて以来、今日までコンピュータテクノロジーの発展にあわせて先端システムを導入し、「教育・研究」に活用してきた。2019（令和元）年 9 月に学内 LAN システムの再構築を行い、各ネットワークのエリアの拡充とともに導入業者及びネットワーク機器メーカー・機種を統一し、運用負荷コストの低減、ネットワーク全体の安定化を実現した。

キャンパス間を接続する回線は、国立情報学研究所が管理・運営する SINET 仮想大学 LAN を活用することや、小規模拠点間接続回線を統一することで、費用削減を図った。

情報科学センターが 2018（平成 30）年に導入したシステムでは、学生のこれまでの利用方法を継承しつつ更なる安定稼働と運用管理負荷の軽減を実現させるとともに、最新の ICT 技術を取り込み、省電力・低発熱・静音型機器の導入によるグリーン IT 化、仮想化技術によるサーバー統合を実現する大規模なシステムとなっている。利用者用パソコンは Windows10 を中心に約 2,300 台の規模となっており、学生が様々な場所で ICT 環境を活用できるようにノートパソコンの貸出（生田校舎 100 台、神田校舎 100 台）や個人の持ち込みパソコン・スマートフォンからプリント出力を行えるシステムの運用を開始している。

（資料 3-18【ウェブ】、3-19）

2019（令和元）年度は、以下の 4 点について教育研究用 ICT 環境の整備を行ってきた。

- ①2020（令和 2）年度利用開始の神田 10 号館及び 2020（令和 2）年度から神田キャンパスで展開される商学部、国際コミュニケーション学部のための ICT 環境の準備
- ②2019（令和元）年 10 月にリニューアルした教職員用メールシステム及び基盤となる Office 365 のグループウェアツールとしての Teams の導入
- ③2019（令和元）年 8 月に更新した学内 LAN の最適化
- ④2021（令和 3）年度からの次期学習支援システムのためのワーキンググループによる検討

上記①及び②に関しては、情報科学センター協議会、運営委員会を通じて、各学部教授会等で説明をし、教員からの要望を吸い上げながら進めた。また、④に関しては、教育開発支援委員会と共同でワーキンググループを設置し、議論の過程で、各教育組織からのアンケート、教員に対するアンケートを実施し、学長への報告としてまとめ、ポータルシステムの更新と一体として行うことで利用者の利便性を図ることとし、導入業者の選定まで至った。なお、環境整備の検討の過程においては、他大学の状況、システム・機器の技術動向をリサーチしながら行った。（資料 8-4）

2020（令和 2）年の COVID-19 の影響に伴うオンライン授業の実施にあたっては、導入業者、関連学内所管等と協力して、保有している ICT 機器を適切にやりくりしながら以下のとおり対応した。

- ①学生用メールシステムとして使用してきた G Suites for Education を、1 万人規模で使用できるオンライン授業プラットフォームとして推奨し、後期からは Enterprise Edition を有償契約し、より安定して運用できるようにした。
- ②後期より、学内でオンライン授業を受講する学生のため、学内無線 LAN システムを適正規模で利用できるよう、学内関係機関と相談しながら進めた。

③後期より、3密を回避しながら学内で端末室の対面授業を実施できるようにパーティションを用意したり、貸出ノートパソコンを教室に配置した臨時端末室を設置した。

④2021（令和3）年度導入予定の学習支援＋ポータルシステムについては、G Suite for Educationと並行利用するために機能の見直しを行った。

2020（令和2）年度のCOVID-19の影響に伴うオンライン授業実施にあたっては、情報科学センター、ネットワーク情報学部及び情報科学研究所が協力し、G Suite for Educationによるオンライン授業の実施と受講に関するマニュアルを整備した。また、オンライン授業開始後は、コールセンターを約1ヶ月間設置し、学生や教員からの問い合わせに対応した。（資料8-5、8-6【ウェブ】、8-7）

③施設・設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保

前回の大学評価申請（2014（平成26）年度）時点において未了であった旧耐震施設の建替工事は、神田5号館、生田2・3号館、国際交流会館、生田第2体育館の新築工事をもって完了している。

アスベスト対策については、従来からアスベスト使用箇所の除去または封じ込めの管理がされており、定期的な空気環境測定についても実施し管理している。

施設の安全については、神田キャンパスにおいては分散したビル型校舎であること、生田キャンパスにおいては敷地内の多数の建物で構成されており、いずれのキャンパスも通常授業のほか、二部（夜間）授業、課外講座、サークル活動、近隣住民・近隣勤務者への開放など多様な利用状況にある。施設管理は大学職員のほか守衛員、設備管理員による巡回、各所に設置された防犯カメラなどにより安全対策を行っている。

衛生管理については、清掃業務委託により、1時限が始まるまでに教室の清掃を完了させ、共用部、トイレなど適宜実施している。なお、2020（令和2）年度のCOVID-19の対応にあたっては、学内の「新型コロナウイルス感染症対策本部」の定めるガイドライン等に基づき、学生・教職員の自己管理徹底のうえ、検温システムや消毒液の設置、施設の消毒、ソーシャルディスタンスの確保、教室定員の削減（コロナ定員の設定）をするなど十分な対策を行い授業再開している。（資料8-8、8-9）

学生の通学環境の整備に関して、生田キャンパスは、授業期間中の平日8時から19時の間、向ヶ丘遊園駅南口から正門に至る通学路に18名の交通誘導員を配置し、学生の安全確保を図るとともに、近隣住民への通行確保に効果を上げている。併せて通学路には10台の防犯カメラを設置している。

防犯対策に関して、神田・生田両キャンパスともに、通常の授業時間のほか、二部（夜間）授業、課外講座やサークル活動があるため夜間まで学生の利用がある。また日中においても開放型のキャンパスであるため、多くの近隣住民、近隣勤務者の利用もみられる。大学教職員のほか、設備を管理する中央監視室および守衛員による施設管理、巡回による安全管理に努めている。特に、学生の安全確保の観点から、校舎の出入口付近を中心にして、キャンパス全域及び周辺施設に防犯カメラを、神田キャンパスにおいては115台、生田キャンパスにおいては173台設置している。これにより、学内における犯罪の防止や犯罪が生じた場合の対応に効果を上げている。

生田キャンパスにおいては、多摩区、宮前区、麻生区にある主な9事業所と3警察署、

3 消防署の間で 2 ヶ月に 1 回開催される「警備連絡会」において、情報の共有を行い、防犯意識を高めている。また、前述のとおり学生の安全対策として、最寄駅から生田キャンパスへの通学路に 10 台の防犯カメラを設置している。両キャンパスともに警察、消防等からは各種委員を委嘱され、地域の安心安全作りに協力している。

防災に関しては、毎年、前期 5 日間、後期 5 日間、計 10 日間の防災訓練を、学生、教職員を対象に両キャンパスにおいて実施している。訓練内容は、①シェイクアウト訓練、②安否確認システム訓練、③各種体験訓練（消火器訓練、AED 訓練、煙体験訓練、119 番通報訓練）を基本とし、実施時間（時限）を曜日ごとに変えて、より多くの学生、教職員が参加できるようにしている。また、災害発生時に学生、教職員の安否を確認できるシステムを導入している。（資料 8-10）

2019 年（平成 30）年 7 月に施行された改正健康増進法により、屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所以外は敷地内禁煙となったことに伴い、両キャンパスの喫煙場所を再点検し、一部の喫煙場所の移設や擬木を植栽したプランターによる喫煙場所の区画の明確化などの対策をとった。

④バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備

神田・生田キャンパスの新築及び改修にあたっては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」、東京都（千代田区）及び川崎市の条例等に準拠した整備計画を進めている。学内にあっては「障がい学生支援推進委員会」と連携しながら障がいを持つ学生の声を聴く機会を持ち、整備、見直しを行っている。これまでに整備してきた車いす用スロープ、階段昇降リフトに加え、高低差のあるキャンパスを安全に移動できるように外構改修にて新たなスロープの新設、建物内のエレベータ新設によりキャンパス内の安全な移動手段を整備している。

キャンパスの快適性について、都市型キャンパスである神田キャンパスでは新しい神田 5 号館、10 号館の共用部（ホール、廊下等）には学生が自由に活用できるスペースを配置している。神田 10 号館建物周辺には都市部でありながら可能な限り緑地を配置し憩いの場を提供している。

生田キャンパスについては、従来から緑豊かな郊外型キャンパスを構成しているが、生田 2・3 号館建替えに合わせ、正門周辺から緑の広場を設け、多くの学生が利用している。（資料 8-11【ウェブ】）

⑤学生の自主的な学習を促進するための環境整備

新しい校舎建設にあたっては「どこでもアクティブラーニング」をテーマとし整備を進めている。教室や端末室以外でも学生たちが自由に自習やディスカッションができる空間を整備すると共に、大学のネットワークに繋がった PC を随所に配置し、いずれも学生の活発な利用が見られる。

ゼミ室等の整備についても、自由に配置を変更することができる机椅子の採用、ホワイトボードやプロジェクターの投影可能箇所を多く設置することで様々なスタイルの学修に対応ができるようにしている。

<教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み>

情報倫理の確立に関する取り組みとして、学校法人専修大学では、「情報セキュリティポリシー策定ワーキンググループ」を設置し、2021（令和3）年4月の策定に向けて検討を進めている。これに伴い、本法人における情報セキュリティ対策について審議する「情報セキュリティ委員会」を設置する予定である。

2020（令和2）年10月には、情報セキュリティポリシー全体の指針を示す規程が完成に近づいたことから、情報セキュリティに関する理解を深めることを目的に、教職員を対象としたSD研修を実施した。職員に対しては、事務計算センターより発行される「情報セキュリティ通信」「情報セキュリティ読本」を通して、また、学生に対しては、「専修大学入門ゼミナール」等の科目を通して情報セキュリティの意識向上を図っている。なお、学生に対しては、2021（令和3）年度に「情報セキュリティハンドブック（学生向け）」を作成、配付することを予定している。（資料 8-12～8-15）

点検・評価項目3：図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

評価の視点1：図書資料の整備と図書利用環境の整備

評価の視点2：図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

<図書資料の整備と図書利用環境の整備>

①図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備

図書冊数、学術雑誌種類数等については、大学基礎データ（表1）のとおりである。なお、2020（令和2）年度は、COVID-19の影響により、図書館の臨時休館や図書・雑誌の納品の遅延などが発生したが、これらの状態を少しでも改善するためのサービス充実策として、和洋電子ブックの試読・リクエストキャンペーン（非来館型）や、電子ブックの購入を積極的に実施し、紙媒体の従来型図書雑誌を補完する体制を強化した。電子ブックは和洋合わせて計89冊購入し、2020（令和2）年11月末時点で415アクセスされている。キャンペーン実施後、キャンペーンを実施した出版社以外の電子ブックの購入希望も寄せられており、電子ブックに関する認知が進んだと考えられる。リクエスト機能については、今後恒常的に設置する方向で検討を始めた。また、学生に向けたサービスとして、教職課程のための教科書コーナーの新設、資格関連コーナー資料の貸出など利便性向上のための環境を整備した。

図書館では、不正確な情報を含む過去の目録情報について更新・整備作業を行い、『図書原簿』と目録データが不一致なデータ約7,500件の修正を完了した。また、除籍済みであるにもかかわらず国立情報学研究所（以下、「NII」という。）の総合目録データベース（以下、「NACSIS-CAT」という。）上において図書館で「所蔵」扱いのままとなっていた図書約680件について、データ修正を終えた。なお、本学が目録データ作成の際に準拠しているNACSIS-CATが、軽量化・合理化を目的に再構築され、2020（令和2）年8月3日に運用が開始された。NACSIS-CATの再構築については、段階的に情報公開が進められてきたため、本学では、図書館関連イベントである「NII学術基盤オープンフォーラム」や「図書館総

合展」等の機会を利用して最新情報の収集に努め、新たな NACSIS-CAT に合わせた目録データ作成基準に関する本学図書館の対応方針を策定した。(資料 8-16【ウェブ】、8-17、8-18【ウェブ】、8-19【ウェブ】、大学基礎データ(表 1))

②国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備

「データベースリンク集」の充実により学術コンテンツ利用環境の整備を進めた。加えて、専修大学学術機関リポジトリ「SI-Box」では、NII の機関リポジトリサービスの利用を開始した。学術機関リポジトリに関するサーバ管理は NII が行うため、本学はコンテンツの管理に集中できる。また、CiNii Articles (NII 学術情報ナビゲータ[サイニィ・アールティクルズ]:学協会刊行物・大学研究紀要・国立国会図書館の雑誌記事索引データベース)での検索など、利用者ならびに研究者の利便性向上が期待される。

他図書館とのネットワーク整備は、本館・生田分館では川崎市立図書館及び多摩区内の他大学との協定に基づき、多摩区民の利用を受け入れている。また、神田分館では千代田区立図書館との協定に基づき、千代田区民の利用を受け入れている。本館と 2 つの分館の全体で 2019 年度のリピーターは約 7 割に達し、地域住民の生涯学習支援に寄与している。また、COVID-19 拡大防止のための措置として、2020 (令和 2) 年 12 月に、向ヶ丘遊園駅前のサテライトキャンパスに新しく返却ポストを設置した。これにより、学外者への利用提供再開後には、生田校舎近隣の住民の活用にも資することが期待される。なお、COVID-19 の感染拡大防止に伴う在宅勤務の際に、NII のセルフラーニング教材 (NACSIS-CAT/ILL システムをウェブ上で学習できる) を活用して図書課員の研修を行い、新しいシステムへの対応能力の向上を図った。(資料 8-16【ウェブ】、8-18【ウェブ】)

③学術情報へのアクセスに関する対応

生田・神田両キャンパスにおける学術情報アクセス支援として、本学の電子資料(一部)の一括検索を可能とするディスカバリーサービスの提供を、2020 (令和 2) 年 4 月に正式に開始した。本学で契約している主要なデータベース、電子ブック、学術図書と雑誌、電子ジャーナルが、タイトルや主題だけでなく全文からの検索も可能となり、より網羅的・機能的な情報検索が実現する。また、これまで個別に利用していたデータベースをまとめて検索できるので、その検索結果から個々のデータベースを確認するという逆の流れにより、個々のデータベースの利用率向上も期待される。新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う図書館の臨時休館期間以降、利用者支援の一環として、データベースなどの電子資料への学外からのアクセス方法をまとめた特設ページを開設した。特設ページを介した電子資料の利用方法に関する質問や ID の発行依頼なども増加し、学術情報アクセス支援としての非来館サービスの需要も高まっている。

例年、転換・導入科目の「専修大学入門ゼミナール」にて実施する「図書館利用案内(基礎コース)」では本学所蔵資料の利用方法について、また、ゼミナール等の授業にて実施する「図書館利用案内(応用コース)」や教員の要請により個別に実施する「情報検索講習会」では、データベースなどのアクセス方法や利用方法の周知を行い、利用促進を図っている。しかし、今年度は新型コロナウイルス感染症拡大により、1 年生全員対象の入門ツアーが実施できないため、図書館入門ツアーの内容を YouTube にて公開した。図書館の概要、

OPAC(MyLibrary)の使い方、各館のフロア案内、電子リソースなど計7本を公開し、12月3日現在、延べ13,121回視聴された。

今後、ディスカバリーサービスについては図書館広報誌への掲載を行い、「図書館利用案内(応用コース)」や「情報検索講習会」に対応した主要なデータベースの利用方法などの動画についても公開の検討を進めている。(資料8-16【ウェブ】、8-19【ウェブ】、8-20【ウェブ】)

④学生の学習に配慮した図書館利用環境(座席数、開館時間等)の整備

図書館座席数については、大学基礎データ(表1)のとおりである。2020(令和2)年4月、神田10号館に新図書館「Knowledge Base(靖国通り分館)」を新設したことに伴い、神田キャンパスでは学生収容定員6,718人に対し座席数621席、生田キャンパスでは9,777人に対し学生収容定員座席数1,087席となり、ともに学生収容定員比率の約10%を確保している。

開館時間については、春期休暇期間に行われるガイダンス期間中に本館・神田分館・Knowledge Baseの開館時間を延長するほか、利用が集中する試験期前には年間15日、法科大学院分館で年間25日の休日開館を実施する予定であったが、COVID-19の影響に伴い、前期はいずれも実施できなかった。そのため、来館利用に代えて、オンラインでの相談受付や図書郵送貸出、学内文献複写郵送等、非来館型のサービスを提供した。後期授業開始日からは「令和2年度新型コロナウイルス感染症拡大防止のための活動レベル(令和2年9月21日現在)」に準拠し、開館時間ならびに館内利用時間を延長した。また、2020(令和2)年11月2日からは、対面授業出席者の利便性を考慮し、生田分館を除いた4館(本館・神田分館・Knowledge Base・法科大学院分館)で開館時間をさらに延長している。(資料8-16【ウェブ】、大学基礎データ(表1))

<図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置>

図書館担当職員の人員配置状況は、2020(令和2)年5月1日現在、管理職も含め以下のとおりである。

【生田キャンパス】25名(うち、司書17名)を配置

【神田キャンパス】神田分館に8名(うち、司書7名)を配属しているほか、臨時雇員を5号館ラーニング・コモンズに4名配置している。また、2020(令和2)年度新設されたKnowledge Baseは、神田分館職員8名のうち2名をローテーションにより配置している。事務組織内では、電子媒体による資料の充実と活用を図るため、2020(令和2)年5月から新規に電子資料係を生田校舎本館に設置し、4名を配置した。また、レファレンス業務は生田・神田校舎共に利用サービス係以外の係も動員して、課員各5名によるローテーションで利用者への対応を行い、よりきめ細やかなサービス向上に努めている。

図書館担当職員は担当業務や経験年数に応じて、私立大学図書館協会、神奈川県図書館協会、NIIなどが主催する各種研修会や研究会に参加している。私立大学図書館協会は、研究及びその成果の公表、研究会・講演会等の開催などの活動を行っている。その中核となる活動に、研究分科会と研修分科会とがあり、本学から2019(令和元)年度の研修分科会に1名が参加した。神奈川県図書館協会は、調査研究や図書館員の研修活動等を行って

いるが、本学図書館からも複数名の図書館員が研修会に参加した。大学図書館関連を中心に積極的に参加した。NII は、学術情報基盤を支える人材の育成を目的とした教育研修を実施している。本学からは 2017（平成 29）年度以降「学術情報基盤オープンフォーラム」、「大学図書館職員短期研修」、「目録システム書誌作成研修」等に図書館員が参加している。この他にも文化庁主催の「図書館等職員著作権実務講習会」にも毎年図書館員が参加している。

これらの研究会・研修会には、2019（令和元）年度は延べ 35 名、2020（令和 2）年度は 11 月までに延べ 29 名の図書館員が参加した。2020（令和 2）年度は COVID-19 の影響で主催側による中止が多かったため、オンラインで開催された研究会・研修会に、積極的に参加した。今後も研究会・研修会に参加し、持ち帰った情報を図書館内で共有し、サービスの向上を目指す。

点検・評価項目 4：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点 1：研究活動を促進させるための条件の整備

<研究活動を促進させるための条件の整備>

①大学としての研究に対する基本的な考えの明示

本学では、本学の教員や学生及び卒業生の研究活動に伴う知的財産情報を社会や地域に発信、社会還元することを「知の発信」とし、大学の使命の一つに位置付け、さまざまな研究開発に取り組んでおり「社会知性（Socio-Intelligence）の開発」を研究基本方針として定め、大学 HP をとおして明示している。（資料 8-21【ウェブ】）

②研究費の適切な支給

研究費の適切な支給に関しては、「専修大学教員個人研究費取扱要領」に基づき、適切に支給している。また、個人研究費以外にも学内研究助成、図書刊行助成等の制度をとおして研究費を適切に支給している。個人研究費については、本学専任教員の研究活動を助成することによって学術研究の充実を図ることを目的として、全専任教員へ一律に支給している。一方、学内研究助成や図書刊行助成については、専任教員の研究のさらなる推進や研究成果の刊行に資することを目的として設けられた制度で、研究計画の申請に基づき、審査を経て助成を決定する競争的な研究費となっている。（資料 8-22～8-27、大学基礎データ（表 8））

③外部資金獲得のための支援

外部資金獲得のための支援に関しては、科研費応募説明会の開催、学内研究助成制度との関連、社会知性開発研究センターの取組み等を実施している。学内研究助成制度では、科学研究費助成事業に研究代表者として応募し、不採択となった場合に研究助成の対象となる申請区分（科研費連動型研究助成申請）を設けている。この申請区分で採択された研究課題は、次年度の科研費に研究代表者として応募することが義務付けられているため、外部資金獲得に向けての先行研究として展開されることが期待される。（資料 8-23、8-26、

④研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等

研究室の整備については、全専任教員に対して個室を整備している（助教・特任教授は共同研究室）。また、研究員制度については、「専修大学研究員規程」等に基づき、適切に行っている。研究員制度については、各学部の授業運営等に支障が生じないように「長期在外研究員」、「長期国内研究員」及び「中期研究員」の3種類の研究員を設置しており、国内外の学術研究機関等でそれぞれのテーマに合った研究活動が遂行できる制度となっている。（資料 8-28～8-31、大学基礎データ（表 1））

⑤ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）等の教育研究活動を支援する体制の整備

2015（平成 27）年度に行われたティーチング・アシスタント（TA）および授業補助員（SA）制度の改正は、教育開発支援委員会による改善提案に基づくものであり、委員会では、制度改正後の利用状況の確認および適切性の検証を継続して行っている。

ティーチング・アシスタント（TA）および授業補助員（SA）の採用が許可された授業数については以下のとおりであり、制度改正前の 2014（平成 26）年度と比較して、2019（令和元）年度までは件数の増加が確認できることから、改正内容が利用状況に反映されているものと判断している。

年度	授業数	年度	授業数	年度	授業数
2014 年度	950	2017 年度	1,175	2020 年度	920
2015 年度	1,175	2018 年度	1,164		
2016 年度	1,172	2019 年度	1,060		

また、制度を利用した教員から提出される「業務報告書」については、毎年度 7 月頃の教育開発支援委員会で前年度の内容を確認し、制度の運用状況および適切性を検証している。

件数が減少した 2020（令和 2）年度については、COVID-19 の影響によりティーチング・アシスタント（TA）および授業補助員（SA）の勤務がオンラインとなったことが、主な要因であると考えている。

なお、ティーチング・アシスタント（TA）および授業補助員（SA）に採用された学部学生および大学院学生に対しては、例年、「TA・SA 業務研修会」を年度当初に開催しているが、2020（令和 2）年度については、COVID-19 の影響により実施することができなかった。そのため、2020（令和 2）年 10 月に、専修大学ポータルアンケート機能を利用した「TA・SA オンライン業務研修会」を実施した。

また、社会知性開発研究センターでは、リサーチ・アシスタント（RA）及びポスト・ドクター（PD）を社会知性開発研究センター員とし、国内外で開催される学会、研究会や年報（論集）誌上での研究成果発表を推奨し、その旅費や参加費等を支出することで研究活動支援を行っている。また、機関長であるセンター長への研究成果報告書の提出を規程により義務付けている。（資料 8-32～8-39）

点検・評価項目5：研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点1：研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

＜研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み＞

①規程の整備

研究倫理を遵守するための規程の整備に関して、本学では「専修大学学術研究倫理憲章」、「専修大学研究倫理に関するガイドライン」、「専修大学研究倫理委員会規程」、「専修大学人を対象とする研究倫理審査部会規程」、「専修大学人を対象とする医学系研究に関する倫理規程」の制定に向けて準備を進めている。

本学における研究活動に関わる全ての者が遵守すべき倫理的な規範や行動指針等を定め、かつ、研究計画の倫理的妥当性を検証する体制を構築することによって、研究倫理の適切性を確保する。

また、研究活動の不正防止に関する規程の整備に関しては、「専修大学研究活動上の不正行為の防止及び不正行為への対応に関する規程」を制定し、定期的に研究倫理教育を実施するなど、不正行為への防止に取り組んでいる。なお、研究倫理を遵守するための規程等については、現在整備中である。(資料 8-40～8-45)

②教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供

本学では、「専修大学公的研究費の運営及び管理規程」及び「専修大学研究活動上の不正行為の防止及び不正行為への対応に関する規程」に基づき、コンプライアンス教育及び研究倫理教育を定期的に実施している。なお、コンプライアンス教育教材研究倫理教育教材については、以下のとおりである。(資料 8-46)

【コンプライアンス教育教材】

- ・研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラインについて（研究者向け）文部科学省
- ・公的研究費に係る不正事例（研究機関におけるコンプライアンス教育用）文部科学省

【研究倫理教育教材】

- ・科学の健全な発展のために（日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会編）
- ・研究倫理 eラーニングコース（e-Learning Course on Research Ethics [eL CoRE]）

③研究倫理に関する学内審査機関の整備

研究倫理に関する学内審査機関の整備については、今後制定予定の「専修大学研究倫理委員会規程」及び同規程に基づく「専修大学人を対象とする研究倫理審査部会規程」並びに「専修大学人を対象とする医学系研究に関する倫理規程」に基づき行われる予定である。

研究活動を行ううえでの、人権の保護や関連法令等の遵守に対する具体的な対応については、研究内容の特性や専門分野あるいは所属学会の指針によって異なることから、学内審査機関は全学的な委員会の下に複数の審査機関を置くことができるとし、より適切な審査実施体制の整備を進めている。(資料 8-40～8-45)

点検・評価項目 6 : 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。

また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1 : 適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2 : 点検・評価結果に基づく改善・向上

施設・設備に関する定期的な点検・評価に関しては、事業推進の指針（5 年計画）に基づき、中期的な視点で到達目標を設定し、目標達成に向けた年次の事業計画を策定している。

図書館及び学術情報サービスに関する定期的な点検・評価に関しては、図書館自己点検・評価実施委員会、情報科学センター関係自己点検・評価実施委員会といった実施委員会が定期的に点検・評価を行っている。図書館実施委員会では、第 13 期（2019（令和元）・2020（令和 2）年度）において「図書資料と電子媒体を有効・適切な方法によって収集し、利用者に効率的に提供する」「学生の学修、教員の教育研究等に資するよう学術情報コンテンツの有効活用」「学術情報へのアクセス環境の向上」「学生の学習に配慮した適切な規模の図書館構築」「研究、学修環境の変化に対応した図書館、学術情報サービスの提供体制強化」の 5 点を達成目標として掲げ、点検・評価を行っている。また、情報科学センター関係実施委員会では、「利用者の要望に配慮した教育研究用 ICT 環境の適切な整備・運用」「教育研究のための ICT 環境の利用促進」「情報処理に関する学習機会の適切な提供」の 3 点を達成目標として掲げ、適切性の点検・評価を行っている。取り組みの具体例として、情報科学センターが取組んだ「利用者の要望に配慮した教育研究用 ICT 環境の適切な整備・運用」にあたっては、教育開発支援委員会と共同でワーキンググループを設置し、議論の過程で、各研究組織及び教員に対するアンケートを実施することで、利用者の利便性を図ることとした。

【長所・特色】

○ COVID-19 の影響におけるオンラインでの教育研究の実施において、2019（令和元）年度までに整備した教育研究用 ICT 環境を適切に活用することで教育研究等を継続できたことは、他大学の参考になる取り組みとなっている。また、情報科学研究所では、オンライン授業実施にあたり、大学の教員としてオンライン授業を実施する上で知っておくべき知識や考えられる授業の方法を整理した「オンライン授業を展開するための簡易ガイド」を作成した。本ガイドは、学内にて活用するだけでなく、同研究所 HP を通して公開することで、他大学においても参考とする事例がみられた。（資料 8-47【ウェブ】）

○ 安否確認システムは、災害発生時における学生、教職員の安否を迅速に確認し、災害発生後の対応を機動的・効果的に行うことを目的に、2015（平成 27）年から導入した。その仕組みは、大学が災害発生時に安否確認メールを一斉発信し、学生・教職員がそのメールに回答することで、安否を確認できるシステムである。防災訓練では、安否確認メールへの返信の訓練を行っている。また、このシステムは、緊急時の連絡方法としても利用可能であり、これまで、台風による休校情報等を、大学ホームページやポータルサ

イトのほかに、同システムによって学生、教職員に発信し、迅速な情報発信に一定の効果を上げている。

○図書館では、以下の各点が長所・特色として挙げられる。①今後も COVID-19 の影響が続くと予想される中、サテライトキャンパスに新しく返却ポストを設置することで、校舎内に立ち入ることなく図書の返却が可能となる。②ディスカバリーサービスでは、タイトルや主題のほか全文が検索対象となるので、これにより、参考資料を探すためのデータベース利用から、研究課題を探すためのデータベース利用へと利用用途が広がり、データベースの利用価値がより一層高まる。また、新型コロナウイルス感染症対応特設ページでは、データベースによって異なる電子資料へのアクセス方法（学外からの学認や VPN、個別 ID 発行など）をまとめ、またオンラインレファレンスでの相談を受け付けることで、コロナ禍に対応する非来館型サービスの充実を図った。③図書館利用方法に関する動画を YouTube で公開したことは、図書館としては新しい試みとなった。今後の利用者教育での利活用についても転用可能と考えられ、試金石となった。④Knowledge Base の開館は、COVID-19 の影響に伴い延期となっていたが、後期授業開始日にあわせ 2020（令和 2）年 9 月 21 日より開館し、11 月 2 日からは、さらに開館時間を延長してサービスを提供している。都心部に位置する IT 技術を活用した近未来型の学習用図書館として、高い利便性を追求している。（資料 8-16～20）

○これまでリサーチ・アシスタント（RA）及びポスト・ドクター（PD）として研究活動に携わった多くの大学院学生が研究期間において学位を取得しており、退職後には、本学に限っても専任教員に 1 名、助教に 3 名が採用されている（令和 2 年度現在）。

○医学系研究に関する研究倫理に関しては、文部科学省及び厚生労働省が定める「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠した「専修大学人を対象とする医学系研究に関する倫理規程」の制定を進めており、当該規程を含め、学術研究倫理憲章の下に体系的かつ全学的な研究倫理に関する体制整備の構築を進めている。（資料 8-40～8-44）

【問題点】

○無線 LAN の需要が急増し、利用者が多く集まるエリアで接続しにくい事象が発生しやすくなっている。利用者の用途やアプリケーションも多様化し、個別の対応は難しい部分もあるが、迅速な対応が求められる。

○安否確認システムはメールをツールとしているが、学生の情報ツールが、メールから他の媒体（SNS など）に移行してきている状況を鑑みて、次期の安否確認ツールを検討していく必要がある。

○海外学術雑誌の高騰は媒体（冊子・電子）に関わらず続いており、継続的に購入する資

料について、一時的に新規申込の受付を停止せざるを得ない状況にある。今後も継続的に費用の支出を伴う図書資料見直しが必要となるが、教育・研究環境整備のための新規受け入れについては、契約変更や購入中止と一体的かつ複合的に検討を行う必要がある。

- 教員と TA・SA とのミスマッチが生じている現状を今後の課題と認識しており、改善に向けた取り組みとして、TA・SA に配布している「ティーチング・アシスタントと授業補助員のこころえ」や、教員向けの「ティーチング・アシスタント (TA)、授業補助員 (SA) 制度利用に際しての留意事項」などについて、内容の見直しを計画している。

【全体のまとめ】

本学では、21 世紀ビジョン「社会知性の開発」のもと、「本学創立 140 周年を迎える向こう 5 年間 (2016 (平成 28) 年度～2020 (令和 2) 年度) における事業推進の指針 (5 か年計画)」として、「教育・研究環境の整備」「研究活動の推進及び基盤の整備・充実」を掲げ、環境・条件の整備に努めている。

この指針のもとで、大学設置基準の定める校地面積及び校舎面積を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備している。また、情報倫理を確立するため、学校法人のもとに設置されたワーキンググループを中心に検討を重ね、情報セキュリティに関する SD 研修を教職員に実施するとともに、「学校法人専修大学情報セキュリティ対策に関する規程」(令和 3 年 4 月 1 日施行) を制定した。

また、図書館では、図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備などにとけるとともに、図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者を配置し、必要な研究会・研修会を受講している。

教育研究活動を推進させるための方策としては、研究費の適切な支給、外部資金獲得のための支援、研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障、ティーチング・アシスタント (TA)・リサーチ・アシスタント (RA) 制度等の整備を行っている。

教員が研究活動を進めるうえで研究倫理を遵守するための方策としては、学術研究倫理憲章、研究倫理に関するガイドライン、研究倫理委員会規程、人を対象とする研究倫理審査部会規程、人を対象とする医学系研究倫理規程の整備を進めている。

教育研究等環境に関する本学の特筆すべき点は、コロナ禍におけるオンライン授業への対応、災害発生時に学生・教職員の安否確認が携帯電話等で可能となる安否確認システムの導入などが挙げられる。

こうした教育研究等環境の適切性の点検・評価については、施設・設備に関しては、事業推進の指針 (5 か年計画) に基づいて、中期的な視点で到達目標を設定し、目標達成に向けた年次の事業計画を策定している。また、図書館自己点検・評価実施委員会、情報科学センター関係自己点検・評価実施委員会において、各々の所掌に係る点検・評価を行っている。

第9章 社会連携・社会貢献

【現状説明】

点検・評価項目1：大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

本学は、専修大学学則第1条の2（知の発信）に、「本大学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載、公開講座その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供し、知の発信を行うものとする」と規定している。また、専修大学の社会連携・社会貢献に関する方針は、「21世紀ビジョン『社会知性の開発』の具現化をめざし、本学の研究力による『知』や、学生が生み出す『知』をはじめ、様々な大学の知的資産を積極的に社会へ還元することにより、地域社会及び国際社会に貢献し、社会の進むべき方向を示していくことを目的としている」としている。なお、本学が行う社会連携・社会貢献活動は、「産官学連携」「地域社会連携」「国際社会連携」「社会貢献」の4つの柱を中心に行っている。これらについては、大学HPにおいて適切に公表することで、学内での共有を図っている。（資料9-1～9-2【ウェブ】）

上記に加えて本学では、2016（平成28）年度から2020（令和2）年度までの5年間で「確たる大学基盤の整備」を事業推進の指針に据え、学校法人専修大学創立150年に向けて7つの事業領域（「教育」「研究」「学生支援」「グローバル」「入試」「社会連携」「経営・財務」）を中心に強化を進め、大学基盤の整備を推進している。その中でも「社会連携」においては、到達目標を「専修大学は、研究領域で創出された『知』を広く社会へ発信するとともに、ボランティア活動等の諸活動を通して地域社会の発展に寄与する」と設定し、主な施策群として、「協定自治体等との連携強化」「公開講座等の充実」「広報活動等の強化」の3点を掲げ、取り組んでいる。（資料1-15【ウェブ】、1-16【ウェブ】）

点検・評価項目2：社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点1：学外組織との適切な連携体制

評価の視点2：社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

評価の視点3：地域交流、国際交流事業への参加

<学外組織との適切な連携体制>

本学とキャンパス所在地（東京都千代田区及び神奈川県川崎市多摩区）の自治体との連携協定は、「専修大学と川崎市との連携・協力に関する基本協定」「多摩区・3大学連携協定」及び「千代田区内大学と千代田区の連携協力に関する基本協定」がある。（資料9-3～9-5【ウェブ】）

川崎市との連携・協力に関しては、双方が協力して実施する事業を「KSパートナーシップ・プログラム」と位置付け、基本協定書に定めた7分野（「①相互の人材育成に資するプ

プログラムの提供・人的交流の推進」「②地域社会と連携した学術研究や教育の実践」「③産業や地域社会と大学との連携による新しい産業の創出・振興」「④市民の生涯学習の推進」「⑤教育研究施設の市民利用」「⑥新たな社会経済や地域社会づくりに向けた政策研究」「⑦その他、基本協定の目的達成に向けた相互の連携・協力を資する事業」に基づき、知的資産を地域社会に向けて発信し、かつ、市民、市内の企業及び公共的団体との連携活動を進めている。また、KS パートナーシップ・プログラムを推進することを目的として、「KS パートナーシップ・プログラム連絡協議会」を設置し、意見交換の場を毎年度設けている。なお、2020（令和 2）年度は、COVID-19 の影響に伴い、オンラインによる開催となったが、ウィズコロナ、アフターコロナ期における社会連携・社会貢献のあり方について意見交換を行った他、双方の SDGs に関する取組事例についても共有を図った。（資料 9-6、9-7）

多摩区・3 大学連携協定に関しては、川崎市多摩区における大学・学生・地域社会をめぐる様々な課題を掘り起こし、自由闊達な意見交換により情報の共有化を通じて、多角的な視点から大学と地域社会との連携の可能性を模索することを目的としており、これに基づき「たまなびプログラム」「多摩区 3 大学コンサート」「大学・地域連携事業」等を展開している。（資料 9-4【ウェブ】）

千代田区との連携に関しては、千代田の魅力創出と発展のため大学と千代田区が手を携え協働の取組を行うことを目的に締結されている。これに基づき行われる「千代田学」では、2019（令和元）年度において「地域福祉交通『風ぐるま』の利用実態からみた利用促進方策の検討～地区内の新たな移動手段との連携の観点から～」が採択され、また、2020（令和 2）年度において「コミュニティサイクルの効率的な活用方法の検討（コミュニティサイクルを含む自転車利用者の安全性向上の検討）」が採択されている。また、千代田区とは、「大規模災害時における協力体制に関する基本協定」を締結し、地域住民及び千代田区在勤者等の安全確保のための大学施設の一部の一時避難場所としての提供、大学施設に収容した被災者への応急医療資材及び備蓄物資の提供等に関して協力する内容となっている。（資料 9-8【ウェブ】）

本学とキャンパス所在地の産業界との連携協定では、「小田急電鉄との連携・協力に関する基本協定」「川崎商工会議所との連携・協力」等がある。特に小田急電鉄との連携に関しては、寄付講座の受入れを毎年度行っている他、経営学部専門科目「ビジネス研究 D」においても連携・協力を図っている（但し、小田急電鉄寄付講座は、COVID-19 の影響に伴い未開講）。（資料 9-9、9-10）

本学とキャンパス所在地の自治体との連携に関しては、東京都との連携も挙げることができる。本学では、2019（令和元）年度より、東京都と大学との定例懇談会のメンバーとして参画している。定例懇談会では、東京都及び都内の大学が今後の政策連携を視野に、恒常的なコミュニケーションの場を形成するとともに、東京の課題解決や東京の未来、国際競争力の向上等について自由に意見交換を行うため、定期的に懇談会が開催されている。なお、定例懇談会に参加している大学との新たな連携として 2020（令和 2）年度から始まった「SDGs の推進と持続可能な都市・東京の実現」を目的とした共同事業（東京都と大学との共同事業）に、本学が提案した「大学と地域が連携した『食』を通じたコミュニティ活性化事業」が選定された。なお、共同研究の成果は、今後広く都民等に還元されることとなる。（資料 9-11【ウェブ】、9-12）

地方自治体との連携に関しては、本学では、現在、34 府県 1 市の自治体と就職支援協定を締結している。地方への Uターン、出身地以外の地方に就職する Iターンを促進し、次代を担う人材の育成と地域活性化を図っている。また、厚生労働省委託事業「地方人材還流促進事業」にも協力している。(資料 7-58【ウェブ】)

高大連携に関しては、現在 16 校と協定を締結し、教育交流活動を推進している。本学の高大連携の目的は、高大連携を通じて高等学校との相互理解を深め、教員同士の交流、進学者の実情等を把握し、今後の教育改革に結びつけるとともに、本学の 21 世紀ビジョンである「社会知性の開発」拠点としての地域貢献を果たし、地域における存在感を高めることとしており、相互の友好関係に基づいた教育交流を行うことを基本姿勢としている。主な教育交流活動として、協定校の高校生に対して高等教育の学びの機会を提供する「授業科目の聴講」、教職課程版のインターンシップである「教科研修生の派遣」、協定校生徒のキャリア教育プログラムとしての「一日体験入学」等がある。なお、2020（令和 2）年度は、COVID-19 の影響に伴い、複数の事業において中止を余儀なくされたが、一部はオンラインにより実施した。(資料 9-13)

2015（平成 27）年 9 月の国連サミットで採択された 2016 年から 2030 年までの国際目標である SDGs に対し、本学では、「専修大学における SDGs 行動理念」を掲げるとともに、全学を挙げて SDGs の達成を目指したプロジェクトを推進するため、学長の下に「持続可能な開発目標（SDGs）推進委員会（以下「SDGs 推進委員会」という。）」を設置し、各種活動に取り組んでいる。また、本学では、SDGs に関する各種のプラットフォームへ積極的に参画しており、2020（令和 2）年 10 月現在「JAPAN SDGs Action Platform（外務省）」「地方創生 SDGs 官民連携プラットフォーム（内閣府）」「SDGs に関する情報発信プラットフォーム（東京都）」「かながわ SDGs パートナー（神奈川県）」の各プラットフォームに参画し、今後も川崎市が 2021（令和 3）年 3 月より募集を開始した「かわさき SDGs パートナー」にも参画する予定である。また、本学では、カーボン・ニュートラルに向けた積極的な取り組みを行っている、または取り組みの強化を検討する大学等による情報共有や発信等の場として、文部科学省と環境省が共同で立ち上げる予定である「カーボン・ニュートラル達成に貢献する大学等コアリション」に参画する方向で検討を進めている。(資料 9-14、9-15【ウェブ】)

<社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進／地域交流、国際交流事業への参加>

本学では、21 世紀ビジョンである「社会知性の開発」の具現化に向けて、社会連携及び社会貢献活動について企画し、及び推進することを目的として「社会連携推進委員会」を置いている。社会連携推進委員会の主な所掌事項は、「本学の社会連携の企画・推進に係る情報の収集及び発信並びに学内外の調整に関すること」に加えて、「専修大学と川崎市との連携・協力に関する基本協定」に基づく事業活動の推進に関する事項を所掌している。また、社会連携推進委員会では、委員会の所掌事務を円滑に遂行するため、社会連携推進委員会規程第 8 条第 1 項に基づき、「推進協力員」を置くこととしており、同規程第 8 条第 3 項では、「推進協力員は、それぞれが保有する社会連携の企画・推進に関する情報を提供する」としている。推進協力員は、現在、23 の機関に置かれている。社会連携推進委員会で

は、各機関で把握している社会連携・社会貢献に関する活動の状況を毎年度収集し、項目ごとにとりまとめ、本学における社会連携・社会貢献の全体像の可視化を図っている。(資料 9-16～9-18)

なお、「産学官連携」「地域社会連携」「国際社会連携」「社会貢献」の4つの柱における主な社会連携・社会貢献活動は、次のとおりである。

①産学官連携

本学の産学官連携の目的は、大学の知的資産を社会へ還元することにより、社会と大学の相互作用の中で価値創造を産み出していくこととしている。主な取組みとして、「寄付講座の開講」「受託研究の受入れ」「奨学寄付金の受入れ」等がある。寄付講座の開講数は、2020（令和2）年度11講座（COVID-19の影響に伴い一部講座は未開講）、2021（令和3）年度は13講座開講予定である。また、受託研究は7件、寄付金による研究は6件（いずれも2019（令和元）年度）である。上記以外の取組みとして、情報科学研究所による「川崎国際環境技術展」への出展が挙げられる。情報科学研究所では、第1回の2009（平成21）年度から毎年出展しており、2018（平成30）年度には、10年連続で出展している16機関のひとつとして川崎市から感謝状が贈呈された。2019（令和元）年度の出展内容は「ワンタイム画像生成を用いた個人認証」で、2020（令和2）年度はオンラインでの開催となったが、引き続き研究成果を出展した（出展内容：Wi-Fiの接続情報に基づく混雑状況の可視化、電力消費構造の分析と削減の試算、画像提示による食堂混雑緩和の取組み）。(資料 9-19【ウェブ】)

②地域社会連携

本学の地域社会連携の目的は、自治体等に対し、本学の知的資産を還元することで、地域社会の発展に貢献していくこととしている。具体的な取組み事例は以下のとおりである。

本学のキャリアデザインセンターが実施している「課題解決型インターンシップ」は、地域の企業や団体、商店街が抱える課題にチームで主体的に取り組む、チームメンバーや企業・団体の方と協力しながら、解決策を提案する本学独自の長期インターンシッププログラムである。本プログラムでは、地域の活性化を目指すイベントの企画・運営、福祉や環境などの社会的課題に関する実態調査と解決策の提案・発信、企業ブランドや商品のプロモーションなど、様々な活動テーマがある。2019（令和元）年度は、公共機関、企業、商店会、NPO法人など18団体から示されたテーマに対し97名の学生が参加した。(資料 7-52【ウェブ】、7-55【ウェブ】)

ネットワーク情報学部では、専門科目である「応用演習」において、地域社会と連携した活動を行っている。メディアプロデュースプログラム応用演習では、川崎市内の市民活動団体とネットワーク情報学部学生が連携し、団体の広報物（PR映像・パンフレット・WEB）を制作した。また、コンテンツデザインプログラム応用演習では、ネットワーク情報学部の学生が、小学生の協力を得て、「親子で楽しく学べるカガクおもちゃ」をデザイン。成果発表を「FIELD MUSEUM：親子で楽しく学べるカガクおもちゃのデザイン展」として、生田緑地（宙と緑の科学館）で公開発表を行った。(資料 9-20【ウェブ】)

③国際社会連携

本学の国際社会連携の目的は、大学の知的資産を国際社会へ還元することにより、日本と世界の懸け橋となることとしている。現在、本学では世界 19 か国・地域 36 大学・機関と国際交流協定を締結し、活発な学生・教員の相互交流・研究を行っている。特に社会知性開発研究センターには複数のプロジェクトを設置しており、「ソーシャル・ウェルビーイング研究センター」「アジア産業研究拠点」「四川・ローカル リスクコミュニケーション研究拠点」「複式簿記普及事業推進研究拠点」等、国際社会と連携した拠点も多数ある。社会知性開発研究センターの取組みについては、「第 3 章：教育研究組織」において詳述しているので、そちらを参照されたい。

本学ではラオス国内の簿記教育の発展及び普及並びに会計人材育成に向けた支援を行うため、ラオス国立大学経済経営学部から海外客員教授を 2019（令和元）年度より 3 年間招聘している。招聘した海外客員教授には、会計学研究所との共同研究として複式簿記のテキストをラオス語で作成するとともに、将来ラオス国内での会計実務者を含む会計のエキスパートの育成者となるべく支援を行っている。

研究所単位での国際社会連携も活発に行っている。社会科学研究所及び経営研究所は、国際交流協定校の韓国・檀国大学と合同研究会を 2019（令和元）年 11 月に行った。合同研究会は、研究者間の積極的な交流を目指し、2009（平成 21）年度から始まっており、隔年で両大学が交互にホストを務めている。（資料 9-21、9-22～9-24【ウェブ】）

④社会貢献

本学の社会貢献の目的は、主に地域社会に対して大学の知的資産を還元していくことで、市民社会を支えるとともに、地域から愛される大学を目指すこととしており、「スポーツ交流」「国際交流」「生涯学習」「施設開放・貸出」等が挙げられる。取組み事例は以下のとおりである。（資料 9-25）

スポーツ交流に関して本学体育会では、地域貢献活動の一環として、毎年度スポーツ教室（専修大学体育会地域貢献活動 ONE DAY TEMAMATE）を開催している（但し、2020（令和 2）年度は COVID-19 の影響に伴い中止）。参加者の多くは、近隣の小中学生が中心であり、楽しみながら大学生のパワー・スピード・テクニックを体感できる人気のスポーツ教室である。2019（令和元）年度は、21 の体育会がスポーツ教室を開講し、延べ 429 名の参加者があった。なお、本スポーツ教室は、小中学生をはじめ保護者の同伴も多く、家族参加型のイベントとして好評を博している。また、各教室を運営する部員も参加者の満足度を上げるために様々な工夫を凝らしながら取り組んでおり教育効果が期待できる。また、体育会による清掃活動「クリーンタウン」も例年実施している（2019（令和元）年度は、356 名が参加予定であったが雨天により中止となった）。スポーツ研究所では、子どもの体力向上及び競技力向上を目的に小・中学生を対象にレスリング教室（専修大学少年少女レスリング教室）を開催している。本教室では、年 2 回の体力測定を行い、スポーツ科学の知見からレスリングプログラムの効果検証を実施している。（資料 9-25、9-26【ウェブ】）

国際交流に関して本学国際交流センターでは、本学留学生が地域の小・中学校を訪問し母国紹介（各国の社会・文化や伝統的な遊びについての紹介）を行う交流会を開催している。なお、公益財団法人川崎市国際交流協会の理事に本学学長が就任している。（資料 9-

25)

生涯学習に関しては、本学の学部・研究科・研究所・各センターの特徴を生かした公開講座を多数実施している。主な取組みとして、エクステンションセンターでは、川崎市教育委員会と連携した公開講座「歴史を紐とく」を実施しており（2020（令和2）年度は COVID-19 の影響に伴い中止）、第 18 回目となった 2019（令和元）年度は、「古代史における信仰・宗教の変遷」をテーマとして、2 日間全 4 回の参加者で延べ 1,011 名が受講した。なお、本講座は、これまでに約 3 万人が受講する人気講座となっている。文学部では、高校教員を対象とした研修プログラムを例年実施しており、2019（令和元）年度は延べ 214 名の参加があった。経済学部では、学部が展開する約 200 科目を対象とした「経済学部社会人聴講生制度」を設けている（展開する科目にはゼミナールも含まれる）。なお、2020（令和2）年度は 14 名を受け入れる予定であったが、COVID-19 の影響に伴い受入れを中止した。（資料 9-25、4-24）

施設貸出に関して本学図書館では、生田キャンパスの図書館本館について川崎市多摩区在住・在勤の満 18 歳以上の方で川崎市立図書館貸出カード所持者、満 18 歳以上の方で神奈川県立図書館の図書館カード所持者の方を対象に所蔵資料の閲覧と貸出及び複写の利用を可能としている。また、神田キャンパスの図書館神田分館では、千代田区在住で千代田区立図書館貸出券を所持する満 18 歳以上の方を対象に、所蔵資料の閲覧と貸出及び複写の利用を可能としている。また、夏期休暇中において、中学生・高校生及び大学受験生を対象として図書館本館・生田分館・神田分館を勉学の場として開放（オープン・ライブラリー）しており、2019（令和元）年度は 8 月 6 日から 9 月 19 日の期間中に 51 名の利用者があった。生田キャンパス最寄駅の向ヶ丘遊園駅前のサテライトキャンパスでは、地域貢献・社会貢献の場として機能しており、地域の方々との連携に関わる行事や会議等において利用されている。この他、教室や体育施設の学外貸出も行っている。（資料 9-25）

点検・評価項目 3：社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

社会連携・社会貢献の適切性について、全学的には社会連携関係自己点検・評価実施委員会が定期的に自己点検・評価を行っている。また、各機関が行う社会連携・社会貢献の適切性については、各機関（学部・研究科、研究所、センター等）の自己点検・評価実施委員会が定期的に自己点検・評価を行っている。社会連携推進委員会では、推進協力員より提供された社会連携の企画・推進に関する情報を取りまとめ、これに基づき自己点検・評価を行うとともに、本学の社会連携の企画・推進に係る情報の収集及び発信を行っている。また、SDGs 推進委員会においても、SDGs に関する全学的な取組みの情報収集及び発信を行っており、社会連携推進委員会と SDGs 推進委員会が連携して自己点検・評価を行うこととしている。なお、社会連携関係自己点検・評価実施委員会の設置は 2019（平成 31）年 4 月であることから、自己点検・評価報告書への評価結果の掲載は、2021（令和 3）年 3 月

未発行の『自己点検・評価報告書（2019・2020年度）』からとなる。（資料 2-18【ウェブ】）

なお、本学では5か年計画の事業領域のひとつとして「社会連携」を掲げており、到達目標を掲げた上で事業計画を毎年度設定している。各所管は、事業計画に基づき社会連携・社会貢献活動を展開し、その達成度に関しては、各所管において点検・評価を行い、その結果を「事業報告書」として取りまとめている。（資料 1-15【ウェブ】、1-16【ウェブ】）

【長所・特色】

- 本学では、21世紀ビジョン「社会知性の開発」の具現化を目指し、教育研究活動と社会貢献活動を密接に関連させたプログラムを多々展開している。教育面においては、演習科目等における地域社会の課題解決への取り組みや、課題解決型インターンシップ実施、自治体との連携によるゼミナール活動、体育会による社会貢献活動（ワンディ・チームメイト）、学生への教育と社会貢献活動の両立を図っている。特に、ワンディ・チームメイトについては、活動を通して、学生自身の成長にも繋がることで、教育的効果が挙げられることも特色である。また、研究面においては、21世紀ビジョンを研究面で具現化していく「社会知性開発研究センター」において、国際社会と連携して本学の研究活動を促進させ、社会連携・社会貢献活動に繋げている。
- 本学におけるSDGsの取り組みは、大学HPにおいて「SDGs17の目標ごと」「SDGsの目標に対応する優先課題ごと」「専任教員の所属・活動域ごと」「取り組みカテゴリーごと」にそれぞれ選択して検索できる仕様となっており、活動の可視化を図っている。また、各機関が運営するプラットフォームに積極的に参画することで、全学を挙げてSDGsの達成を目指したプロジェクトを推進している。学生に対しては、学内におけるSDGsに対する関心を高める取り組みの一環として、本学独自に開催するコンテスト型の企画「専修大学SDGsチャレンジプログラム」を開催することで、学生自身がSDGsの理念やその達成に貢献することの重要性を理解し、さらには他者に影響を及ぼす存在に成長することを目指している。SDGsに取り組むこれらの活動は、本学が21世紀ビジョンとして掲げる「社会知性の開発」の達成にも繋がるものであり、本学の特徴であると言える。

【問題点】

- 社会連携、社会貢献については、全学的には社会連携関係自己点検・評価実施委員会が、各機関については、機関別の自己点検・評価実施委員会が行っているが、各機関の自己点検・評価に関しては、社会連携・社会貢献の適切性を自己点検・評価項目として掲げることが必須としていないため、全ての社会連携・社会貢献活動を網羅できていない。この点に関して、自己点検・評価活動の仕組みを改善する必要がある。
- 社会連携推進委員会の役割について、現状では各機関が行う社会連携・社会貢献事業を集約することが主な業務となっているが、この社会連携推進委員会の所掌範囲について今後検討していく必要がある。そのためには、社会連携推進委員会が、教員が個別に取

組んでいる社会連携・社会貢献活動の交通整理を行うことや、学内の様々な組織に分散した形で存在している社会連携の運営方法に関する情報やノウハウについて収集・整理したうえで、それらを統合する、もしくは横断するような形で管理及び運営していく必要がある。

【全体のまとめ】

社会連携推進委員会では、本学の 21 世紀ビジョンである「社会知性の開発」の具現化に向けて、社会連携及び社会貢献活動について企画し、及び推進することを目的として設置し、社会連携推進委員会規程には、本学の社会連携の企画・推進に係る情報の収集及び発信並びに学内外の調整に関することが、所掌事項として位置付けられている。これに則り、社会連携推進委員会では「学内における社会連携の企画・推進に係る情報の収集」に重点を置き、これまで取り組んできた「KS パートナーシップ・プログラム」に関わる活動のみならず、川崎市以外の団体との社会連携・社会貢献活動に関しても広く情報を収集し、その結果、本学では多方面にわたる社会連携・社会貢献活動を展開していることが改めて明らかになったとともに、地域社会における本学の役割の重要性を再認識するに至った。

他方、産学連携や地域連携が活発化している現状を鑑みて、これらの活動に対応する代表的な窓口としての組織（部署）の必要性や、知的財産権や守秘義務等に関する対応の整備などが社会連携推進委員会においても指摘されている。社会連携推進委員会では、個々の教員レベルや各部署レベルで取り組んでいる社会連携・社会貢献活動をできるだけ集約しながら組織的な体制を築いていくことで、これらの活動が一層促進されることで、最終的には本学の社会的役割を更に高めることに繋がると考えられる。但し、社会連携・社会貢献活動は学内の全ての部署が関連することから、議論は慎重に進めていく必要がある。

第 10 章 大学運営・財務

〔第 1 節 大学運営〕

【現状説明】

点検・評価項目 1：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点 1：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示

評価の視点 2：学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

学校法人専修大学では、2016（平成 28）年 3 月開催の理事会・評議員会において、専修大学創立 140 周年・石巻専修大学創立 30 周年を迎える向こう 5 年間（2016（平成 28）年度～2020（令和 2）年度）については、『確たる大学基盤の整備』を事業推進の指針に据えて、7 つの事業領域（「教育」「研究」「学生支援」「グローバル」「入試」「社会連携」「経営・財務」）を中心に大学基盤の整備を進めることを決定した。本法人における「大学運営に関する方針」とは、すなわち『確たる大学基盤の整備』を指す。本方針は、キャンパス整備や学部の改組転換及び新学部設置などの一大事業を、専修大学創立 140 周年（2020（令和 2）年度）までに完遂することを社会に向けて誓約したものである。

学内構成員である学生及び教職員に対する大学運営に関する方針の周知に関しては、「各年度事業計画」及び「各年度事業報告書」を「大学ホームページ（情報公開）」及び「大学広報誌の『ニュース専修』」にそれぞれ掲載し、本法人における「大学運営に関する方針」である『確たる大学基盤の整備』の周知を図っている。（資料 1-15【ウェブ】、1-16【ウェブ】、2-28【ウェブ】）

点検・評価項目 2：方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

評価の視点 1：適切な大学運営のための組織の整備

評価の視点 2：適切な危機管理対策の実施

<適切な大学運営のための組織の整備>

①学長の選任方法と権限の明示

学長は、理事会の定める「専修大学学長選任に関する規程」に基づき、理事会において選任することが、「学校法人専修大学寄附行為（以下、「寄附行為」という。）」第 6 条において規定している。また、学長の選任方法については、専修大学学長選任に関する規程第 3 条に規定している。学長の権限は、専修大学学則第 40 条第 2 項において、「学長は、大学を代表し、校務を掌り、職員を統督する」と規定している。また、学長は、寄附行為において、学校法人の理事及び評議員となることが規定されているほか、「学校法人専修大学常勤役員会規程」第 2 条において、常勤役員会の構成員とされ、学校法人の業務の適正な運営にも携わっている。（資料 1-2【ウェブ】、10-1～10-3）

②役職者の選任方法と権限の明示

本学では、「専修大学長を補佐する副学長に関する取扱い内規」に基づき、学長が必要と認めたとときに副学長を置くことができ、副学長の選任方法は、同内規第5条に規定している。副学長の権限は、同内規第3条（職務）において規定している。また、副学長は、学長の命により、学長が主宰する会議等の運営を担い、意見を述べることができる。なお、副学長は、2006（平成18）年度より、理事及び評議員に選任されている。（資料10-4、10-5）

学部長の選任方法は、各学部の「教授会規程」において規定されている。学部長の権限は、専修大学学則第46条において、学部を主管することを規定している。学部長が出席する学部長会では、主に本学における学術の研究、教育及び教員の人事等に関する方針を審議するほか、各学部間の連絡調整を図る機関としても機能している。また、学部長は、慣例（申し合せ）により寄附行為第25条第1項第3号に定める評議員に選任されるほか、同第8条第1項第3号に定める理事に選任される。このように、学部長が職責により理事・評議員となることで、教学・法人の双方が一体となって大学運営を行う体制を整えている。（資料4-39）

研究科長の選任方法は、「各研究科委員会規程」に規定されており、法科大学院長の選任方法は、「法科大学院教授会規程」に規定されている。また、研究科長・法科大学院長は、それぞれ、研究科委員会・法科大学院教授会の議長となることが、各研究科委員会規程及び法科大学院教授会規程によって定めている。このほか、両規程には、委員会の招集、審議事項、議決などについて定め、規程に基づいた運用をしている。（資料4-40）

③学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備、教授会の役割の明確化、学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化

学校教育法等の一部改正（2015（平成27）年4月1日施行）に伴い、本学では学則第49条（教授会の審議等）の改正を行った。従来の学則では、「教授会は、次の事項を審議する」というものであったが、改正後では、「教授会は、学長が教育研究に関する決定を行うに当たり、次に掲げる事項について審議し、意見を述べるものとする」に改正した。これにより、最終的な決定を行う学長に対し、各教授会は意見を述べる関係にあることを明確化した。（資料1-1【ウェブ】）

④教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化

寄附行為では、理事会を「法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。」と規定している（第17条第2項）。また、同第15条により理事長を「この法人を代表し、その業務を総理する。」と規定しており、理事会を最終的な意思決定機関と位置づけ、理事長が最高執行責任者としてその権限と責任を有していることを明確にしている。

専修大学学長は、理事会の定める「専修大学学長選任に関する規程」に基づき、理事会により選任されている。なお、専修大学学則により学長は、「大学を代表し、公務を掌り、職員を統督する」としており、理事長と学長の権限と責任は関連諸規程により明確化されている。また、業務の適正な運営を図るため、法人は常勤役員会を設置している。常勤役

員会の審議事項は、理事会又は評議員会に付議する事項、法人の業務の円滑化を図るために理事会から委任された事項、その他、理事会が決定する事項を除き常勤役員会において必要があると認めた事項としている。

教学組織の意思決定機関は、学部長会、各学部の教授会など複数あるが、それぞれの規程の中で、その役割や分掌を明確化している。なお、それらを設置する根拠規程の制定は、常勤役員会の議を経て、理事会で承認している。

学長は、寄附行為第8条第2項の規定により、理事に選任される。また、専修大学の副学長及び全ての学部長（8名）は、法人の理事に選任されており、理事会での意思決定に加わっている。学長は、常勤役員会の構成員にも加わっており、教学の代表者として法人との連携の下、法人の意思決定に加わっている。学長は、教学を代表する理事として、理事会及び常勤役員会において法人運営に関する重要な役割を担っており、そのリーダーシップの下、教学の意思決定を統督している。また、前述のとおり教学組織の意思決定機関の規程は、制定時に理事会が承認しており、各規程の改廃要件に基づき、制定後の運用を原則として学長等に委任している。（資料 1-1【ウェブ】、1-2【ウェブ】、10-2、10-3、10-5、10-6）

⑤学生、教職員からの意見への対応

教員に関しては、教授会、大学院研究科委員会、法科大学院教授会等をとおして、また、職員に関しては、部課長会議や自己申告書等をとおして意見を述べるができる。なお、出された意見は、関係する所管を通じて対応を行っている。

授業に関しては、授業評価アンケートを通して意見を収集している。また、学生生活実態調査や卒業生アンケート等において授業以外の意見も収集しており、出された意見については学生部委員会や学部長会において報告し、共有を図っている。

なお、COVID-19の対応では、オンライン授業の現状を把握し、その質の向上を図ることを目的として、2020（令和2）年6月29日から7月7日までの期間、本学の学部学生全員を対象に「オンライン授業に関するアンケート調査」を実施し、その結果を、2020（令和2）年度後期授業の実施に反映させた。（資料 2-35、2-36）

<適切な危機管理対策の実施>

本学では、大規模地震などの自然災害や重篤な感染症の発生など、学生・教職員の生命又は身体に重大な被害が生じる恐れがある状況時に、学生・教職員へ緊急かつ重要な連絡を行うとともに安否を確認する手段として、2015（平成27）年度に安否確認システム及び緊急地震速報を導入した。また、防災マニュアルを作成し、定期的に改訂を行っている。さらに、ポケット版の「大地震対応マニュアル」を作成し、常に携行できるような工夫も行っている。（資料 10-7【ウェブ】、10-8）

点検・評価項目3：予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

評価の視点1：予算執行プロセスの明確性及び透明性

①予算編成の適切性

予算編成は、「学校法人専修大学経理規程」等に基づき、以下の手順で適切に行っている。

- ①理事長は予算会議等を経て予算編成上の基本方針を決定する。
- ②予算責任者（事務分掌上の所管長）は予算編成上の基本方針に基づき予算要求書を経理責任者（経理部長）に提出する。
- ③財務統轄責任者（財務担当理事）の調整方針に基づき、経理責任者は予算要求書の内容について予算責任者と調整し予算原案を作成する。
- ④予算原案を予算会議に付議し予算案として決定する。
- ⑤予算案について評議員会の意見を聴取し、理事会で審議の上、予算として決定する。

上述のとおり、本学では予算編成上の基本方針を定めることで、法人全体の方針に基づいた予算編成を可能としている。また、予算折衝にあたっては、各所管に事前配付される査定額を基に行われるが、その場に経理部だけでなく財務担当理事が出席するため、具体的かつ詳細な折衝が可能である。（資料 10-9～10-11）

②予算執行の適切性

予算執行は、所要の手続を完了した会計伝票に基づいて、以下の手順で適切に行っている。

- ①配分された予算の範囲内で、各予算単位にて伝票を起票し、伝票金額により 10 万円未満は課長、10 万円以上は部長の決裁を経て、必要な証憑書類を添付して経理課に回付する。
- ②経理課に回付された会計伝票のうち、出金伝票は、伝票金額により 10 万円未満は経理課長、10 万円以上 300 万円未満は経理部長、300 万円以上 1,000 万円未満は財務担当理事、1,000 万円以上は理事長の決裁を経る。入金伝票及び振替伝票は経理部長の決裁を経る。
- ③予算責任者がやむをえない事由により予算額を超えて支出しようとするときは、経理責任者を経て財務統轄責任者の承認を得なければならない。

本学では、予算編成段階で収入支出の目的が明確になるよう、詳細な予算項目の設定を行っており、その予算が、目的どおりに執行されているかの確認を、会計伝票の決裁をつうじて行っている。（資料 10-12）

③予算執行における透明性の確保

予算執行における透明性については、監事監査、監査室監査及び公認会計士監査の三様監査により、予算の執行状況を監査することにより、透明性を確保している。監事は私立学校法等に基づき、毎会計年度、業務及び財産の状況について監査を行い、監査報告書を作成し、常勤役員会・理事会・評議員会の決算審議時に監査報告をしている。また、毎年 5 月に法人監査会を開催し、監事・理事長・常勤理事・関係所管長が一堂に会して、当該年度の事業報告、財政報告等を聴取し、監査の総括及び監査意見等を述べ、意見交換を行っている。監査室は、学校法人専修大学内部監査規程に基づき、予算の執行状況を分析し、その効率及び効果の視点について検証する。監査終了後、監査報告書を作成し、理事長に報告している。公認会計士は、私立学校振興助成法に基づいて監査を行い、監査報告書を理事会に対して提出している。また、毎年 6 月に審査会を実施し、理事長・財務統轄責任

者・監事及び関係所管長に対して、監査結果を報告するとともに、理事長・財務統轄責任者に対し、文書による監査報告書が提出されている。

法人監査会、公認会計士の審査会等の報告・意見交換の機会を設けてことで、予算執行についても問題点等が明確になり、解決策が見出しやすくなっている。(資料 10-13、10-14)

点検・評価項目 4：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

評価の視点 1：大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

①職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況

法人及び大学運営に必要な事務組織を設置し、適切に運用している。職員の採用は、専修大学職員就業規則により常勤役員会の審査を経て、理事長が決定している。新規採用者は、定年退職者数及び依願退職者数等を勘案して採用数を毎年度算出し、常勤役員会の承認を得て採用者数を確定している。また、中途採用については、近年、専門性の高い人材を確保する必要性も増加しており、財務経験者、心理カウンセラー、キャリアカウンセラー、図書館業務経験者や弁護士資格保有者などの採用を適宜行っている。新卒・中途採用とも、求める人材像や選考ステップ、選考方法、待遇など採用に関する情報をホームページで公開し、一般公募により行っている。(資料 10-15)

職員の昇格は、人事考課制度にその基準を示している。人事考課では職位ごとの「期待役割」を定めており、次の4つの昇格条件を満たした昇格候補者の中から、能力を重視し、上位等級（上位職位）の期待役割を安定的に果たせると考えられる人物を選抜し、常勤役員で検討、理事長が決定している。1996（平成8）年度から導入している自己申告制度は、現担当業務の適性について①業務量、②難易度、③興味、④適否の視点から上司に申告できる制度である。上司（課長、部長）は、この制度により部下の職務遂行を把握し、上司意見（課長意見、部長意見）を付したうえで、総務部長に提出するため、職員個人を多面的に把握できる制度として昇格資料としても活用している。(資料 10-16)

②業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備

業務内容の多様化及び専門化に対応する職員体制の整備については、適宜、事務組織体制や各所管の事務分掌の見直しを行っている。例えば、2015（平成27）11月には、総合企画広報室と秘書室を「理事長室」として統合し、業務の効率化を図った。また、2018（平成30）5月には、学生情報の分析・活用のため、教務部教務課内に「IR担当」を設け、教学組織である教育開発支援委員会と連携し効果を上げている。同年11月には総務部傘下にあった大学史資料課と文書課を、大学史資料室と文書統括部として部に格上げし独立させた。大学史資料室は、大学史編纂に留まらず、学生への自校史教育や本学の歴史的価値を対外的に広報する専門部署とした。文書統括部は総務部から独立した文書課と新たに法務課を傘下に置き、規程管理や法務面での対応についての専門性を高めている。

2020（令和2）年4月には、就職部とキャリアデザインセンター事務部をキャリアセン

ター事務部に統合した。キャリア支援と就職支援を融合させたことで、ワンストップの学生サービスを実現し、3年次以降の就職指導に留まらず入学時から学生のキャリア形成を一貫して支援できる体制とした。(資料 10-17、10-18)

③ 教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）

「学部長会」「大学院委員会」「教授会」等の教学の諸会議には、原則、課長職以上の役職職員が担当事務所管として出席し、会議資料作成にとどまらず、学長、学部長や大学院研究科長など協働し、会議運営や諸課題についての検討を行っている。個人情報保護やキャンパス・ハラスメントなど全学的課題に関しては、委員会の構成メンバーとして職員を委嘱し、課題解決に携わっている。

このほかにも、専門的知識を有する職員と教員が協働して諸課題の解決に当たっている。例えば、教員組織である教育開発支援委員会の教員と事務組織である教務課の IR 担当職員は、「入学試験制度と学修効果」、「卒業生アンケート」や、アセスメントテストである「GPS-Academic の分析」を協働して行っている。2020（令和 2）年 7 月には、COVID-19 に伴うオンライン授業の質向上に資するため、学生を対象とした 7,000 人規模の大規模アンケート調査を実施し、教務課 IR 担当職員が解析を担当し、結果を学内外に報告した。また、大学史資料室担当職員は、本学の歴史に関わる資料の収集に留まらず教員と共同研究を行い、その成果を自校史教育や本学の歴史的価値を学内外へ情報発信する際に活用している。(資料 2-30～2-34、10-19)

④ 人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

専修大学 21 世紀ビジョン「社会知性の開発」の達成に貢献する人材（職員）を育成し、人材の有効かつ最適な活用を図るため、2016（平成 28）年度から人事考課制度を正式導入した。

本学の人事考課制度は、「期待役割」及び「考課要素」を等級別に定めている。期待役割は、担当業務の難易度や責任の度合いにより 6 段階に区分しており、当該年度における目標を設定する際の水準になっている。考課要素は、上記の期待役割に応じた業務遂行及び発揮能力の水準であり、大・中・小項目で定義している。

考課は、仕事の成果（結果）を考課する「目標達成度考課」「通常業務遂行度考課」と仕事のプロセスを考課する「能力・行動考課」で評価・考課し、等級別にそれらのウエイトを調整・設定している。また、客観性及び公平性を高めるため、一人の被考課者に対し、複数の考課者が実施している。

本学の人事考課制度は、単に、その結果を処遇反映に活用するのではなく、人材育成に主眼を置き、業務遂行による成果、能力・行動を考課することによって、部下一人ひとりの強み・弱みを明らかにし、部下の育成を上司が支援し能力開発や成長を促していく制度となっている。そのため、考課者（上司）、被考課者（部下）間のコミュニケーションを重視しており、期初、中間及びフィードバックの計 3 回の面接を必須としている。また、被考課者の日頃の職務上における顕著な事実を記録する「事実記録メモ」シートに基づいた日頃からの指導、支援を推奨している。また、評価・考課の信頼性及び公平性を担保するため、マニュアルの作成及び改正、各種記入シートの改良、考課者及び被考課者を対象と

した継続的な研修の開催、総務部人事課による評価・考課結果の検証及び各考課者へのフィードバックなどに取り組んでいる。

なお、上述のとおり、考課結果を給与や賞与に直接反映させていないが、昇格者選抜の資料とすることで、結果的に給与・賞与に反映させている。(資料 10-16)

点検・評価項目 5：大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点 1：大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント (SD) の組織的な実施

専修大学教職員人材育成方針及び学校法人専修大学スタッフ・ディベロップメント実施方針に基づき行っている。教員は、教授会での研修会の実施のほか、日本私立大学連盟や私立大学情報教育協会など他機関主催等の研修に参加している。職員は、当該年度の階層別を中心とした各種研修の実施計画を「職員研修日程」(専修大学及び石巻専修大学共通)として作成し、常勤役員会で承認を得て実施している。

また、当初計画にはないがその時々状況に合わせたタイムリーな題材によるスタッフ・ディベロップメント研修を、すべての職員を対象に年間を通じて適宜実施している。(ハラスメント対策や新規導入した情報システムの利用方法等の基礎的な知識を広く展開するプログラムなど)。このほかに自己啓発に資する通信教育講座・通学型講座の開講、日本私立大学連盟など他機関主催研修の周知及び参加促進を行っている。なお、通信教育講座の受講修了後には、大学から補助金、報奨金を支給している。教員へのスタッフ・ディベロップメントについては、全専任教員を対象として、情報セキュリティに関する研修を実施した。(資料 6-1、10-20～10-23)

点検・評価項目 6：大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。

また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠 (資料、情報) に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2：監査プロセスの適切性

評価の視点 3：点検・評価結果に基づく改善・向上

<適切な根拠に基づく定期的な点検・評価>

学校法人専修大学内部監査規程に基づき、理事長が承認した内部監査計画により、全所管 (26 課) について年 2 回の定期監査 (業務監査及び会計監査) を実施している。(資料 10-24)

業務監査は、業務活動が諸規則に準拠し、運営状況が適切かつ妥当であるか否かを検証する。会計監査は、事業活動の成果が学校法人会計基準、学校法人専修大学経理規程及び定められた諸手続に準拠して会計記録に正しく反映されているかを検証する。懸案事項等については、次回の監査時にフォローアップ監査として確認している。

また、前述のとおり、学校法人専修大学は、2016 (平成 28) 年度事業計画の策定時に、専修大学創立 140 周年・石巻専修大学創立 30 周年を迎える向こう 5 年間 (2016 (平成 28) 年度～2020 (令和 2) 年度) については、「確たる大学基盤の整備」を事業推進の指針に据

えて、7つの事業領域（「教育」「研究」「学生支援」「グローバル」「入試」「社会連携」「経営・財務」）を中心に大学基盤の整備を進めており、指針に基づき事業領域ごとに定めた中期的な到達目標を念頭に年度毎の事業計画を策定し、事業年度終了後には事業報告により成果の確認と課題整理を行っている。さらに、2020（令和2）年度には、「確たる大学基盤の整備」を指針として事業を推進して3年が経過することから、3か年の事業達成状況評価を実施した。この評価は、2016（平成28）年度から2018（平成30）年度までの各年度の事業推進状況を踏まえ、2020（令和2）年度終了時までには到達を目指す成果目標に対する現在の達成度を指標に基づいて測ることで、事業の今後の見通しや改善の方向性等を検討することを目的に行った。（資料1-16【ウェブ】、1-17～1-19）

<監査プロセスの適切性>

本学では、業務の適正な執行を図るとともに、本法人の健全なる発展及び経営の信頼性高揚に資することを目的とし、学校法人専修大学内部監査規程に基づき、監査室を置き、定期監査を実施している。（資料10-24）

監査担当者は、①内部監査は、被監査部署の立場を尊重し、公正な態度で臨むこと。②内部監査を実施する際には、被監査部署の日常業務の遂行を著しく阻害しないように努めること。③業務上知り得た事項を他に漏らし、又は不当な目的に使用しないこととし、その職を退いた後も同様とするものの3つの事項を遵守している。

定期監査においては、被監査部署の関係者に対し、内部監査を実施する上で必要な関係書類の提出及び事実関係の説明を求め、業務の適正な執行を検証する。そして、実施した監査の内容、結果その他必要な事項について記録し、特に重点を置いた監査事項や今後の大学運営において留意すべき事項などを記載した内部監査報告書を作成し、理事長に提出している。

また、監事は、私立学校法及び寄附行為の定めに基づき、職務を行っている。監事は、毎年度の監査開始前に監査計画を策定し、常勤役員会に報告している。この法人の業務、財産の状況、理事の業務執行の状況の監査については、期中と期末の2回にわたり、全ての所管の監査を行っている。期末監査にあつては、対象期間の最後に法人監査会を開催し、理事長、学長以下常勤役員全員に対する監査を実施している。その上で、毎会計年度の監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出している。監事は、理事会及び評議員会に出席し、必要な意見を述べており、さらに常勤監事にあつては、常勤役員会及びその他の諸会議に出席し、必要な意見を述べている。（資料10-13）

<点検・評価結果に基づく改善・向上>

大学運営の適正性については、社会情勢を鑑み、各所管の懸案事項等を検証しつつ、定期監査を通して業務の運営状況や予算の執行状況の適切性と妥当性を検証することで、定期的に点検・評価を行っている。その結果は次回以降の監査時に、助言や提案も含めたフォローアップ監査として実施し、継続的改善に努めている。事務組織のあり方や業務運営状況、予算執行状況などの問題点や懸案事項について、特に重点を置いた監査事項や今後の大学運営において留意すべき事項などを記載した内部監査報告書を、理事長に提出している。また、三様監査となる監事、公認会計士及び監査室は、監査における問題点や懸案

事項の改善・向上に向けて、それぞれの立場での情報交換や意見交換を行う打合せ会を実施している。

専修大学は、事業計画における各事業領域の到達目標に対する事業推進状況を確認・課題整理するため、毎年度、「事業計画における推進状況確認表」を策定している。策定に際しては、担当所管が事業計画の達成状況を担当事務局へ報告し、そのうえで担当役員が事業評価を行い完成に至る。以後、同確認表の達成状況については常勤役員懇談会及び常勤役員会へ報告し、常勤役員会の承認後はその達成度を事業報告書に適宜掲載するとともに、部課長会にも情報共有を図り、次年度の事業計画策定に向けた改善・向上を図っている。また、前述のとおり、2019（令和元）年度には「5か年計画」の開始から3年が経過することから、「3か年事業達成状況評価」を策定し、常勤役員懇談会へ報告した。策定に際しては、担当事務局が各所管との事前ヒアリングを踏まえながら、成果目標から見た現在の達成状況を指標に基づいて把握するとともに、事業の今後の見通しや改善の方向性等を検討し、本報告書を取りまとめた。（資料 10-25～10-30）

【長所・特色】

- 職員に対する階層別の研修プログラムは基本的に人事課職員によって内製化しており、受講者にとって研修効果が高いと思われる内容を取り入れている。研修講師は、人事課職員だけでなく、財務、コンプライアンスや大学を取り巻く内外環境などの職員としての基礎知識修得のプログラムに関しては、それぞれのプログラム別に学内の他の部署の職員を招聘して行っている。定期採用職員に対しては、12月に大学の厚生施設を利用した内定者研修を皮切りに、4月の入職後約1か月間に亘り、大学職員の役割、心構え及び基礎知識を教示する定期採用職員研修を実施、半年経過後の10月に3日間のフォローアップ研修を行い、採用初期の問題に対して早期に対処する体制をとっている。若手から中堅職員となる年代には、隔年でリフレッシュ研修（同4・5年目）及びブラッシュアップ研修（同8・9年目）を実施している。近年は学生を始め多様なステークホルダーと協働するために必要な自己理解・他者理解を促進するため、学内認定ユーザーによるMBTI®を取り入れた自己理解プログラムを中心としたプログラムを実施している。（資料 10-23）
- 職員に対する目的別研修として、大学の国際化に対応できる人材の育成を主眼に、本学の国際交流協定校において語学講座受講、現地調査・研究に取り組む海外派遣研修を、2004（平成16）年度から実施している。若手職員の参加を促すため、応募条件を「勤続満2年以上」としている。2019（令和元）年度までに海外に派遣した職員数は、計14名となる。また、次代の大学経営を担うリーダーの養成を目的に、課長補佐以下の監督職者を対象に、2015（平成27）年度から3か年連続参加を条件とした研修「改革実行3か年研修」を、民間企業で研修を実績のある講師によって実施した。（資料 10-23）
- 各年度の決算に先立ち行われる期末監査の実施前には、三様監査（監事、会計監査人、内部監査室）による打合せ会を開催し、それぞれ異なる立場から法令に基づく適正な監

査を行うための意見交換を行っている。

- 本学では、事業計画における各事業領域の到達目標に対する事業推進状況を確認・課題整理するために毎年度、「事業計画における推進状況確認表」を策定しているが、このような取組みを行うことで、本学における「事業の課題整理」や「見える化」が図られている。また、「3か年事業達成状況評価」を策定することにより、2021（令和3）年度公表予定の「次期5か年計画」の策定に資する課題整理が図られている。（資料 10-25～10-30）

【問題点】

- 専門的知識を組織的に学内で養成する制度が確立しておらず、高度な能力開発について個人の資質や努力に依拠するにとどまっている。特に大学院で学ぶ場合の助成制度等を作っていく必要がある。
- SD研修では、全職員を対象とした基礎的事項の修得を優先してきたが、先端的な知識・技術について取り扱う研修が実施できていない。今後はデータサイエンスやコンサルティング技術等、職員の専門知識向上を目的とした研修も実施する必要がある。また、「大学運営に関する方針」については、今後、SD研修等を通じて学内構成員の理解を深める機会を提供していく必要がある。
- 職員の人事考課結果の処遇への反映は、昇格を検討するための資料としているが、その反映は緩やかなものであり、職員のモチベーションの向上や組織の活性化のために、考課結果を直接的に処遇に反映される部分も検討する必要がある。また、部署により所属課員数が異なるため、一人の考課者に対する被考課者数に差異が生じる。考課者の負担を考慮する改善が必要である。

【全体のまとめ】

本学では、21世紀ビジョン「社会知性の開発」のもと、「本学創立140周年を迎える向こう5年間（2016（平成28）年度～2020（令和2）年度）」については、「確たる大学基盤の整備」を事業推進の指針に据えて、7つの事業領域（「教育」「研究」「学生支援」「グローバル」「入試」「社会連携」「経営・財務」）を中心に大学基盤の整備を進めている。この方針は、ホームページやニュース専修等で学内外の公表し、周知している。

方針の実現に向けて、学長、副学長、学部長、各研究科長、法科大学院長の各職を置くことを関連規程で定め、その権限を明示している。また、学校教育法等の一部改正（2015（平成27）年4月1日施行）に伴い、学長の意思決定と教授会の役割の関係を規程上にも明記し、適切に運営している。

教学組織と法人組織の権限と責任の明確化については、法人組織は、理事長が最高執行責任者となり、理事会を最終的な意思決定機関と位置付けている。教学組織は、学長が大

学を代表し、公務を掌り、職員と統督し、最終的な決定を学長が行うこととしている。

予算編成や予算執行は適切に行われ、監事監査、監査室監査及び公認会計士監査の三様監査により、透明性を確保している。また、法人及び大学運営に必要な事務組織を適切に設置し、整備された諸規程のもと、適切な人材の採用と昇格を実現させている。特に人材育成に主眼を置いた人事考課制度や多様な研修制度は効果を発揮しており、特筆すべき点と言える。さらに、本学では、教学の主たる会議には、課長職以上の役職職員が出席し、教員と協働して会議運営や諸課題についての検討を行っているほか、教職員に対するスタッフ・ディベロップメント（SD）研修を定期的実施しており、適切な大学運営が行われている。

こうした大学運営の適切性については、学校法人専修大学内部監査規程に基づく監査のほか、事業推進の指針に基づいて定められた到達目標に対し、毎年度の進捗状況と次年度の計画を確認することによっても検証されている。

〔第2節：財務〕

【現状説明】

点検・評価項目1：教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

評価の視点1：大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定

評価の視点2：当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定

<大学の将来を見据えた中・長期の計画等に即した中・長期の財政計画の策定>

長期的に安定した財政的基盤を擁立するためには、入学生の安定的な確保と綿密な資金計画の策定が必要である。そのため本学単独の収支の状況を把握するとともに、法人全体（専修大学、石巻専修大学）の財政がどのような状況であるかを把握しておくことが重要である。本法人では、毎年度5か年の財務予測（資金収支予測・事業活動収支予測）を作成し、理事会・評議員会に公表し、本学では教職員への説明会を開催し、財政状況について理解を求めている。この財政予測は、新入生の学費検討の重要な資料となるもので法人全体及び大学ごとに作成している。毎年度の人事計画、教育研究計画に基づく施設設備整備計画及び資金計画など最新の要因を盛り込んで財政予測を立てている。（資料 10-31）

<大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定>

現行の5か年計画では、「7 経営・財務領域 - (1) 経常支出の抑制」において、「事業活動収支差額比率」を指標に据えて、毎年度「+5%以上」の安定的な確保の実現を目標に掲げている。（資料 1-15【ウェブ】）

点検・評価項目2：教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）

評価の視点2：教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み

評価の視点3：外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等

<大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）>

専修大学が創立150年（2029（令和11）年）を迎える頃には、神田キャンパスの中核に位置付けられる神田本館（1～3号館）の建替えの必要が生じることとなる。神田本館の建替えを確実に遂行するためには、今から資金的な準備を行う必要があることから、学校法人専修大学では「第2号基本金引当特定資産」及び「施設設備準備資産」への計画的な繰入を行っている。

2019（令和元）年度決算においては、「第2号基本金引当特定資産繰入支出」として3億円、「施設設備準備資産繰入支出」として2億円の繰入を行い、今後も計画的な繰入を進め

ていく。(資料 10-32～10-34)

<教育研究活動の遂行と財政確保との両立の仕組み>

学校法人専修大学は、専修大学創立 140 周年・石巻専修大学創立 30 周年を迎える向こう 5 年間に於いて、「事業活動収支差額比率+5%以上の安定的な確保」を目指している。5 年計画の最終年度となる 2020 (令和 2) 年度は、「事業計画の推進と専修大学創立 150 年を見据えた健全財政確保の両立」を目指し、次の 7 点を基本方針として推進した。

【7つの基本方針】

- ①教育・研究の質的向上を図る上で、適正な予算編成を実施。
- ②経常経費の適正化の推進。
- ③効果的な予算配分を実施する観点から必要なヒアリングの実施。
- ④基本金組入前当年度収支差額の安定的な収入超過を図るために必要な予算査定の実施。
- ⑤中期計画上の施設設備拡充・整備事業計画を推進するために必要な資金確保。
- ⑥予算制度を確立するという観点から、当初予算に計上された事業以外の項目については、原則的に当年度での対応を見送る。
- ⑦予算執行を伴う新規業務計画の策定に関しては、「スクラップ&ビルド」を基本原則とする。

予算編成においては、事業のスクラップ&ビルドを徹底することにより経常的な経費の削減を行うとともに、各所管からの予算要求前に経理部が「決算説明会」を毎年度開催し、構成員全体への財務状況についての理解に努めている。(資料 1-15【ウェブ】)

<外部資金の獲得状況、資産運用>

学校法人専修大学資金運用規程に基づき、定期預金を中心に低リスクな運用を行っている。資金運用状況について、年 2 回常勤役員会において報告している。(資料 10-35)

2015 (平成 27) 年度から 2019 (令和元) 年度まで「専修大学創立 140 年・石巻専修大学創立 30 年記念事業募金」の募集を行い、5 年間で 6,016 件 1,006,923,108 円の寄付金を集めた。

2020 (令和 2) 年度からは専修大学・石巻専修大学「社会知性(Socio-Intelligence)の開発」推進募金の募集を開始した。この募金は、本学が進めている事業のうち、以下の A 国際交流の推進支援、B 学生スポーツ活動の振興、C 学生への経済的支援、D キャリアデザインプログラム充実支援、E 学生のボランティア活動支援、F 多目的ホール・シート募金及びチェア募金、G 教員の研究活動支援、H その他の 8 項目を募金目的の柱としている。また、それぞれの募金目的について、具体的に用途を明記している。このことにより、寄付者が、本学の諸活動の中で強化・充実させたいと思われるものを具体的に指定し、支援することができる仕組みとしている。(資料 10-36)

「第 8 章：外部資金獲得のための支援策」で記述したとおり、研究環境の一層の整備を図る観点から、科学研究費助成事業の採択結果と連動した学内研究助成制度を設けており、先行研究としての展開が期待されている。なお、科研費の過去 5 年間 (平成 27 年度から令和元年度) の平均新規採択率は 36.7% で、取扱件数は延べ 457 件、545,350,000 円となっている。また、この他に受託研究及び奨学寄付金等の外部資金を扱っており、過去 5 年間

の研究費は、受託研究 32 件 120,690,915 円、奨学寄付金 22 件 18,102,746 円となっている。(資料 8-26、8-27、大学基礎データ (表 8))

【長所・特色】

○特になし

【問題点】

○特になし

【全体のまとめ】

本学では、毎年度 5 か年の財務予測を作成し、理事会及び評議員会に公表し、教職員にも説明している。この 5 か年計画では、事業活動収支差額比率を指標に捉え、毎年度 +5% 以上の安定的な確保の実現を目標に掲げている。また、教育研究活動を安定して遂行していくため、「第 2 号基本金引当特定資産」及び「施設設備準備資産」への計画的な繰入を行っている。

教育研究活動を遂行しつつ、財政を確保していくため、「事業計画の推進と専修大学創立 150 年を見据えた健全財政確保の両立」を目指し、7 つの基本方針を掲げて取り組み、学内で「決算説明会」を実施する等して、財務状況についての理解に努めている。また、寄付金をはじめ、多様な外部資金の獲得にも積極的に取り組み、安定的な教育研究活動の遂行を可能としている。

終章

本章において述べたとおり、本学では、2019（令和元）年度に「内部質保証推進委員会」を設置し、併せて、本学における内部質保証の考え方を「自己点検・評価等を適切に機能させることにより、本学が行う教育研究活動の質の向上を図り、本学の教育研究活動が一定の水準を満たすものであることを恒常的かつ継続的に自らの責任において説明し、及び証明すること」と定義づけた。これに伴い、既存の自己点検・評価体制も見直し、新設した内部質保証推進委員会との関係性を明確にするとともに、PDCA サイクルを可視化した。また、自己点検・評価に関する外部評価委員会を設置し、地域社会や産業界等の外部の声や期待を取り入れることで、自己点検・評価活動の客観性及び公平性を担保することとした。このような体制に基づき、2019（令和元）・2020（令和2）年度を1サイクルとして自己点検・評価活動を行い、その成果を本書に取りまとめた。

本書には、自己点検・評価によって明らかになった「長所・特色」を記載している。その中でも、教育開発支援委員会と教務課 IR 担当が協働で行う各種データの検証は、定性的な分析に留まりがちな卒業認定・学位授与の方針の検証について、専門的な統計手法を用いて定量的な分析結果を導き出すといった先駆性及び独自性のある取組みと言える。また、持続可能な開発目標（SDGs）に対しては、「専修大学における SDGs 行動理念」を掲げ、全学を挙げて SDGs 達成を目指したプロジェクトを推進していることも特色であろう。

一方で、自己点検・評価によって課題も明らかになった。本学では、教学マネジメントの確立にあたって最も重要となる三つの方針の検証を定期的に行っているが、大学教育の成果を学位プログラム共通の考え方や尺度であるアセスメントプランに則った点検・評価とすることが急務である。『学生による授業評価』の全学的な実施」についても、内部質保証推進委員会において早急に取り組むべき課題である。また、研究科における定員の充足や教員組織の適切性の点検・評価について、全学的観点からの点検・評価の実施なども優先度の高い項目と言える。

なお、本書を作成した 2020（令和2）年度は、COVID-19 の影響を大きく受け、本学においてもオンライン授業への対応が迫られた。オンライン授業開始にあたっては、授業のためのツールや必要な手続き、授業の進め方や履修者の評価方法など、オンライン授業の準備から評価に至るまでのオンライン授業の実施に必要な知見の組織的な共有を図った。このことは、教学マネジメントが有効に機能した事例と言えるであろう。また、2021（令和3）年度の入学者選抜にあたっては、COVID-19 の影響が続く中においても公平な入学者選抜を実施した。さらに、学生支援及び社会連携・社会貢献に関しても、多くの制限がかかる中であっても適切な対応を行ったことが自己点検・評価の結果から明らかとなっている。

自己点検・評価の結果明らかとなった改善点については、今後、内部質保証推進委員会において整理を行い、全学的な目標・計画等の設定を行う必要がある。これらの一連のプロセスを経ることで、PDCA サイクルが適切に機能していると言えるだろう。また、内部質保証に関して、学内での啓蒙もこれまで以上に取り組む必要がある。「大学全体レベル」「プログラムレベル」「授業レベル」といったレベルごとに内部質保証推進委員会が適切に支援することで実質化を図ることとしたい。

また、本学では、21 世紀ビジョン「社会知性の開発」を達成するため、専修大学創立 140

周年を迎える 2020（令和 2）年度を目標として「確たる大学基盤の整備」を事業推進の指針（5 か年計画）に据えて、キャンパス整備、学部・学科の設置等を進めた結果、完遂することができた。今後は、2021（令和 3）年度に公表予定の「次期中期計画」に基づき、大学運営を着実に遂行する所存である。

以 上